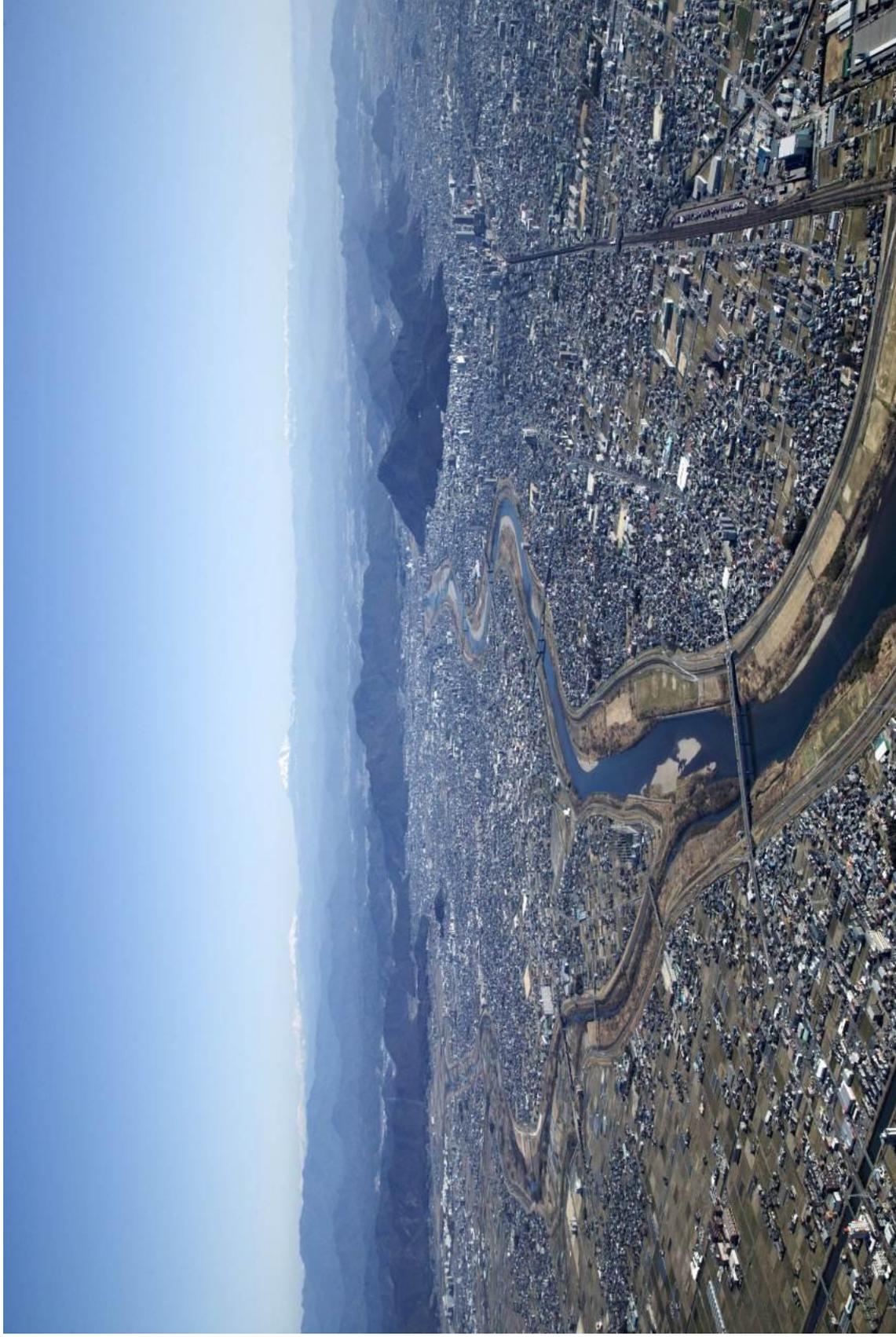


長良川中流域における岐阜の文化的景観

保存計画書

岐阜市



「長良川中流域における岐阜の文化的景観」空撮写真



長良川の鵜飼漁



金華山



川原町地区の町並み



旧城下町地区の町並み



格子の洗い



家屋の中から金華山を望む
(木の左手に金華山と岐阜城が見える)

長良川中流域における岐阜の文化的景観保存計画

目次

第1章	文化的景観の保護に向けて	1
1-1	文化的景観を保護する意義	1
1-2	保存計画の目的	2
1-3	保存計画の位置付け	3
1-4	保存計画策定に至る経過	5
第2章	文化的景観の概要	9
2-1	文化的景観の位置	9
2-2	文化的景観の価値	10
2-3	文化的景観の範囲	18
2-4	選定申出の進め方	20
2-5	地区の概要	23
第3章	文化的景観の保存に関する基本方針	28
3-1	保存管理に関する基本方針	29
3-2	整備・活用に関する基本方針	30
3-3	運営体制に関する基本方針	31
第4章	文化的景観の保存管理に関する事項	32
4-1	文化的景観における土地利用等に関する事項	32
4-2	文化的景観における有形の要素に関する事項	35
4-3	文化的景観における伝統的な生活・生業に関する事項	73
第5章	文化的景観における行為規制について	76
5-1	行為規制の概要	76
5-2	岐阜市景観計画の概要	85
5-3	文化的景観と他法令及び補助制度との関係	99

第6章	文化的景観の整備・活用に関する事項.....	125
6-1	生活・生業や地域社会の持続性の充実に向けた整備・活用.....	125
6-2	市民の学びの場としての機能の向上に向けた整備・活用.....	125
6-3	岐阜市観光の拠点としての魅力の向上に向けた整備・活用.....	125
6-4	文化的景観の本質的価値に配慮した統一感のある整備の推進.....	126
第7章	文化的景観の保存に必要な運営体制に関する事項.....	127
7-1	文化的景観に係る諸分野及び諸機関の連携体制.....	127
7-2	市民を始めとする民間による積極的な活動の促進と支援の充実.....	129
7-3	国・県・他市町村との広域連携体制の推進.....	130

第1章 文化的景観の保護に向けて

1-1 文化的景観を保護する意義

岐阜市総合計画「ぎふ躍動プラン21—人・まち・自然・個性輝く市民協働都市ぎふ」は、自立循環型社会の確立、岐阜市ブランドの重要性、多様な価値観の展開、地域と未来の活力を支えるひとづくり、市民と行政の協働等を基本理念に掲げ、将来の都市像を展望している。経済の低成長、少子高齢化など社会の課題が指摘されて久しく、都市間競争が激化する中、持続可能な地域社会を構築することが岐阜市には求められている。その時に、現代の景観の中に継承されている歴史文化、住民の生活、地域の形成過程、建築物の地域色等を改めて問う必要があるのではないだろうか。

従来から、岐阜市は、金華山・長良川の自然、歴史的な町並み、鶯飼文化等を、岐阜市が誇る歴史文化資産として、まちづくりの核として、総合計画、都市計画マスタープラン、景観基本計画、歴史的風致維持向上計画等に位置づけ、各種施策を展開してきている。また、近年、各地域においてまちづくり会が設立され、まちづくり協定等が策定されるなど都市景観の継承と改善に向けた取組み、あるいは地域資産を活かした活動が展開され、市民協働のまちづくりが推進されている。しかしながら、これまでの文化資産を活かしたまちづくり施策は、事業主体毎に進められる傾向が強く、今後はそれらが連携し、一体的かつ計画的な取組みを展開していく枠組みの構築が期待される。その一翼を担うことができるのが歴史的風致維持向上計画であり、また文化的景観保護制度であるということができる。

岐阜市は、適度に便利な都市機能を充足しつつ、長良川・金華山等の豊かな自然、鶯飼に代表される伝統文化、城下町などの歴史を受けつぐ自然・歴史・文化のバランスがとれた中核都市である。「長良川中流域における岐阜の文化的景観」の保護制度は、市民がその特徴を価値あるものとして再認識し、地域に対する誇りを高めるきっかけとなるものである。また、重要文化的景観となる長良川と金華山、その懐に抱かれるまちは、今日の岐阜市の発展の礎となった場所であり、この景観が文化資産として次世代へ継承され、さらにその魅力を高めるための諸施策に取り組む意義は大きい。

文化財保護法による文化的景観は、「地域における人々の生活や生業及び当該地域の風土により形成された景観地」と定義されており、人々の営みによる土地利用の在り方を示し、発展することを期待される「生きた文化財」である。その点が、時代の歴史文化を象徴する遺産である従来の文化財と大きく異なる。しかしながら、文化財として共通するのは、それらは唯一無二のものということである。「長良川中流域における岐阜の文化的景観」が文化財となることは、岐阜市の価値の再認識とその継承にとどまらず、さらに新たな地域の魅力を創出することにつながる。それを広く世界に向けて発信し、岐阜市であること、岐阜市民であることの意義を高めていかなければならない。

1-2 保存計画の目的

岐阜市では、岐阜の個性のひとつである長良川鶺鴒を、将来に受け継いでいかなければならない流域の文化における宝として位置付け、長良川鶺鴒文化を保存・継承する活動等を通して、市民がさらなる郷土への誇りや愛着を持つことを目的として、長良川鶺鴒のユネスコ無形文化遺産登録を展望とする「魅力アップ！鶺鴒文化再発見事業」を平成17年度より実施している。その中で、長良川鶺鴒の舞台を「長良川中流域における岐阜の文化的景観」と位置づけ、その永続的な保全を検討するため、岐阜市における文化的景観保護事業がスタートしている。

また、それに先立つ平成16年には、「金華山・長良川まるごと博物館構想」が策定されており、長良川のみならず、金華山及びその山麓の旧岐阜城下町周辺の都市域を野外博物館として捉え、「川を活かしたまちづくりゾーン」、「歴史を活かしたまちづくりゾーン」、「緑を活かしたまちづくりゾーン」を定め、景観、歴史的資源、自然資源、祭り等の文化を再生・活用し、回遊性や人々の連携を強化することを構想推進の方針としている（図1-1）。

以上のような経緯から、岐阜市では、長良川鶺鴒をはじめとする伝統文化、また、岐阜城跡・旧城下町等の歴史、長良川や金華山等の自然等の岐阜市ならではの資産を、文化財行政、景観行政と市民によって成り立つ文化的景観という概念を導入することによって、包括的かつ重層的に保全・継承していくこととした。「長良川中流域における岐阜の文化的景観」の継承と望ましい景観形成の持続的で組織的な仕組みづくりを行うために、本保存計画を策定するものである。

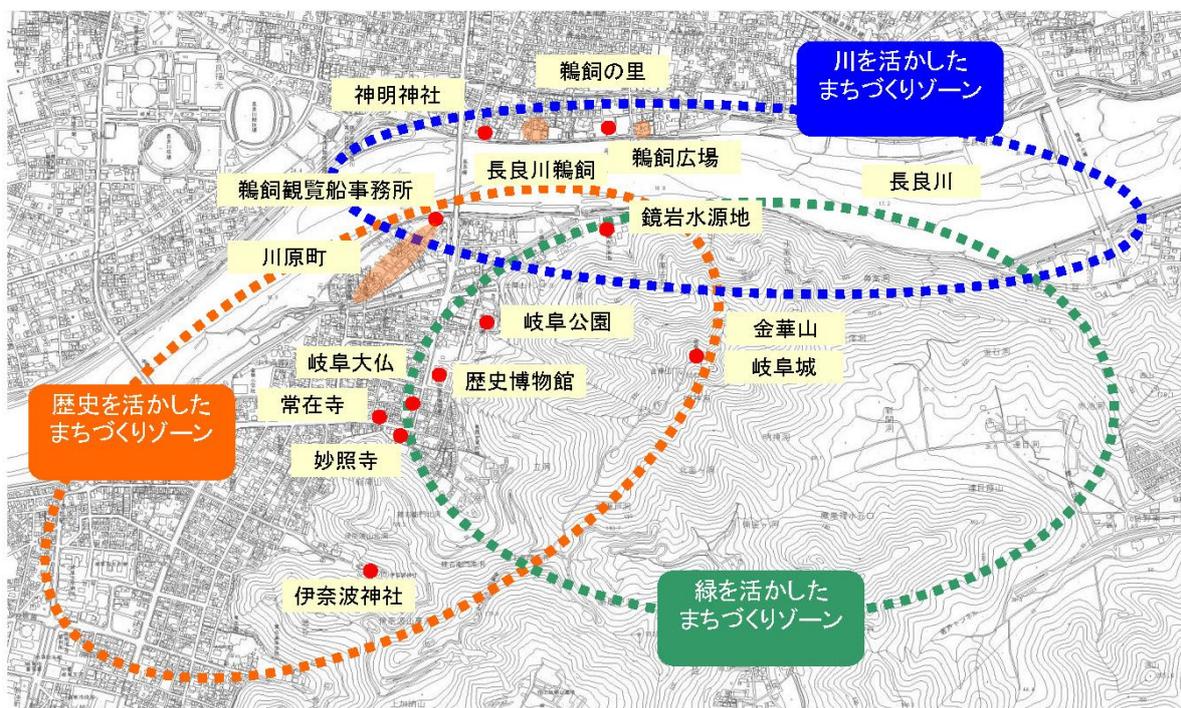


図1-1 「金華山・長良川まるごと博物館構想」のゾーニング図

1-3 保存計画の位置付け (図 1-2)

この文化的景観保存計画は、岐阜市の基本構想である「総合計画 ぎふ躍動プラン・21 総合計画」(以下、岐阜市総合計画)の具現化のための計画のひとつとして位置付けられる。岐阜市総合計画に即すとともに、都市計画に関する基本的な方針である「岐阜都市計画区域マスタープラン」及び「岐阜市都市計画マスタープラン」との整合性のとれた計画とする。

特に岐阜市総合計画においてその推進が謳われている「長良川・金華山まるごと博物館構想」を推進し、岐阜公園周辺地区の構想である「岐阜町発祥の地・まちなか歩き構想」、市民と行政が協働してまちづくりを進めるためのガイドラインである「岐阜市協働のまちづくり指針」等の既存の関連構想・計画とも連携し、また、岐阜県が策定している「岐阜県景観形成ガイドライン」「岐阜県産業振興ビジョン」とも整合を図り、歴史・文化・自然の豊かな岐阜市の継承を効果的に推進していく。

特に「岐阜市景観計画」ならびに「岐阜市歴史的風致維持向上計画」とは不可分の関係にあるため、それらを踏まえた計画とする。本保存計画の対象範囲は、岐阜市景観計画で景観計画重要区域に設定された「金華区域」「金華山・長良川区域」、あるいは岐阜市歴史的風致維持向上計画における「重点区域」に内包され(図 1-3)、その範囲や施策の整合が図られた文化的景観保存計画とする。

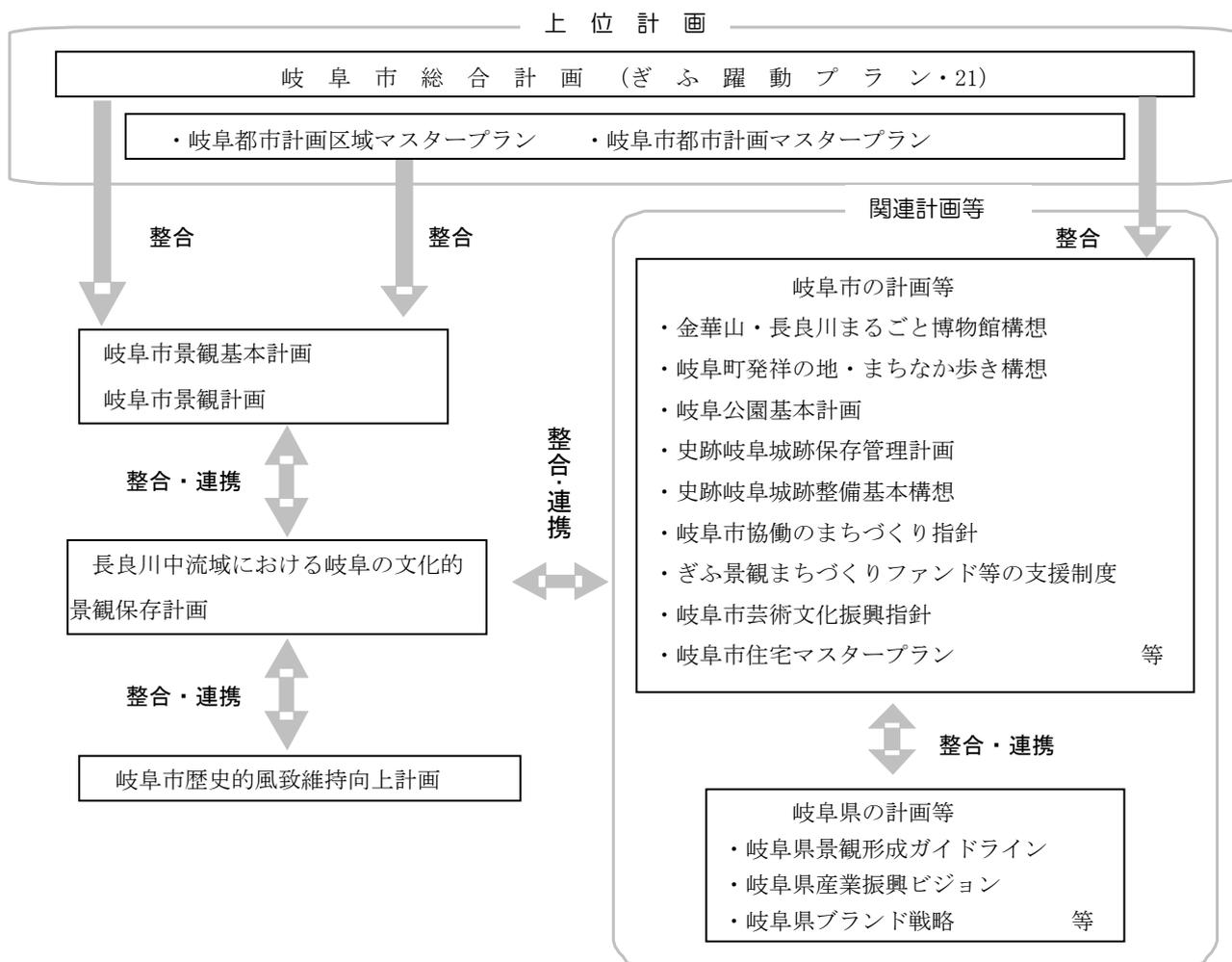


図 1-2 長良川中流域における岐阜の文化的景観保存計画と各種関連計画との関係

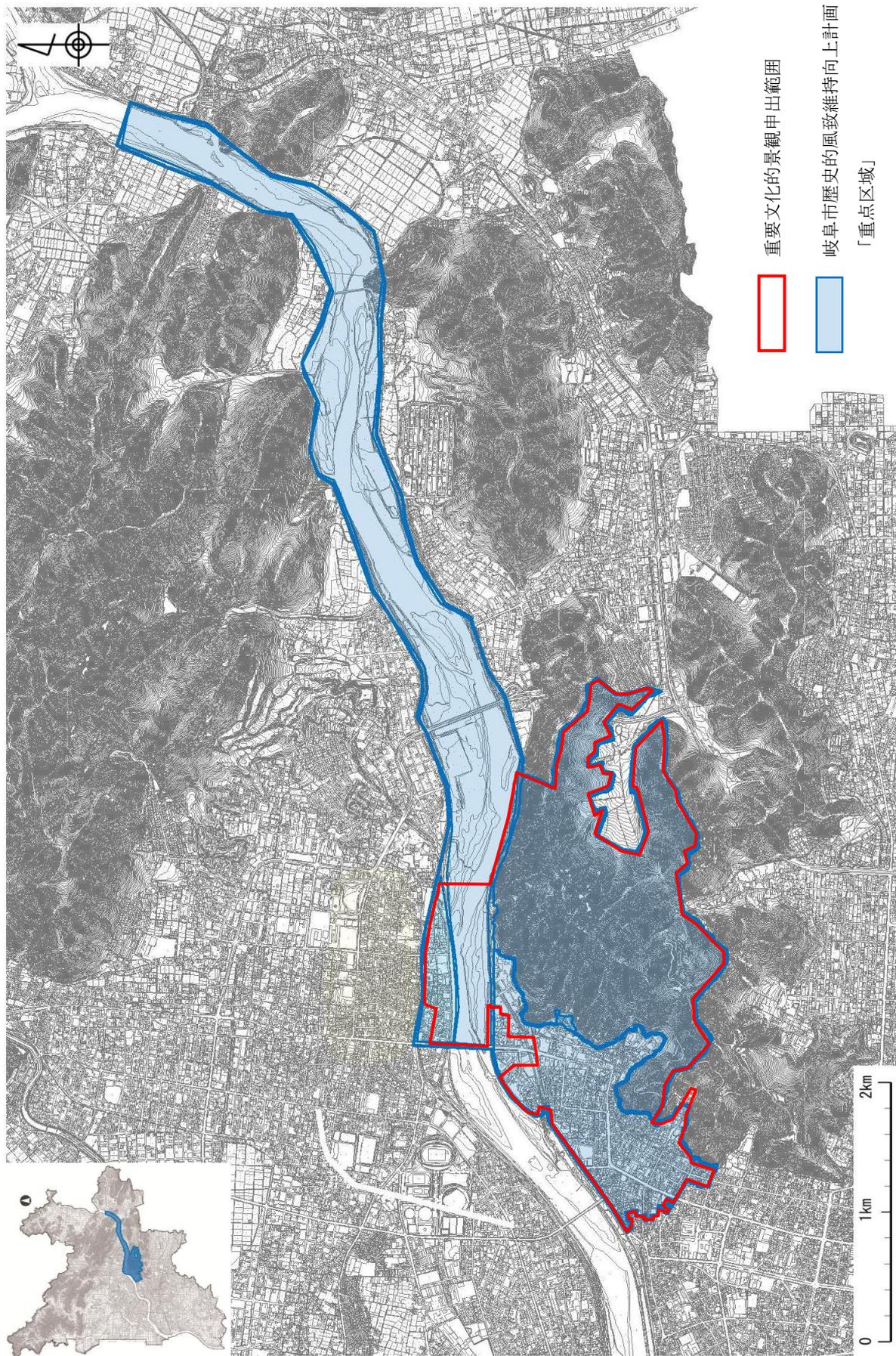


图 1-3 岐阜市歴史的風致維持向上計画「重点区域」と重要文化的景観申出範囲との関係

1-4 保存計画策定に至る経過

岐阜市では、平成7年度に「岐阜市都市景観条例」施行以降、都市景観に資する建築物や市民活動に対する助成や支援、顕彰を展開してきた。平成16年度以降、景観法に基づく景観条例・景観計画の施行に向け、「岐阜市景観基本計画」を平成19年度に策定した。平成22年1月1日に岐阜市景観条例及び岐阜市景観計画を施行し、平成24年10月1日に変更をしている。また、歴史的建造物の保全や町家の再生、一般家屋の修景事業等の助成のための「ぎふ景観まちづくりファンド」を平成20年度に創設した。

一方、平成17年度より実施している「魅力アップ！鵜飼文化再発見事業」のひとつとして始まった「長良川流域の文化的景観保存事業」は、平成19年度に、学識者である委員と住民代表、関係市民団体、関係行政機関によるオブザーバーで構成される「長良川流域の文化的景観検討委員会」を設置することから始まった。これは平成15年度までに行われた「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」（文化庁）において、岐阜市の長良川の鵜飼が、重要地域のひとつに選択されたことを契機に、鵜飼の舞台となる長良川流域を文化財として保存活用できないかということが動機であった。平成19年度の委員会で、調査対象範囲、調査項目を定め、翌年以降、国庫補助事業として検討委員会の指導を受けながら、保存調査事業を行なった。なお、文化庁が行ってきた「採掘・製造、流通・往来及び居住に関する文化的景観の保護に関する研究」（平成17～19年度）において、「鵜飼のまち」「御鯨街道」「長良川流域」が二次調査対象に選択され、当文化的景観を構成する景観が一定の評価を得た。これにより平成21年度には、当該文化的景観を文化財として継承し、市民との協働によるより良い景観形成の仕組みづくりと、国の重要文化的景観選定を目指し、国庫補助事業として文化的景観保存計画の策定に着手した。

表 1-1 岐阜市における景観行政ならびに文化財行政の近年の動向

年 度	景観行政	文化財行政
平成 7 年度	岐阜市都市景観条例制定	
平成 8 年度	景観アドバイザー制度導入	
平成 9 年度	岐阜市都市景観賞開始	
平成 10 年度	岐阜市都市景観基本計画策定 都市景観重要建築物制度 都市景観形成市民団体認定制度	
平成 16 年度	景観計画の検討を開始	
平成 17 年度		魅力アップ!鵜飼文化再発見事業開始
平成 19 年度	金華区域景観形成ガイドライン策定 岐阜市景観基本計画策定	文化的景観検討委員会設置
平成 20 年度	長良川流域景観形成ガイドライン策定 ぎふ景観まちづくりファンド開始	文化的景観保存調査実施（国庫補助）
平成 21 年度	岐阜市景観条例施行 岐阜市景観計画施行	文化的景観保存計画案作成（国庫補助）
平成 22 年度		文化的景観保存計画案作成（国庫補助）
平成 23 年度	景観重要建造物の指定	文化的景観保存調査（追加）実施（国庫補助） 文化的景観保存計画案作成
平成 24 年度	岐阜市景観計画変更	文化的景観保存調査（追加）実施（国庫補助） 文化的景観保存計画案作成
平成 25 年度		第1次選定申出

長良川流域の文化的景観検討委員会組織 ※敬称略・順不同

委員

小川 英明	愛知産業大学大学院教授（都市計画・景観）
篠原 修	東京大学名誉教授（土木工学・景観）
藤田 裕一郎	岐阜大学流域圏科学研究センター教授（河川工学）
丸山 幸太郎	岐阜女子大学教授・地域文化研究所長（歴史・民俗）
丸山 宏	名城大学農学部生物環境学科教授（造園・景観）
山村 亜希	愛知県立大学日本文化学部准教授（歴史地理）

オブザーバー（市民代表）

西野 洋一	金華自治会連合会会長（～平成 21 年度）
安藤 喜一	同上（平成 22～23 年度）
高木 幹雄	同上（平成 24～25 年度）
辻 久夫	長良自治会連合会会長（平成 21～22 年度）
林 誠治	同上（平成 23～25 年度）
山下 純司	長良鵜飼鵜匠代表
岩佐 昌秋	小瀬鵜飼鵜匠代表（平成 20 年度）
川島 兵太郎	伊奈波界限まちづくり会会長
堀 達夫	井の口まちづくり会会長（～平成 23 年度）
小林 孝夫	同上（平成 24～25 年度）
村瀬 三郎	鵜飼屋景観まちづくり協議会会長（～平成 20 年度）
村瀬 光正	同上副会長（平成 21～24 年度）
高賀 慧潤	同上副会長（平成 25 年度）
後藤 直剛	川原町まちづくり会会長
柴田 甫彦	長良川文化団体連合会 長良川文化フォーラム会長

オブザーバー（行政機関）

高野 匡裕	国土交通省木曾川上流河川事務所長（平成 20 年度）
石橋 良啓	同上（平成 21～22 年度）
工藤 啓	同上（平成 22～23 年度）
浅野 和弘	同上（平成 23～25 年度）
小原 順治	岐阜県岐阜土木事務所長（平成 20～21 年度）
安田 宝賢	同上（平成 22 年度）
小早川 耕一	同上（平成 23～24 年度）
鈴木 猛	同上（平成 25 年度）
坂元 邦夫	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署長（平成 20～21 年度）
中岡 茂	同上（平成 22～23 年度）
長口 深	同上（平成 24～25 年度）
井上 典子	文化庁記念物課文化的景観部門調査官（～平成 23 年度）
市原 富士夫	同上（平成 23～25 年度）
松野 晶信	岐阜県教育委員会社会教育文化課課長補佐

事務局

岐阜市教育委員会事務局 社会教育課

岐阜市庁内（歴まち推進プロジェクト・チーム）

企画部	政策調整課
農林部	農林園芸課
商工観光部	商工観光政策課・観光コンベンション課
まちづくり推進部	まちづくり推進政策課・まちづくり景観課
都市建設部	都市建設政策課・歴史まちづくり課・公園整備課・市街地再開発課・都市計画課
基盤整備部	道路建設課・道路維持課・河川課
教育委員会	教育政策課・社会教育課・歴史博物館
市民参画部	市民参画政策課
自然共生部	自然環境課

岐阜市庁内（上記以外）

商工観光部	産業拠点運営課、鶺鴒観覧船事務所
基盤整備部	土木調査課、土木管理課

歴まち推進プロジェクト・チームは、「岐阜市歴史的風致維持向上計画」策定時、事業の実施・推進において各担当課の連絡・調整が不可欠であるため組織された。文化的景観保護事業においても、本保存計画の策定もしくは今後の事業の推進において、庁内の連絡・調整を密接に行う必要があるため、歴まち推進プロジェクト・チームを活用し、随時協議・報告を行っている。



写真 1-1 長良川流域の文化的景観検討委員会の様子

表 1-2 長良川流域の文化的景観検討委員会の開催経過

年度	回	開催日	主な内容
19	第1回	平成19年8月27日	調査対象地域等について
	第2回	平成19年11月12日	文化的景観の保存を目指す考え方
20	第1回	平成20年8月27日	調査内容と流れについて
	第2回	平成21年1月9日	調査対象地域について
	第3回	平成21年3月2日	文化的景観の特性
21	第1回	平成21年7月2日	重要文化的景観選定の申出範囲候補について
	第2回	平成21年11月4日	文化的景観を保護する意義について
	第3回	平成22年3月1日	保存計画検討資料について
22	第1回	平成22年8月24日	選定申出の範囲について
	第2回	平成23年2月15日	選定申出時期、選定申出範囲について
23	第1回	平成23年5月31日	選定申出基準、選定申出範囲について
	第2回	平成24年2月28日	選定申出の延期及び申出における課題について
24	第1回	平成24年8月3日	一次選定申出範囲について
25	第1回	平成25年5月29日	一次選定申出について

第2章 文化的景観の概要

2-1 文化的景観の位置

岐阜市は、本州中部地方に広がる濃尾平野の北方に位置する。岐阜県の県庁所在地であり、人口約42万人が暮らす地方中核都市である。

長良川は、岐阜県北西部の白山山系周辺の山々を水源とし、岐阜県下の多くの支流を束ね、伊勢湾に注ぐ一級河川であり、その中流域において岐阜市の中央を北東から南西に貫流する。

岐阜市は、概ねその市域の全てが長良川流域であり、長良川に育まれながら歴史を重ね、文化を醸成してきた地域と言える。その市域にあつて、本保存計画の対象となる重要文化的景観の選定申出範囲は、調査範囲のほぼ中心部に位置する地域であり、長良川と直接的に関係しながら、「長良川流域文化」とも呼べる流域固有の歴史や文化を蓄積し、継承する地域である。

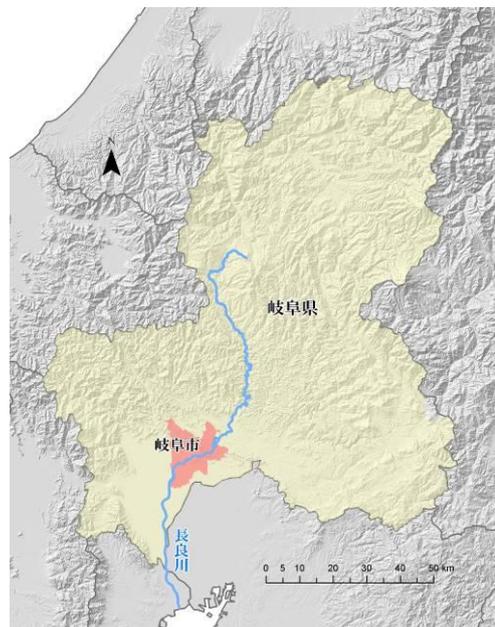


図 2-1 岐阜市及び長良川の位置

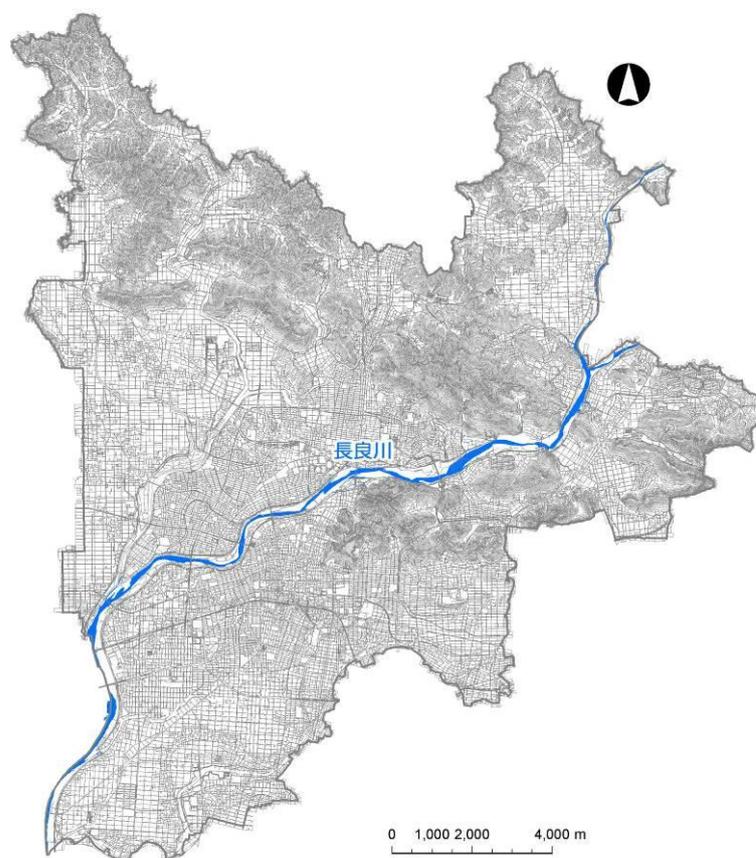


図 2-2 岐阜市における長良川の位置

2-2 文化的景観の価値

(1) 地理・歴史・文化の概要

地理

長良川は、我が国の中でも屈指の水量と水質を誇る清流河川である。岐阜県北西部の白山山系周辺の山々を水源とし、県下の多くの支流を束ねながら南流する。市域において、現在は1本の流れであるが、昭和初期までは、長良橋付近で3本に分流し、河渡橋付近で再び1本の流れになり伊勢湾に注いでいた。長良川扇状地は、美濃山地と濃尾平野の境界部分に位置する。木曾川流域の中でも河川の勾配は際立って緩いため流送土砂が少なく、形成される扇状地は飛騨川・木曾川・揖斐川のそれと比べて半径約4kmと小さい。

金華山は美濃山地の南西端に位置する。北側は長良川に接し、南側は大岩壁によって平野部に接して峻立する。下流の美濃山地の南部は、硬いチャート層による高い尾根と柔らかい砂岩層による低い山から成る。砂岩層の山が長良川に削られたことにより、チャート層の山が孤立するように残る。金華山はチャート層から成る山で、その形状により「高い山」という印象を受けるが、実際の標高は329mと決して高い山とは言えない。

岐阜市域は、長良川の中流域にあつて美濃山地と濃尾平野の境界部に位置する。当文化的景観の範囲に含まれる町は長良川扇状地に立地し、鶉飼屋地区と川原町地区は、長良川の堤外地に、旧城下町地区は金華山西麓に形成された町である。

歴史

長良川では古代より水運が行われ、地形的な結節点や支流の合流点等に川湊が開かれた。特に扇頂部の中河原湊（川原町地区）・長良湊（鶉飼屋地区）・鏡島湊（鏡島地区）は古くから舟運等の経済活動の拠点となっていた。中世末期には齋藤道三や織田信長等により、金華山山頂と山麓に城と居館が、その西側に城下町が形成され、政治的拠点としての要素が加えられた。

関ヶ原合戦の前哨戦で岐阜城は落城し、その後、近世において金華山は尾張藩により一般の入山が規制された。政治の拠点は加納城に移ったが、尾張藩は、旧岐阜城下町の水運の要所としての機能を活かし、中河原湊付近に長良川役所を設置した。こうして旧岐阜城下町は「岐阜町」と呼ばれる商業都市へと変貌した。近代になると、金華山山頂に岐阜城復興天守が、山麓城主居館跡地一帯には岐阜公園が造られ、市民に親しまれる空間として機能する。岐阜町の商業の中心地としての機能は昭和初期まで継続したが、鉄道の敷設を契機に材木商等は市の南部に移転した。現在では、多くの人々が住む住宅地へと変化し、かつての商業地としての機能は縮小しつつあるが、紙を中心とした問屋業もしくは和紙・竹を材料とする提灯・傘・団扇等の伝統的な手工業が営まれている。

文化（生活・生業）

長良川では、その地形的特性または水量と水質により、豊かな魚相が育まれた。流域の人々は鮎や鱒等の漁獲を求め、古くから夜川網、瀬張網等多種多様な漁法を展開し、現代まで継承している。中でも鶉飼漁は、中世末以降、権力の保護を受けながら現代まで継承され、「長良川の鶉飼」は日本で行われる鶉飼漁の代名詞となっている。

鶉飼観覧は近世には地域の人々の楽しみであった。明治時代以降は、長良遊船業組合の結成や

多くの旅館が建設されるなど、地域住民と鵜匠が連携し、鵜飼屋地区が鵜飼観覧を支える地域として発展していった。現代においては、観覧船の造船及び操船技術の中に伝統的な川文化が伝承されるとともに、鵜飼屋地区や川原町地区には鵜飼漁や鵜飼観覧に関わる旅館等の建造物、もしくは鵜飼観覧船造船所等の施設が、形を変えながらもその機能や位置を継承している。

長良川の水運は、城下町形成以後さらに盛行し、材木・和紙・糸等を扱う問屋業、美濃和紙と竹を用いる提灯・団扇・傘等の手工業が川原町や岐阜町で発達した。現在もそれらの生業を維持している町家形式の伝統的家屋が範囲内にあり、また提灯や団扇は岐阜市固有の伝統産業として継承されている。

以上のような地理の特性、歴史の重層性、そして文化の継続性の中で、長良川扇状地を中心とした地域において、「長良川を主軸とした流通往来の構造」、「金華山麓に栄えた都市」、「長良川鵜飼を支える諸空間」という3つの構造を持つ文化的景観が形成された。

以下では、それぞれの構造について詳述する。

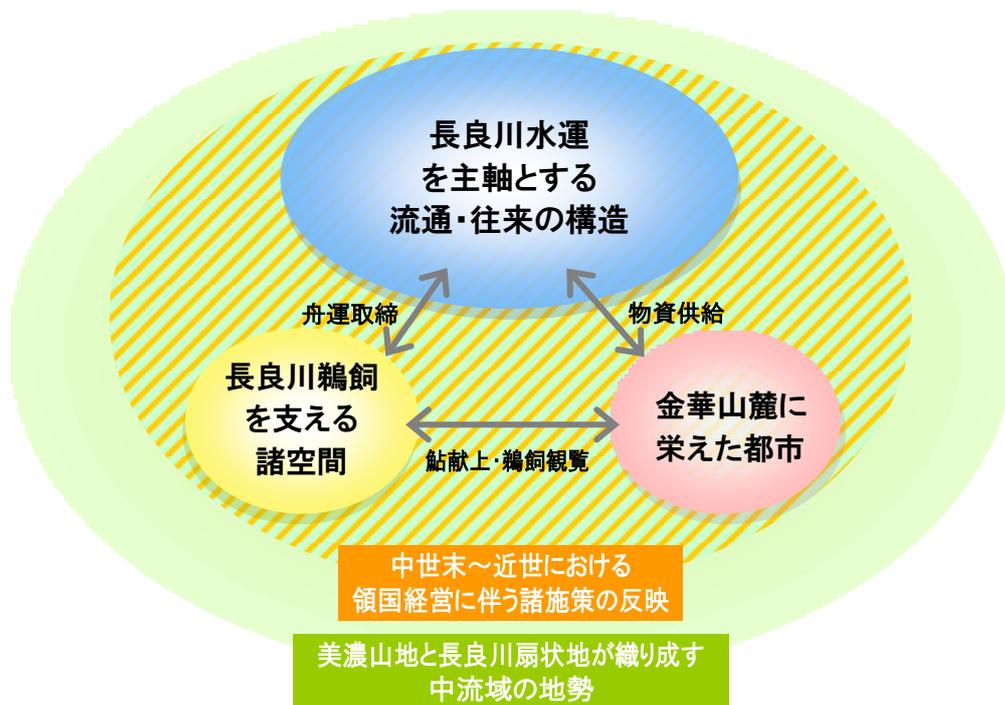


図 2-3 長良川中流域における岐阜の文化的景観の構造イメージ図

(2) 文化的景観の構造

長良川を主軸とした流通・往来の構造 (図 2-4)

岐阜市域における長良川には、芥見湊・中河原湊・長良湊・鏡島湊等が存在した。これら川湊は水運と陸運の結節点であり、川湊には京街道・高富街道・郡上街道等の諸街道が繋がっていた。

川湊のうち、特に中河原湊と鏡島湊は、水運の難所であった長良川扇状地において比較的流路が安定した扇頂部と扇端部に置かれた。両湊は、この間において長良川が少なくとも3本に分流していたことから、長良川水運を掌握する上での重要な湊地であった。扇頂部の中河原湊には近世尾張藩の川役所が置かれ、対岸の鶺鴒屋に居住する鶺匠に抜け荷の取締りを行わせるなどして、長良川上流からの流通を掌握した。また、中河原湊は、北方の山県郡や越前国を繋ぐ高富街道の渡河点であり、岐阜町の飛騨や美濃北方からの流通・往来の窓口となった。一方扇端部の鏡島湊は、古くから京に繋がる京街道の渡河点であり、中世末から近世には、加納藩の外湊として位置づけられるとともに、下流方面の物資が京街道を經由して岐阜町にも送られた。

このように川湊や街道の基点には、岐阜町・川原町・鏡島等の町場や集落が成立し、長良川中流域に広く流通・往来のネットワークが形成されていった。中でも都市・岐阜町には、東西南北の周辺地域や諸国へと至る主要街道の基点が重なり、全国各地の物資が集積・流通する一大拠点として、長良川流域全体の地域経済を牽引した。

昭和時代に至り、流通・往来の主役は水運から陸上交通に転換した。湊は姿を消し、渡しについても「お紅の渡し」以外は橋梁に変えられた。しかし、長良川水運を主軸として発達した都市や集落、街道等からなる地域構造は今日も継承され、当文化的景観の基本構造を規定している。

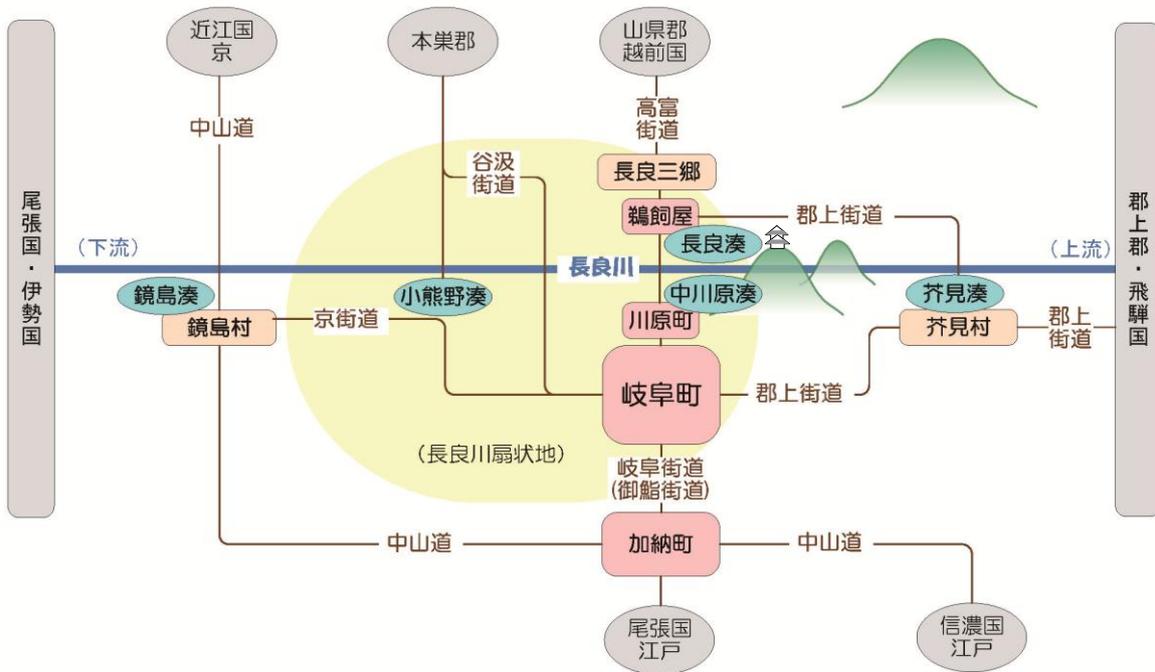


図 2-4 近世から近代における長良川流域の流通・往来の構造模式図

金華山麓に栄えた都市（図 2-7）

美濃山地の西端に位置して濃尾平野に聳え立つ金華山は、平野との比高差 300m以上に及び、近接する長良川が北側の堀として機能する防衛に適した天然の要害であった。加えて、金華山西麓の中河原湊付近は、もともと長良川扇状地の扇頂部に位置する水運と陸運の結節点として、経済活動への利点を備えていた。中世末期、斎藤道三や織田信長は、長良川を主軸とした流通・往來の構造の中心となる川湊に隣接し、かつ防衛機能に優れた金華山とその山麓に着目し、美濃国における政治と経済活動の一元化を図り、領国経営の拠点として城と都市を形成し、体制を整えたのである。

町場における道路について、岐阜城下町が形成される以前は、長良川へのアクセスを主眼に置いた、今町筋・材木町筋等の南北方向の道路網が主であったと考えられる。中世末期、岐阜城下町が形成される段階では、七曲通り・百曲通り・新町通り等の金華山へ向かう東西方向の道路網が整備された。斎藤道三や織田信長は、城下町内に武家地、寺社地、町人地等を配置し、それらを一体的に堀と土居で囲むという、総構えを備えた原初的な都市づくりを行った。また、総構えの土塁は、長良川の洪水から城下町を守る堤防としての機能も有し、生活空間としての安定性をもたらした。

近世に至り、岐阜城は関ヶ原合戦の前哨戦により落城した。以後、金華山には、尾張藩による入山規制によって地域固有の良好な自然環境が形成されるとともに、岐阜城跡や信長公居館跡としての地形や遺構が良好に保存された。また、旧岐阜城下町は川湊や街道からもたらされる各地の物資が集積・流通することから、尾張藩は、中河原湊付近に長良川役所を設置し、商業地としての機能を存続させた。こうして旧岐阜城下町は地域の経済を牽引する商業都市「岐阜町」へと変貌し、発展し続けた。

岐阜は、材木や竹、美濃和紙等が産出される美濃山地に近いという地理的な利点から、岐阜町には、材木・和紙・糸等をはじめ様々なものを扱う問屋業が発達した。提灯・団扇・傘等の伝統産業について、竹および和紙を利用する提灯は、材料の和紙はもちろんのこと、骨の原料となる竹についても、当初は美濃産を使用するなど、長良川を介した物資集散地としての地の利を生かし発達した。そのような生業を支えた町家について、主屋は道路に接し、「うなぎの寝床」状の敷地の奥には土蔵を配置するのが一般的であった。蔵は、家財のための蔵のほか、生業に関わる蔵（木蔵、紙蔵等）もあることから、主屋内に設けられた広めの土間は、ミセと蔵の間での物資の頻繁な運搬に利用された。

近代に至り、金華山は入山規制が解かれ、御料林（戦後は国有林）として管理される。また、山麓において明治初期には岐阜公園、大正時代には三重塔が造られ、山上には明治末期に岐阜城復興天守が造られる。このように、金華山は自然と歴史を一体的に体感できる憩いの空間と認識し利用されるようになる。さらに、岐阜町に住む人々が、金華山もしくは岐阜城復興天守が見える位置に本座敷や茶室を置くなど、眺望を楽しむ山として再認識された。

金華山は上述のような管理の歴史を経て、現代においても豊かな植生と生態系が維持されているため、多くの利用者に親しまれている。また、今日の金華地区には、城下町に由来する総構えの土塁、水路、街路、町割り等多様な要素が残存し、基本的な骨格として今日まで深く土地利用に影響を与えている（図 2-5, 6）。中世末期以前－中世末期－近世－近代という時間の流れの中で、人々の生活・生業や意識において、長良川と金華山という主軸が交互になるということも、金華

地区の都市形成を考える上で興味深い点である。また、遅くとも近世までには、両側町の形態をとる町割りが形成され、それを基盤とした自治組織がつくられ、自治活動が行われたと考えられる。さらに住民は、通りに面した家屋の木部を年に数回水や湯で洗うため、白木の格子の町並みという独特の景観が生み出された。以上のような住民による無形の活動は、現在まで確実に継承されている。



図 2-5 『濃州厚見郡岐阜図』(承応 3(1654)年)(名古屋市蓬左文庫所蔵)に描かれた道路・土塁・堀

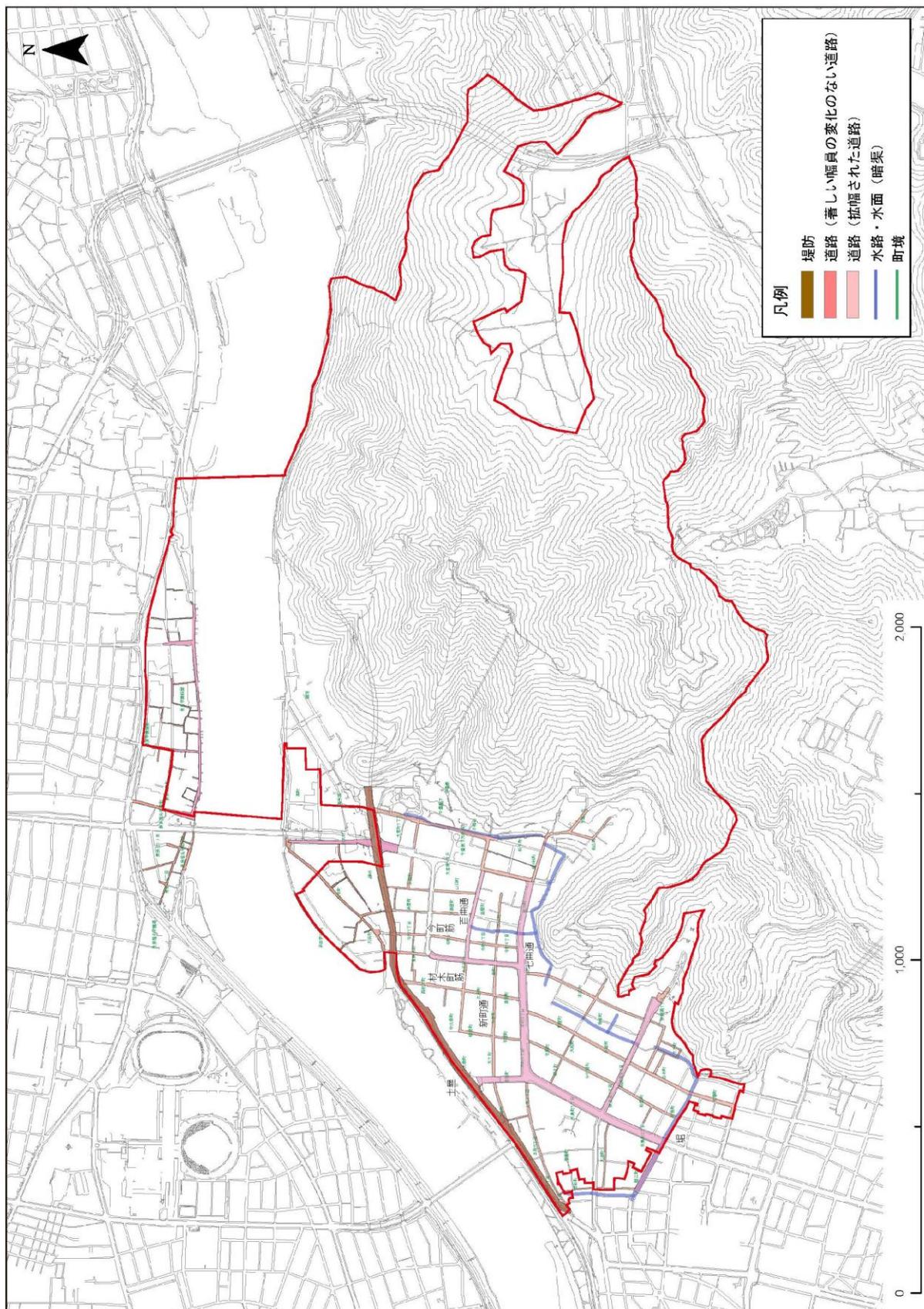


図 2-6 現在に継承されている道路・水路・町割り

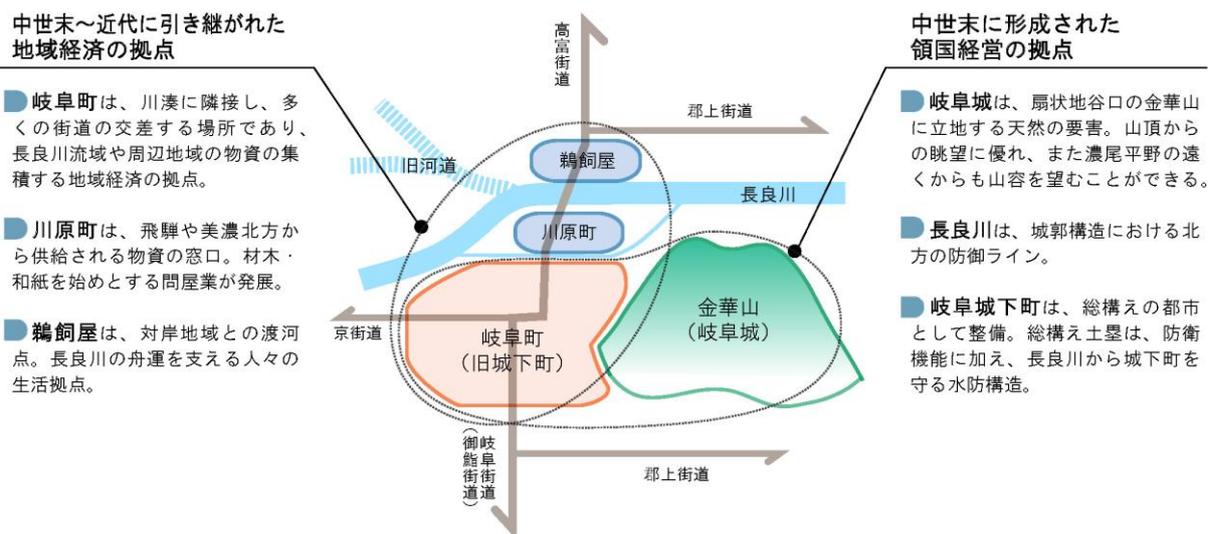


図 2-7 金華山周辺における領国経営と地域経済の拠点としての構造模式図

長良川鶺鴒を支える諸空間（図 2-8）

水量と水質に恵まれた長良川は、現在でも多様な魚類の宝庫であり、特にアユの生息に適し、岐阜市民の生活や生業に欠くことのできない河川である。長良川の豊かな漁業資源は、夜川網や瀬張り網等多様な漁撈技術を育み、鶺鴒のみならず、その多くは今日もなお継承されるとともに、地域の食文化を形成してきた。

鶺鴒は美濃国において1300年来行われてきた漁法である。鶺鴒は、中世末頃から鑑賞及び献上鮎鮓の対象として為政者の保護を受け、その高度な技術や伝統的な習俗と同時に、鶺鴒を支え、鶺鴒に支えられた地域の歴史や文化をも継承する。

長良川鶺鴒は、遅くとも中世末頃からは小瀬鶺鴒と長良鶺鴒の2つのグループがあり、上流側を小瀬鶺鴒、下流側を長良鶺鴒の漁場に分け、長良の鶺鴒集団は、川湊でもあった鶺鴒屋に居住した。近世には、幕府や尾張藩の庇護を受けた長良川鶺鴒の「献上鮎鮓」を支える仕組みが岐阜町をはじめとする地域に構築された。明治時代には宮内省への鮎献上が始まるとともに、鶺鴒家が鮎鮓を製造するようになる。以上のような鶺鴒漁の権力による保護は、結果的に周辺の山や川の環境や景観を維持させ、多様な伝統的漁業の継承にも寄与している。

近世には長良川や旧岐阜町が尾張藩支配となり、献上鮎鮓製造や生鮎御用のための役鮎が課された。献上鮎鮓は、岐阜町に置かれた御鮎所（正法寺（岐阜大仏）の西側付近）で製造され、岐阜街道（御鮎街道）を經由して江戸へ陸送された。公儀の御用を預かる長良川鶺鴒は、幕府や尾張藩により優遇・保護され、長良川において特権的な地位を確立し、近代以降は、宮内庁式部職として、鮎の献上の伝統を継承している。昭和40年代からは、大縄場大橋の下流等、鮎の主要な産卵場の保護をはじめとする漁業資源の保護が行われ、長良川鶺鴒は、多様な漁撈技術の中にあって特別な地位を保ち続け、長良川における漁撈文化の象徴にもなっている。

また鶺鴒観覧は中世以来の歴史を持つ。金華山をはじめとする美濃山地の山々は、近世以降、漁場の借景として認知され、多くの絵図に描かれている。鶺鴒観覧は、近代以降に船頭や旅館業者をはじめとする多くの地域住民が携わる重要な観光事業として発展するとともに、長良川特有

の観覧船造船技術や操船技術の中に伝統的な川文化が伝承された。鵜匠の居住地である鵜飼屋と鵜飼観覧に關係する施設が集中する川原町は、長良川を挟んでひとまとまりの観光拠点として機能している。これらの集落は、長良川および周囲の山々からなる優れた自然景勝地と一体となつて、現在の長良川鵜飼を支えている。

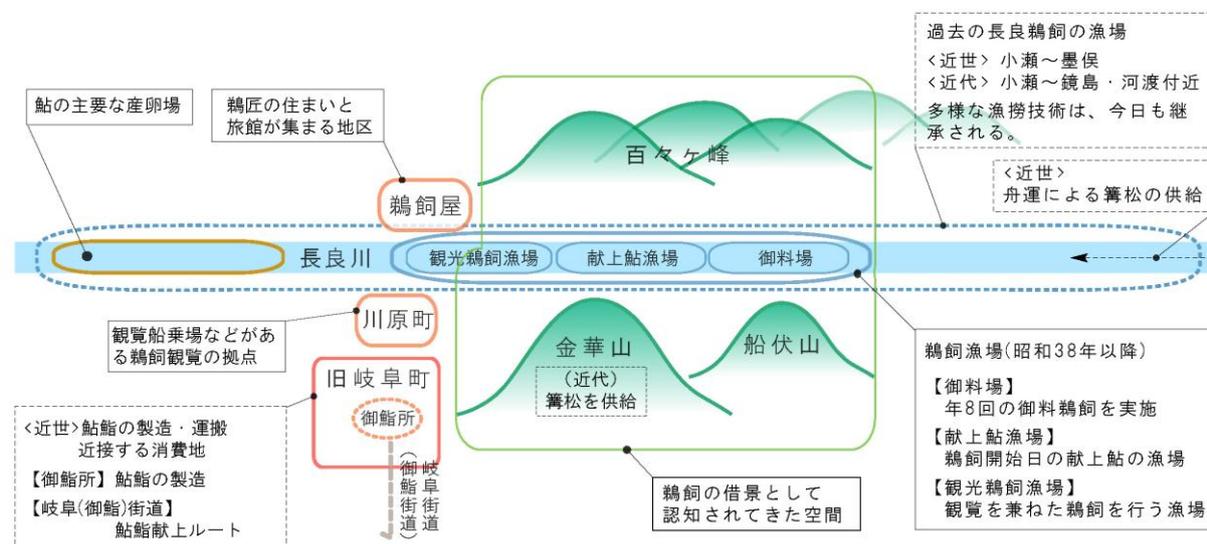


図2-8 長良川鵜飼を支える諸空間の配置模式図

(3) 「長良川中流域における岐阜の文化的景観」の普遍的な価値

岐阜市の中央部には、多様な生態系や植生を維持する長良川・金華山があり、またそれらの周囲に展開する都市部には、斎藤道三や織田信長によって形成された岐阜城下町の基盤が、ほぼ形を変えずに継承されている。

長良川の水運や都市の基盤の中で、材木・和紙・糸等の問屋業、竹・和を材料とする提灯・傘・団扇等の伝統的な手工業は昭和初期まで発展し続けた。以後、長良川の水運はなくなり、また、現在は商業地としての機能は縮小傾向にあるが、紙の問屋業や団扇等の伝統的な手工業は今もなお営まれている。さらに、遅くとも江戸時代までには形成された自治組織及び自治活動が、両側町の形態をとる町の中で現在も継承されている。

また長良川では、鵜飼漁をはじめとした様々な伝統漁法が現在も行われている。鵜飼に携わる6名の鵜匠が暮らし、「観覧鵜飼」により発展した旅館等の観光施設が建ち並ぶ鵜飼屋地区、および長良川の水運により発展した川原町地区は、長良川の恵みに依拠する生業・生活によって形成された堤外地の集落であり、人々と長良川との距離の近さをよく示している。

長良川の堤外地の集落及び中世から近世に整備された都市構造が残存する都市部において、現代の人々は、長良川や金華山と一体となり、また常にそれらを意識しながら、問屋業、伝統的手工業、自治活動及び祭りといった生業・生活を継承していることこそが、当文化的景観の価値である。

2-3 文化的景観の範囲

市全域が概ね長良川流域に含まれる岐阜市にあって、「2-2 文化的景観の価値」に示した普遍的価値を有する地区として、表 2-1 に示す①～⑦が挙げられる。そのことから当文化的景観の範囲は、①～⑦の地区の総体とする（図 2-9 参照）。

表 2-1 文化的景観の構造を構成する区域の概説と地区区分

文化的景観の構造を構成する地区	地区の名称	地区の概説
①長良川のうち、美濃山地を貫き、長良川扇状地上を流下する区間	長良川地区	流通往来の結節点であった川湊が置かれるとともに、長良川鵜飼を支える諸機能が配され、昭和初期から風致地区として保全が図られてきた藍川橋～河渡橋までの河川の区間。
②長良川に近接する美濃山地	山地地区	絵図等に描かれる等、古くから長良川鵜飼の借景として認知され、昭和初期から長良川とともに風致地区として保全が図られてきた地区。
③長良川堤外地の市街地	川原町地区	長良川水運を主軸とする流通・往来において川湊や渡河点として利用された堤外地としての立地とともに、往時の繁栄を伝える町並みを継承する地区。
	鵜飼屋地区	川湊や渡河点としての機能を持つ堤外地の立地とともに、鵜匠の居住地として継承される地区。
④金華山とその山麓に形成された旧城下町の市街地	金華山地区	斎藤道三・織田信長等の戦国武将が居城とした史跡岐阜城跡の範囲。
	旧城下町地区	金華山西麓の城下町としての総構えの都市構造と、長良川を主軸とする流通・往来の経済拠点としての繁栄を物語る問屋業を支えた建造物、提灯・和傘・団扇などの伝統産業の構造が継承される地区。
⑤長良川の川湊に繋がる旧街道を継承する道	旧街道地区	長良川の川湊や旧岐阜町と繋がり、流通・往来のネットワークを形成した高富街道、岐阜街道（御鯨街道）、郡上街道、谷汲街道、京街道等の街道。
⑥渡船場と一体的に継承される界限	乙津寺周辺地区	渡船場として市域に唯一現存する小紅の渡しと一体的に継承される乙津寺周辺の地区。
⑦長良川と美濃山地に挟まれた集落	周辺集落地区	美濃山地とともに、長良川鵜飼の背景となり、畑作地や果樹園としての土地利用を継承してきた河畔の集落（雄総集落、志段見集落、古津集落、日野集落）。

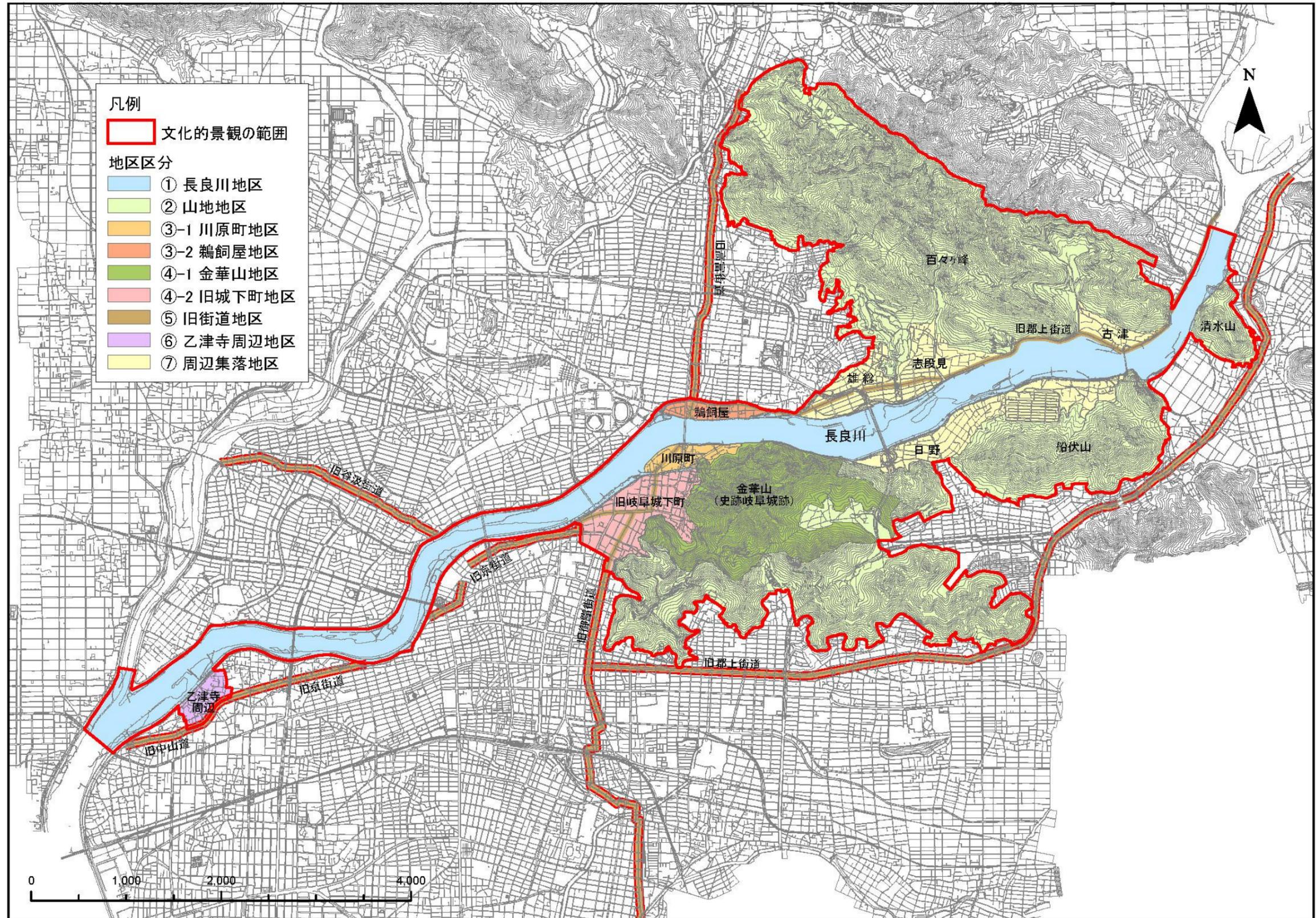


図 2-9 文化的景観の範囲と地区区分

2-4 選定申出の進め方

当文化的景観は、総面積 2,356.7ha と広域にわたるため、今後、段階的に選定申出の手続きを進める予定としている。

岐阜市では、平成 22 年 1 月に施行し平成 24 年に変更した「岐阜市景観計画」において、市全域を景観計画区域と定め、さらに重点的に景観形成を図る区域として景観計画重要区域を定めている（景観計画の詳細は「5-2 岐阜市景観計画の概要」参照）。

重要文化的景観の選定申出範囲における各地区と景観計画重要区域との対応関係を表 2-2 に示した。文化的景観における長良川地区、金華山地区及び鶺鴒屋地区は景観計画重要区域の「金華山・長良川区域」に、旧城下町地区と川原町地区は景観計画重要区域の「金華区域」にそれぞれ対応している。また、平成 25 年 7 月の第 1 次選定申出は、この 2 つの景観計画重要区域に概ね該当する範囲とした（図 2-10、2-11 参照）。

その他の文化的景観の範囲における重要文化的景観への選定申出についても、平成 26 年度以降に、詳細な範囲を検討し決定するとともに、地権者の同意等申出に必要な手続きを進め、準備が整い次第、順次選定申出を行うこととする。

表 2-2 重要文化的景観への選定申出の予定

順次	申出予定年月	主な地区名	面積 (ha)	景観計画の位置づけ
第 1 次	平成 25 年 7 月	長良川地区 (一部) 金華山地区 鶺鴒屋地区 (一部) 川原町地区 (一部) 旧城下町地区 (一部)	331.9ha	景観計画重要区域「金華山・長良川区域」、「金華区域」に設定済み。
第 2 次以降	平成 26 年度以降	長良川地区 (一部) 鶺鴒屋地区 (一部) 川原町地区 (一部) 旧城下町地区 (一部) その他の地区	2,024.8ha	景観計画重要区域「金華山・長良川区域」に一部設定済み。 他の部分は今後設定を検討。
合 計			2,356.7ha	

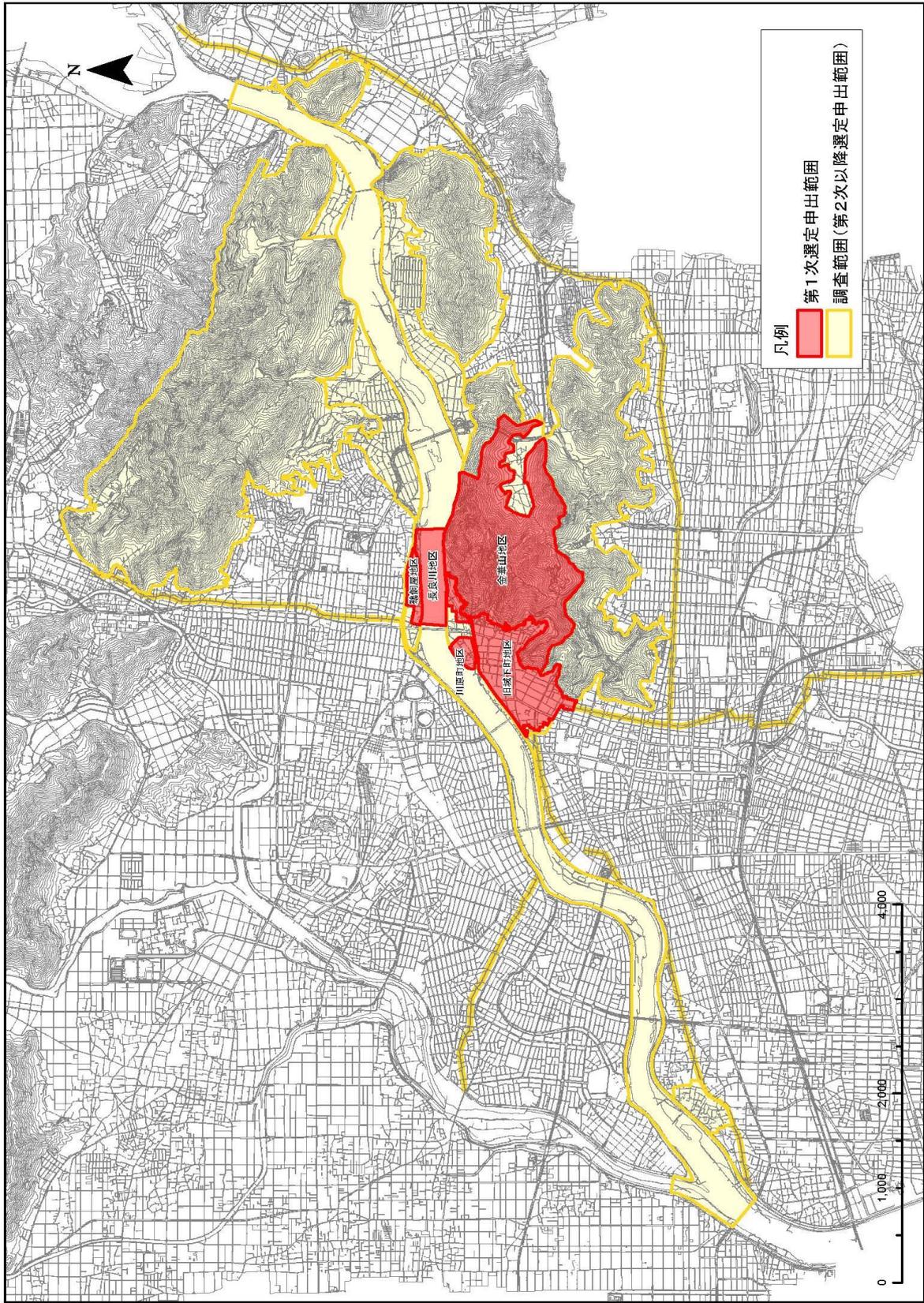


図 2-10 重要文化的景観選定申出の進め方

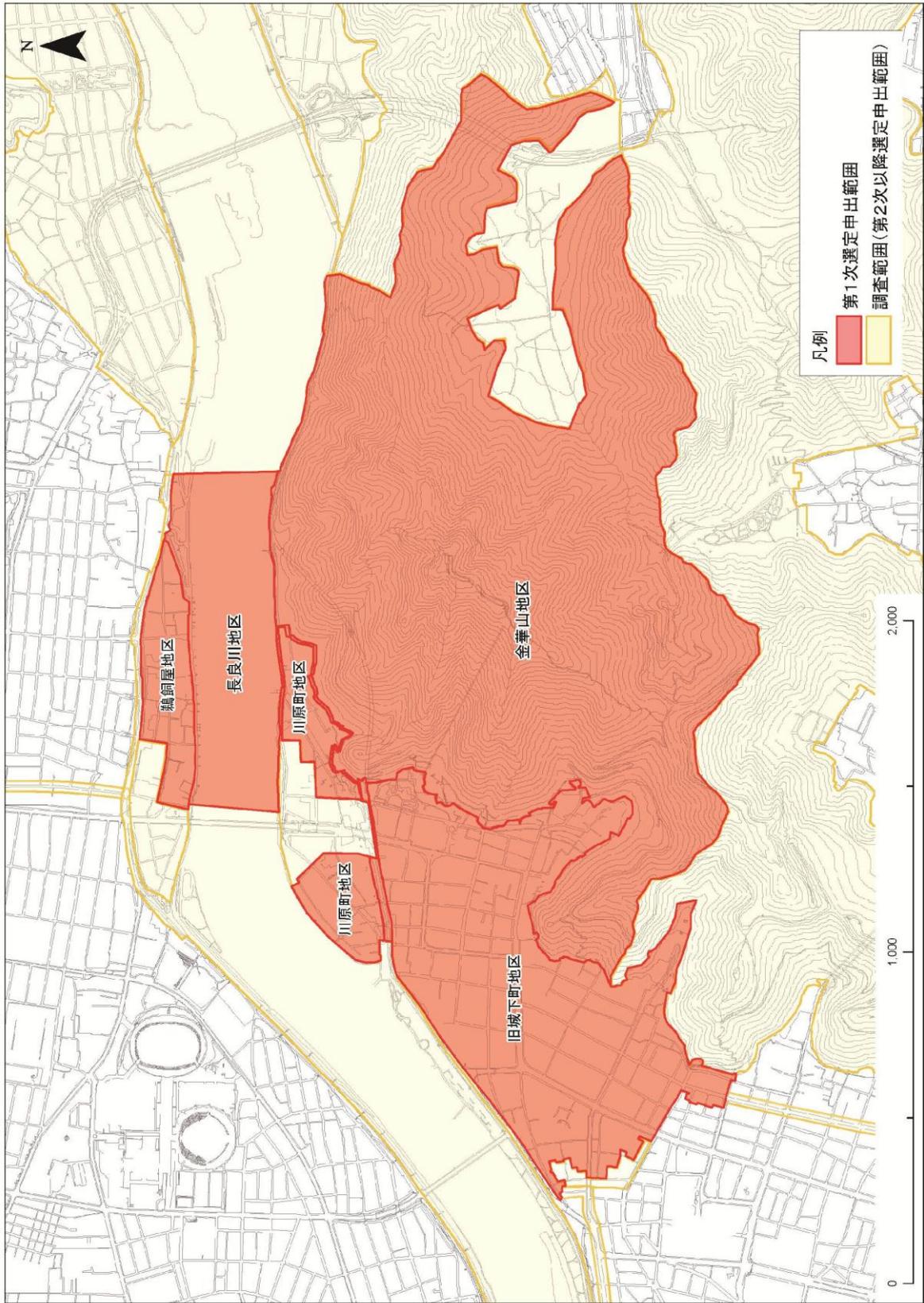


图 2-11 重要文化的景觀一次申出範圍

2-5 地区の概要

第1次選定申出範囲を構成する5つの地区について、その概要を以下に示す。

(1) 長良川地区 (写真 2-1)

長良川では古代より水運が行われ、近代まで流通・往来の主軸として機能した。申出範囲内にかつて存在した中河原湊(川原町地区)・長良湊(鶺鴒屋地区)は京街道・高富街道・郡上街道岐阜街道などが繋がることで水運と陸運の結節点となったため、経済活動の拠点となった。また長良川には多くの渡船場が設置されたが、近代以降、川湊は徐々に廃れ、渡しの多くは橋梁へと変化したものの、現在も唯一残る小紅の渡しは、一般県道文殊茶屋新田線の一部であり、近接する乙津寺の縁日の参拝者等に多めに利用されている。

また、長良川は鶺鴒をはじめとする漁業の漁場であり、その豊富な資源は地域の食文化を形成してきた。鶺鴒は御料鶺鴒、観光鶺鴒が行われ、流路は漁場として、河川敷はまわし場として利用される(写真 2-2)。また、川岸には、観光鶺鴒により発展した旅館や料亭などが建ち並ぶ。

さらに、長良川は水浴場として多くの市民が親しんできた歴史を持ち、夏には涼を求めて川遊びをする人々の姿が見られる。

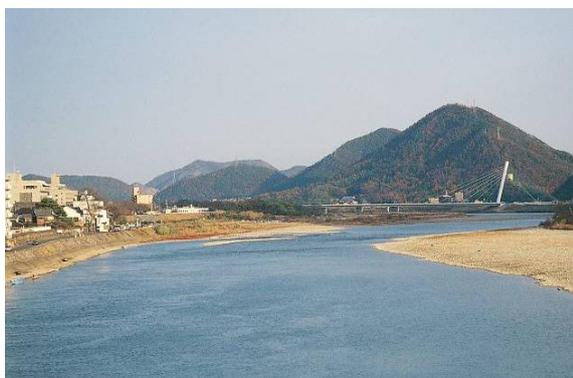


写真 2-1 長良橋から上流への眺望



写真 2-2 鶺鴒漁(総がらみ)

(2) 金華山地区

美濃山地の南西端、濃尾平野との境に位置する金華山は、その険峻な山容を平野部に突出し、長良川とともに岐阜市のランドマークとして多くの市民に認識されている(写真 2-3)。

金華山は、古代以来の信仰の対象であるとともに、戦国時代には、天嶮の要害として美濃国の領主であった斎藤道三や織田信長等により、山頂には城、山麓には居館が置かれた。関ヶ原の合戦の前哨戦により、岐阜城が落城した後、近世以降は尾張藩により管理され、一般の入山が制限された。近代以降も御料林(戦後は国有林)として今日まで保護されてきたため、現況植生は地域の自然植生に近い貴重な植物群落である。また、明治初期には岐阜公園が開設され、明治末期には岐阜城復興天守(写真 2-4)、大正時代には三重塔が造られたことにより、現代においても自

然と歴史を一体的に体感できる憩いの空間と認識し利用されている。

金華山は、仰ぎ見る山として、古来より和歌や俳句に詠まれてきた。また、近世から今日に至るまで、金華山は、鵜飼の舞台の借景地として絵画や絵はがきの題材となってきた（写真 2-5、2-6）。さらに、長良川とともに、市内の多くの小中学校の校歌に登場する。昭和初期には長良川とともに風致地区に指定され、景観の保全が図られてきたこともその一助となったと考えられる。



写真 2-3 長良橋からの眺望



写真 2-4 岐阜城復興天守



写真 2-5 鵜飼の背景に描かれた金華山
（「長良川鵜飼図」岐阜市歴史博物館所蔵）



写真 2-6 絵はがきの題材となった鵜飼漁と
金華山（岐阜市歴史博物館所蔵）

（3）鵜飼屋地区

川原町地区と同様に堤外地に位置する（写真 2-7）。近代までは高富街道の渡河点や長良湊が置かれた陸上交通・長良川水運の結節点であった。地区の西部を南北に通る高富街道沿いには、町家形式の伝統的家屋が多く残存している。

本地区は、中世末期から長良鵜飼の拠点となり、現在も6名の鵜匠が住み、生業としての漁を営んでいる。地区内には、鵜匠をはじめ、地区の住民が長良川へアクセスするための細い道路が多く現存し（写真 2-8）、長良川を生活の一部とする暮らしが継承されている。また、近世以降に盛行した観覧鵜飼により、地区内の川岸には多くの旅館や料亭が建設され、現代においてその形を変えながらも、機能や位置を継承している。

長良川との距離が近いことから、地区内には、洪水の被害を軽減するための「陸閘」という特有の水防構造が多く見られる。また川岸には、旅館や住宅の土台として築かれた人頭大以上の川原石を用いた石垣が、地区独特の景観を形成している（写真 2-9）。

また平成 24 年 8 月には、鶺鴒の伝統や魅力をより多くの人々に発信するための施設である「長良川うかいミュージアム（長良川鶺鴒伝承館）」が開館した。子供から大人まで楽しむことができる「体感・体験型」の展示や、本物のウミウを観察できる生態展示などがある。建物の外観は壁の色調や高さを抑えており、夜間行われる鶺鴒漁の妨げにならないような工夫が施されている（写真 2-10）。



写真 2-7 鶺鴒屋地区遠景



写真 2-8 川に繋がる細い道



写真 2-9 川岸の石垣



写真 2-10 長良川うかいミュージアム外観

（4）川原町地区

旧城下町地区と堤防を隔てた扇状地谷口の堤外地に位置する。水運の難所であった長良川扇状地において比較的流路が安定した扇頂部には中河原湊が、下流の扇端部には鏡島湊が置かれた。両湊は、その間において長良川が少なくとも 3 本に分流していたことから、長良川水運を掌握する上での重要な湊地であった。

中河原湊には、近世に尾張藩の川役所が置かれ、対岸の鵜飼屋に居住する鵜匠に抜け荷の取締りを行わせるなどして、長良川上流からの流通を掌握した。また、中河原湊は、北方の山県郡や越前国を繋ぐ高富街道の渡河点でもあり、飛騨や美濃北方からの流通・往来の窓口となった。織田信長の時代に、本地区の舟木座に特権が認められたこと、または上流で製造される美濃和紙が入手しやすいという地理的な利点などから、近世・近代を通じ、本地区には材木や和紙を扱う問屋業を生業とする人々が多く居住し、現在も往時の繁栄を伝える伝統的家屋の町並みが継承されている（写真 2-11～2-13）。明治末期に金華山山頂に岐阜城復興天守が建設されると、人々は家屋内において、金華山もしくは岐阜城復興天守が見える位置に本座敷や茶室を置くようになる。

本地区は、堤外地という立地条件から鵜飼屋地区との共通点が多い。地区内には細い道があり（写真 2-14）、また伝統的家屋の敷地の奥に設けられる土蔵の土台には川原石による石垣が築かれ、さらに川岸には観覧鵜飼により発展した旅館が建ち並ぶ。また本地区の東部には、鵜飼に関連した施設として、鵜飼観覧船を製造・修理するための造船所が存在する。



写真 2-11 川原町通りの町並み



写真 2-12 土蔵の土台の石垣



写真 2-13 紙問屋業を支えた伝統的家屋



写真 2-14 地区内の細い道

(5) 旧城下町地区

中世末期、斎藤道三や織田信長により、本地区は領国経営の拠点となった。城下町内において道路網、武家地、寺社地、町人地等が計画的に配置され、それらを堀と土塁で囲むという、総構えによる原初的な都市構造は、現代においても色濃く継承されている（写真 2-15、2-16）。

近世に至り、岐阜城が落城した後、本地区は商業都市「岐阜町」へと変貌し、発展し続けた。岐阜は、材木や竹、美濃和紙等が産出される美濃山地に近いという地理的な利点から、岐阜町には、材木・和紙・糸等をはじめ様々なものを扱う問屋業、竹および和紙を利用する提灯・団扇・傘等の伝統産業が発達し、現在も紙問屋や団扇製造などの生業が継承されている。

問屋業や伝統産業を支えた伝統的家屋について、主屋は道路に接し、「うなぎの寝床」状の敷地の奥には土蔵を配置するのが一般的であり、地区内には現在も多くの家屋が残されている。そのほとんどが通りに面する部分に格子を設置するが、人々は年に数回、格子などの木部を水もしくはお湯で丁寧に洗う。そのため、白木の格子が連続すること町並みは、岐阜の景観の大きな特徴である（写真 2-17、2-18）。



写真 2-15 旧城下町地区遠景



写真 2-16 旧百曲通の町並み



写真 2-17 久屋町の町並み



写真 2-18 家屋の木部の洗い

第3章 文化的景観の保存に関する基本方針

重要文化的景観の選定申出にあたり、図3-1に示すとおり保存管理、整備・活用、運営体制の基本方針を定める。また第4、6、7章において、それぞれの事項について詳述する。

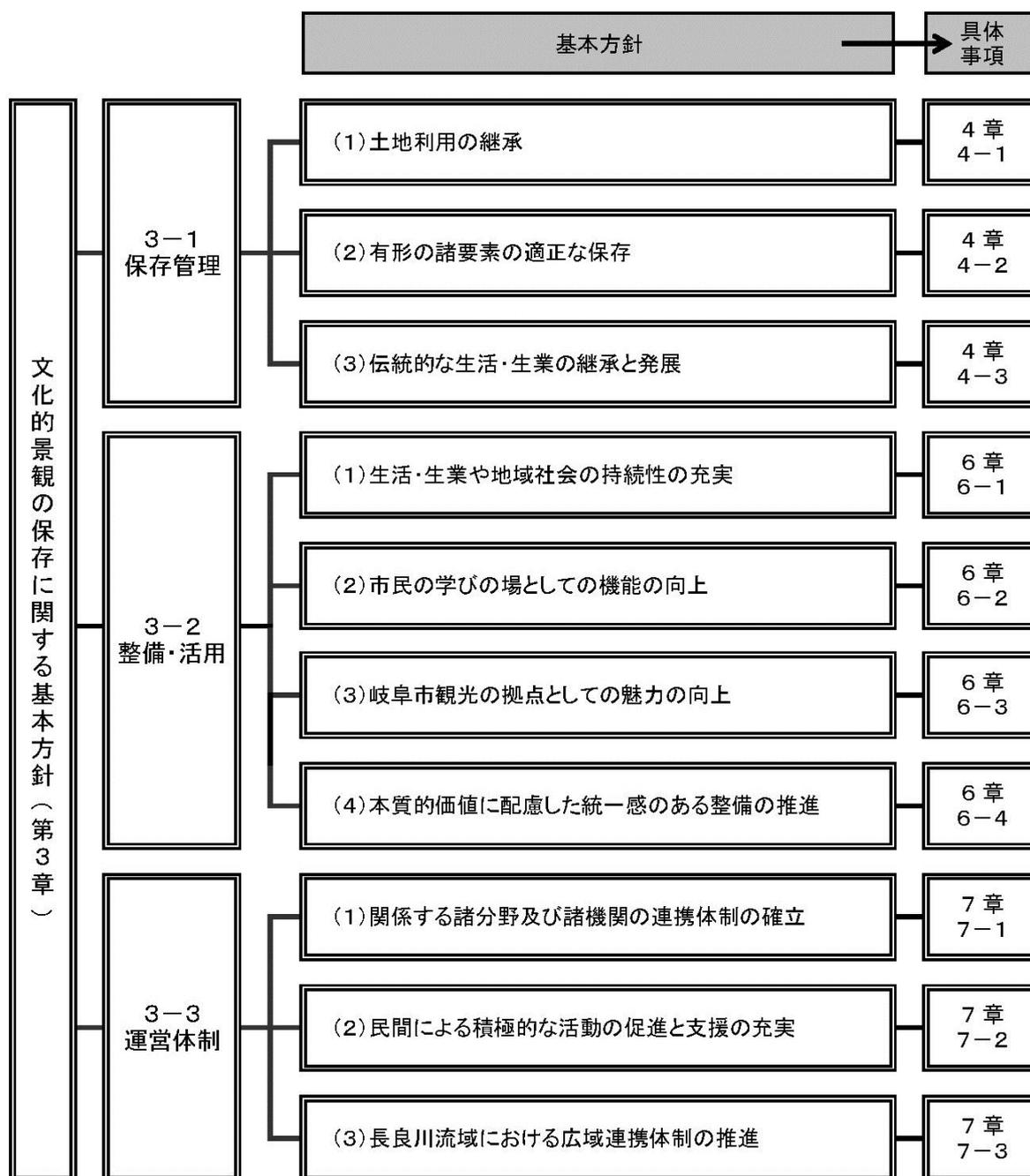


図3-1 文化的景観の保存に関する基本方針の体系

3-1 保存管理に関する基本方針

文化的景観における流域固有の自然と重層する歴史により形成された土地利用と建造物をはじめとする有形の諸要素、また土地に継承された伝統的な生活・生業（無形の諸要素）に対して、それぞれ以下に示す（１）～（３）を保存管理の基本的な方針とする。

（１）流域固有の自然と重層する歴史により形成された土地利用の継承を図る。

当文化的景観には、長良川流域固有の良好な自然環境と舟運を基軸として形成された流通・往来の構造、中世末から近世を起源とする重層的な歴史により形成された市街地等、文化的景観の構造に基づく土地利用が継承されている。

具体的には、水運や鵜飼の歴史と伝統を継承する長良川地区、戦国時代の岐阜城築城や近世の入山規制という歴史を有し、その後国有林として管理されていることにより良好な自然を継承する金華山地区、また戦国時代の岐阜城下町の構造を基盤とし、商業地として発展してきた川原町地区と旧城下町地区の市街地、さらに鵜飼の歴史や伝統を継承する鵜飼屋における堤外地の市街地としての土地利用が挙げられる。

これらの土地利用は、文化的景観の基盤を形成するものであり、社会状況が大きく変化した今日においても、岐阜市固有の自然や歴史を表徴する空間として市民のアイデンティティの形成に深く関わり続けている。今後は、時代に即した変化に対応しながらも、文化的景観の価値に配慮しつつ、長良川と金華山の良好な自然環境と、金華山における城郭及び岐阜城下町の道路網等の歴史的構造を有する市街地を一体的な土地利用とし、その持続に努める。

（２）流域固有の自然と重層する歴史を物語る有形の諸要素の適正な保存を図る。

当文化的景観には、流域固有の自然と重層する歴史を物語る土地利用とともに、それを規定し特徴付ける有形の諸要素が多く継承され、具体的には、流通・往来の構造や中世から近世を起源とする都市の骨格として、堤防・道路・水路・街区や敷地等の諸要素が継承されるとともに、歴史の重層性を物語る伝統的家屋や土木構造物、樹木等をはじめとする諸要素が多様に現存する。

これらの諸要素は、文化的景観に継承される流域固有の自然と重層的な歴史について市民や観光客の理解を促すことのできる具体の手がかりであるため、観光事業やまちづくり活動等において積極的に活用するとともに、修復等の必要な措置を図りながら保存に努める。

（３）文化的景観において営まれる伝統的な生活・生業の継承と発展に努める。

当文化的景観には、長良川鵜飼をはじめとする多様な漁撈や、材木商や紙問屋をはじめとした問屋業、美濃和紙を用いた岐阜提灯・岐阜団扇等の流域の特産物を活かして都市で育まれた製造業等、地域固有の伝統的な生活・生業が継承されている。さらに旧城下町地区には、両側町の形態が維持され、遅くとも近世までには形成されたと考えられる自治組織が現在も継承されている。これら伝統的な生活・生業は、当文化的景観の価値を構成する無形の諸要素に該当するものであるものの、高度経済成長期以降の社会構造の変化を経て、その永続的な継承が危ぶまれるものも多いため、関係諸団体と連携して、伝統的な技術の継承を支援するとともに、時代に対応した発展に努める。また、旧城下町地区にみられる町を単位とした伝統的な自治組織についても、その継承と時代に即した発展に努める。

3-2 整備・活用に関する基本方針

文化的景観の整備・活用は、生活・生業や地域社会の持続性を継承するための側面、岐阜市民の「心のふるさと」としての側面、岐阜市観光の拠点としての側面を重視することから、その整備にあたっては、文化的景観の価値や構造に即した統一感あるデザインへの配慮を図ることとし、以下に示す（１）～（４）を基本的な方針とする。

（１）生活・生業や地域社会の持続性の充実を図る。

当文化的景観は、長良川流域を生活・生業を営む市民により形成された。しかしながら、昨今の社会情勢の変化に伴い、問屋業、伝統産業、また長良川における漁撈等の生業が衰微するとともに、城下町以来の居住空間である金華地区周辺の市街地では、高齢化が進み、町を単位とした伝統的な地域社会としての活動に支障を来す状況になりつつある。そのような状況の中で、地域特有の歴史資産等を核としたまちづくり会が設立されるなど、新たなコミュニティーが形成されつつある。岐阜市は、時代に応じた生業や地域社会の持続性を高めるための必要な社会基盤等の整備を積極的に図るとともに、文化的景観の魅力を高める住民によるまちづくり等の活動を積極的に支援する。

（２）市民の学びの場としての機能の向上を図る。

当文化的景観は、岐阜市固有の自然、歴史、文化が表徴する場所として、多くの市民に意識されている。岐阜市は、地域住民や市民が自治会の活動やまちづくり会の活動を運営、または参加することを通してその価値を理解し、さらに地域の魅力を再発見し、今後もそれらを継承することが可能となることを目指し、文化的景観を「市民の学びの場」として位置付け、各団体の活動の核となるような歴史的・文化的資産、岐阜公園をはじめとする文化施設等の整備等による充実を積極的に図る。

（３）岐阜市観光の拠点としての魅力の向上を図る。

当文化的景観は、岐阜県及び岐阜市の観光拠点のひとつであり、特に近代以降、長良川における鶺鴒観覧と金華山・岐阜公園を中心とする歴史散策は、岐阜市の観光の主眼として全国的な知名度も高い。岐阜市は今後もこれらの区域における観光地としての継承を目指すものである。昨今の社会情勢に伴う観光スタイルの変化により、旧来の観光地における集客状況が全体的に低下し、観光産業をはじめとする地域経済に影響を与えている状況の中、観光地としての魅力とそこに生まれる産業を次世代に継承するため、開発や社会状況の変化等により魅力を喪失しないよう十分に配慮するとともに、岐阜市固有の魅力をより分りやすく、触れやすいものとして、来訪者に提供するために必要な整備や活用を図ることとする。

（４）文化的景観の本質的価値に配慮した統一感のある整備の推進を図る。

当文化的景観において、その活用のために行われる上記の（１）～（３）の側面をはじめとした様々な整備事業にあたっては、文化的景観の自然的特性、歴史的重層性、社会的継続性から成る構造を十分に認識した上で、その本質的価値を損なわないことが原則である。

個々の整備について文化的景観の本質的価値を損なわないよう、その規模やデザイン等に配慮するとともに、文化的景観としての統一感を保つよう各事業の相互の連携を強化し、十分な検討を図る。

3-3 運営体制に関する基本方針

文化的景観の保存に関する運営体制は、積極的に岐阜市が事業を進めるとともに、市民を運営の主体として行政がそれを支援する体制の確立を目指すものである。さらに、長良川の環境保全をはじめとする広域の連携体制の必要性にも留意し、以下に示す(1)～(3)を基本的な方針とする。

(1) 文化的景観に係る諸分野及び諸機関の連携体制を確立する。

岐阜市は、これまでも当文化的景観の自然・歴史・文化に渡る諸分野に対する様々な施策を展開してきた。今後とも、個別施策の充実を図りながら、相互の連携を強化し、地域の持続的な発展に対して、その効果を十分に発揮させる必要がある。

そのため、文化的景観の価値を適正に保存し、良好な状態で次世代に継承することを共通理念とし、その価値を高め、全国に誇る観光資産として積極的に活用しながら地域の持続的な発展を促す。また、市民生活や生業の継承と発展に対して、行政が総体としてサポートできるよう、文化財保護やまちづくり、産業振興や観光等の諸分野が十分な連携を図ることができる庁内体制の確立を目指す。また、岐阜市庁内のみならず、国・県をはじめとする庁外の関連諸機関との連携の強化を図るとともに、専門家や住民・NPO・企業等の民間を交えた運営体制を確立する。

(2) 市民をはじめとする民間による積極的な活動の促進と支援の充実を図る。

文化的景観は、範囲内住民だけでなく全ての市民の宝である。市民自らがふるさとの景観の価値に誇りを感じ、次世代へ継承するために考え行動することは、文化的景観を保護する重要な手段である。そのため、行政には、市民自らが行う文化的景観の価値を学ぶための活動、また文化的景観を構成する諸要素を保存・活用する積極的な活動を推進し支援することが望まれる。

文化的景観の範囲内では、環境保全や地域の文化資産を普及啓発など、住民、建造物等の所有者、まちづくり会、NPO、企業等による積極的な活動がすでに行われている。今後もそのような活動が継続することや、活動主体者への支援制度の充実は重要であり、市民と行政の積極的な協働体制を構築する。

(3) 自然と文化を継承するための長良川流域における広域連携の体制整備を推進する。

長良川は、岐阜市の誇る当文化的景観の自然・歴史・文化的側面における価値の基幹を成す重要な河川である。その水質や水量の保全、アユに代表される多様な漁業資源の保護等は、市町村単位による取り組みの他、上流から下流に及ぶ流域圏において一貫して取り組むべき課題である。また、長良川流域には、本文化的景観以外にも、「長良川流域文化」とも呼べる流域固有の歴史や文化を継承する多くの文化資産があり、それらを関連付けた魅力の創出等も検討されるべきである。そのため、岐阜市は流域の市町村との連携を図り、広域かつ長期的な取組みを行うこととする。

第4章 文化的景観の保存管理に関する事項

本章では、保存管理の基本方針（第3章）に基づき、文化的景観の保存管理に関する事項（土地利用等に関する事項、文化的景観の価値を構成する有形の要素、伝統的な生活・生業の継承・発展に関する事項）を示す。それぞれについて、保存調査報告書により導き出された文化的景観の価値が、現状において良好に残存している部分は「現状維持に努める事項」に記述し、価値が不明瞭になっている部分、もしくはすでに滅失しているため修復が必要と考えられる部分は、「向上・修景に努める事項」に記述する。

4-1 文化的景観における土地利用等に関する事項

文化的景観の価値に配慮した土地利用等の保存管理に関する事項を示す。土地利用は、文化的景観を構成する地区ごとにその特徴が異なるため、それぞれについてその方針を定める。

1) 長良川地区

[現状維持に努める事項]

- ・鮎をはじめとする多様な漁業資源の宝庫として継承することに努め、長良川鵜飼をはじめとする多様な漁撈の良好な漁場としての利用を継続する。
- ・鵜飼観覧や水浴場等の利用により、市民や観光客が水と親しむ環境を維持することを目標とする。

[向上・修景に努める事項]

- ・「木曾川水系河川整備計画」（中部地方整備局）により治水安全度の向上を推進し、良好な自然環境を保全・再生することを目標とする。

2) 金華山地区

[現状維持に努める事項]

- ・長良川森林計画区（林野庁中部森林管理局）の「地域管理経営計画」「国有林野施業実施計画」に基づく、森林の適正な管理と活用により、自然度の高い植生環境の保全に努める。
- ・「史跡岐阜城跡保存管理計画」に基づき、史跡としての適切な管理に努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・「史跡岐阜城跡整備基本構想」に基づき、史跡の価値を的確に伝達する整備を推進する。

3) 旧城下町地区

[現状維持に努める事項]

- ・歴史的な都市構造を基盤とし、問屋業や伝統的手工業に関連する伝統的家屋とともに、人々の生活・生業が良好に営まれる居住空間を継承する。
- ・中世に整備され近世以降も維持されてきた道路や水路、街区及び地割等の重層的な歴史に基づく都市構造を継承する。
- ・金華山と一体を成す歴史的な都市構造（総構えの土塁、道路網等）を継承する。
- ・自治組織及びその活動の場となる街区及び両側町の継承に努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・道路や水路、街区及び地割等については、城下町としての総構え構造の積極的な顕在化を図り、重層的な歴史的空間としての魅力を高める。
- ・伝統的家屋をはじめとした建造物等の利用を促進することにより町の賑わいを創出し、観光や散策に適した区域として魅力を高める。
- ・岐阜公園については、近代以降の市民の憩いの場、岐阜市観光の拠点としての利用を継承する。また、戦国時代の信長公居館跡としての歴史に基づく魅力を高め、旧城下町地区や川原町地区への「まちなか歩き」の拠点として活用する。
- ・伊奈波神社境内及び伊奈波通りは、中世以来継承される歴史的な信仰の空間としての土地利用や景観形成を図り、参道及び境内における市民活動等の活動を促進することにより、地区の賑わいを創出する。

4) 川原町地区

[現状維持に努める事項]

- ・地区からの長良川への動線を維持するとともに、長良川と金華山への眺望を良好に保つ。
- ・材木や和紙などの問屋業を支えた伝統的家屋が集積する当地区については、所有者、地元自治会等との調整を図りながら、建造物の価値の維持とそれと一体となって形成されている景観の保存・活用に配慮するよう努める。
- ・自治組織及びその活動の場となる街区及び地割の継承に努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・歴史的な道路や建造物を保存し、その他の建造物の修景等を積極的に図ることにより、歴史的・文化的な町並みの継承及び住環境の向上に努める。
- ・伝統的家屋をはじめとした建造物等の利用を促進することにより町の賑わいを創出し、観光や散策に適した区域として魅力を高める。
- ・鵜飼観覧船造船所とその周辺は、鵜飼観覧の拠点としての機能を継続しながら、かつての中河原湊や長良の渡しの場所として、長良川と一体となった地区の魅力向上に努める。
- ・地区東側は、岐阜公園、鏡岩水源地、護国神社等の要素と調和した土地利用や景観形成を図り、市民や観光客の散策等に適した地区としての魅力を高める。
- ・川原町広場は、地区内外の交流と賑わいを高める空間として、また岐阜公園とのアクセス性を高めるための空間としての活用を図る。

5) 鵜飼屋地区

[現状維持に努める事項]

- ・地区からの長良川へのアクセスの良さを維持するとともに、長良川と金華山への眺望を良好に保つ。
- ・長良鵜飼における鵜匠の居住地としての利用を継承し、「鵜飼の里」としての魅力の維持に努める。
- ・自治組織及びその活動の場となる街区及び地割の継承に努める。
- ・長良川プロムナードは、鵜飼の鑑賞や夕涼みに訪れる観光客や住民の憩いの場として、適正

な維持管理に努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・長良橋下の広場から神明神社周辺は、かつての「長良湊」や「長良の渡し」の場所としての歴史の顕在化に努める。
- ・「岐阜市長良川鵜飼伝承館（長良川うかいミュージアム）」とその周辺は、長良川鵜飼をはじめとする伝統文化の観光客や市民への普及啓発の拠点と位置づけ、地区の価値の顕在化を図る。

4-2 文化的景観における有形の要素に関する事項

(1) 文化的景観の価値を構成する有形の要素の分類

「2-2 文化的景観の価値」において、文化的景観の構造（「長良川水運を主軸とする流通・往来の構造」、「金華山麓に栄えた都市」、「長良川鵜飼を支える諸空間」）及び価値を記述した。

文化的景観の範囲に存在する有形の要素を、区域（A）、道路（B）、水路（C）、建築物（D）、工作物（E）、敷地（F）に種別分類し、さらにそれぞれの種別について、上記の構造との関連性について要素の細分（a～f）を行った。構造と有形の要素の関係を図4-1に示す。以下、有形の要素の保存方針について、種別ごとに記述する。

長良川流域の文化的景観の特徴				
	長良川を主軸とする 流通・往来の構造	金華山麓に栄えた都市	長良川鵜飼を支える諸空間	
要素の種別	A 区域	a 流通往来の主軸となった長良川	b 居城・居館の置かれた金華山・岐阜公園	c 鵜飼の漁場（鮎の生息環境）
		d 流通往来の拠点となった都市・集落	e 近世以前の区画や地割の形状を継承する街区	f 鵜飼を支える諸機能に関連する空間
	B 道路	a 近代以前の流通往来や治水の歴史に係わる道路	b 近代以前の都市構造を継承する街路・登山道	c 鵜飼を支える諸機能に関連する道路
	C 水路等	a 近代以前の流通往来や治水の歴史に係わる水路	b 近代以前の都市構造を継承する水路・堀跡	c 鵜飼を支える諸機能に関連する水路
	D 建築物	a 近代以前の間屋業・伝統産業に関連するもの	b 近代以前の都市の歴史を語るもの	c 鵜匠の住まい及び鵜飼に関連するもの
	E 工作物	a 近代以前の流通往来や治水の歴史に係わるもの	b 近代以前の都市の歴史を語るもの	c 鵜飼に関連する諸機能に係わるもの
F 敷地	a 近代以前の流通往来や治水の歴史に係わる施設の敷地	b 近代以前の都市の歴史を語る社寺境内地	c 鵜飼に関連する諸施設の敷地	

図4-1 文化的景観の価値を構成する有形の要素の分類

(2) 文化的景観の価値を構成する有形の要素の保存方針

1) 区域(種別A)の保存方針

①長良川

[現状維持に努める事項]

- ・長良川の豊かな水量と良好な水質、さらに多様かつ固有の生態系は、国・県をはじめ流域の市町村と連携を図ることで、保全に努める。
- ・河川敷の地形は、「木曾川水系河川整備計画」(中部地方整備局)により、可能な限り自然環境の保全に努める。
- ・砂礫河原においては、地域や市民団体等と連携して除草、清掃活動等を行い、その環境の維持に努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・防災等の観点からの必要不可欠な整備を行う場合には、生態系や景観への影響を最小限に留める規模やデザイン等となるよう努める。
- ・川原町地区、鶯飼屋地区は、人々が自然に働きかけて形成された歴史的な土地利用がなされた地区であり、川の利用を進める区域であることに配慮しつつ、両地区を取り囲む護岸は、防災の観点を第一に、景観を考慮した修景を検討する。

②金華山

[現状維持に努める事項]

- ・史跡岐阜城跡保存管理計画に示される保存管理方針に従い、史跡の本質的価値を構成する要素の保存に努めるとともに、活用を通じて価値の普及啓発に努める。
- ・ツブラジイ、アラカシ等の常緑広葉樹が優占する森林は、「地域管理経営計画」「国有林野施業実施計画」(林野庁中部森林管理局)に基づく森林の適正な管理と活用により保全に努める。
- ・川岸の露岩地は、当地の特徴的な自然的特徴を示すものであり、防災等の観点から土木的な処理が必要な時以外は、人為的な改変を原則として行わない。

[向上・修景に努める事項]

- ・岐阜城復興天守や三重塔の建築物は、近代以降の金華山や岐阜公園における整備を継承するものであり、史跡の本質的価値の保存との調整を図りながら、景観に配慮した規模やデザイン等のあり方を検討する。

③都市部(鶯飼屋地区、川原町地区、旧城下町地区)

[現状維持に努める事項]

- ・建造物や道路及び水路の保存を積極的に図り、歴史的な町並みの保存に努める。
- ・道路や堤防等に囲まれた街区の形状、両側町の形態を成す町割り及び町名の保存に努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・建造物や道路及び水路について、必要と考えられる部分については修景等を図り、歴史的な町並みとの調和を図る。

2) 道路（種別B）の保存方針

[現状維持に努める事項]

- ・中世から近世に形成された都市構造の基盤となる道路は、中世以降の流通往来の歴史に関わる重要な要素として、今日顕在化していない地下遺構を含め、歴史的な構造の厳密な保存に努める。
- ・鵜飼屋地区における川畔に繋がる細い道路は、防災上の観点に配慮しながら、その構造や幅員について、適切な維持管理、整備を検討する。
- ・文化的景観の価値を構成する要素を損なう可能性のある道路の新設や幅員の拡幅等は、原則として行わないよう努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・中世から近世に形成された都市構造の基盤となる道路は、必要に応じて修景により顕在化を図る。顕在化にあたっては、地下遺構に基づく本来の形状に留意するとともに、景観に配慮した統一感のあるデザインとなるように努める。

3) 水路（種別C）の保存方針

[現状維持に努める事項]

- ・長良川からの取水に関係するもの、中世の総構えの堀や近世の岐阜奉行所の堀を踏襲するものについて、今日顕在化していない地下遺構を含め、位置などの保存に努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・長良川からの取水に関係するもの、中世の総構えの堀や近世の岐阜奉行所の堀を踏襲するものについて、必要に応じて修復や修景により価値の顕在化を図る。顕在化においては、地下遺構に基づく本来の形状に留意しながら、安全や景観に配慮した統一感のあるデザインとなるように努めるとともに、親水性などについても検討する。

4) 建築物（種別D）の保存方針

[現状維持に努める事項]

- ・岐阜公園三重塔は、長良橋の古材を用いて大正期に建てられた岐阜公園整備の歴史を伝える建造物であり、金華山を街から遠望する際のランドマークでもあるため、史跡の本質的価値の保存と調整しながら、現位置での保存に努める。
- ・概ね昭和20年までに建造された建築物については、基本的に現状維持のための修復を施し、必要であれば、本来の意匠的特色を活かした修景を部分的に施す。

[向上・修景に努める事項]

- ・概ね昭和20年までに建造された建築物は、生活生業の場としての利用とともに、中世以来の重層的な歴史を普及啓発するための拠点としての活用や、「賑わい」を創出するための積極的な活用を図る。
- ・昭和20年以降に建造された建築物についても、地域的・年代的特色を物語る特徴的な外観形状や意匠に配慮した修景を促進するとともに、新築や増改築においても、重層的な歴史を受け継ぐまちなみとの調和に配慮した規模やデザインとなるように努める。
- ・上記の建築物の新築、修復及び修景に際しては、既に決定している都市計画法に基づく高度

地区、地区計画、及び景観法に基づく景観計画の内容を遵守する。

5) 工作物（種別E）の保存方針

[現状維持に努める事項]

- ・概ね昭和 20 年までに建造された橋梁等の工作物については、旧来の位置を可能な限り継承する。

[向上・修景に努める事項]

- ・概ね昭和 20 年までに建造された橋梁等の工作物については、必要に応じて規模やデザイン等の向上を図る。
- ・概ね昭和 20 年以降に建造されたもの、または新たに設置を行うものについても、文化的景観の価値に配慮した規模やデザインとなるように努める。

6) 敷地（種別F）の保存方針

[現状維持に努める事項]

- ・近世以前から継承される社寺の境内地（墓地を含む）は、宗教的空間及び公共的空間としての利用を可能な限り維持するため、今日顕在化していない地下遺構も含めた敷地の形状を保存するよう努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・鵜飼観覧船造船所をはじめとする鵜飼観覧を支える諸施設は、その機能や長良川に隣接する立地の維持に努め、景観に配慮した規模やデザイン等の向上を図る。
- ・水防倉庫・水防団詰所等をはじめとする長良川における生活・生業や市民活動を支える諸施設は、機能の維持に努め、景観に配慮した規模やデザイン等の向上を図る。

(3) 文化的景観の重要な構成要素の特定

文化的景観の価値を構成する有形の要素のうち、所有者等の同意が得られたものについて文化的景観の「重要な構成要素」として特定を行った。

表 4-1 文化的景観の重要な構成要素一覧 (1/4)

No.	名称	詳細種別*	所有者等	文化財等指定状況	所在する地区				
					長良川地区	金華山地区	旧城下町地区	川原町地区	鶺鴒屋地区
種別:A 区域 (図 4-2)									
1	長良川	Aa,Ac	国土交通省	景観重要河川	○				
2	金華山	Ab	林野庁	金華山国有林／ 国史跡岐阜城跡		○			
3	長良自治会連合会範囲 鶺鴒屋景観まちづくり協議会範囲	Ad,Ae,Af	民間						○
4	金華自治会連合会範囲	Ad,Ae,Af	民間				○	○	
5	川原町まちづくり会範囲	Ad,Ae,Af	民間					○	
6	井の口まちづくり会範囲	Ad,Ae,Af	民間				○		
7	伊奈波界限まちづくり会範囲	Ad,Ae,Af	民間				○		
種別:B 道路 (図 4-3、図 4-4)									
1	市道長良1号線	Bb,Bc	岐阜市						○
2	市道長良2号線	Bb,Bc	岐阜市						○
3	市道長良3号線	Bb,Bc	岐阜市						○
4	市道長良4号線	Bb,Bc	岐阜市						○
5	市道長良4の1号線	Bb	岐阜市						○
6	市道長良5号線	Bb,Bc	岐阜市						○
7	市道長良5の1号線	Bb,Bc	岐阜市						○
8	市道長良5の2号線	Bb,Bc	岐阜市						○
9	市道長良7号線	Bb,Bc	岐阜市						○
10	市道長良8号線	Bb,Bc	岐阜市						○
11	市道長良8の3号線	Bb	岐阜市						○
12	市道長良23号線	Bb	岐阜市						○
13	市道鶺鴒屋東西線	Bb	岐阜市						○
14	市道長良南町長良北町線(旧高富街道)	Ba,Bb	岐阜市						○
15	市道長良10号線	Bb,Bc	岐阜市						○
16	市道長良10の2号線	Bb,Bc	岐阜市						○
17	市道東材木町湊町線(旧高富街道)	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○	○	
18	市道島403号線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路				○	
19	市道元浜町支線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路				○	
20	市道玉井町南北線	Ba	岐阜市	景観重要道路				○	
21	市道堤外支線	Ba	岐阜市	景観重要道路				○	

*詳細種別は図 4-1 において該当する項目を表す。

表 4-1 文化的景観の重要な構成要素一覧 (2/4)

No.	名称	詳細種別	所有者等	文化財等指定状況	所在する地区				
					長良川地区	金華山地区	旧城下町地区	川原町地区	鶺鴒屋地区
22	市道松ヶ枝町湊町線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○		
23	市道山口町木挽町線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○		
24	市道梶川町元浜線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○	○	
25	市道今町4丁目元浜町線	Ba,Bb	岐阜市				○	○	
26	市道本町2丁目西材木町線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○		
27	市道上茶屋町木挽町線	Ba	岐阜市	景観重要道路			○		
28	市道木挽町大宮町1丁目線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○		
29	市道西材木町上茶屋町線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○		
30	市道中大桑町千畳敷下大道西線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○		
31	市道本町4丁目大仏町線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○		
32	市道松下町支線	Ba,Bb	岐阜市				○		
33	市道松ヶ枝町松下町1号線	Ba	岐阜市				○		
34	市道松ヶ枝町松山町線	Ba	岐阜市	景観重要道路			○		
35	市道夕陽ヶ丘岩戸線の1	Ba,Bb	岐阜市				○		
36	市道夕陽ヶ丘支線	Ba	岐阜市				○		
37	市道四屋町本町4丁目線	Ba,Bb	岐阜市				○		
38	市道本町7丁目線	Ba,Bb	岐阜市				○		
39	市道本町4丁目下新町線	Ba,Bb	岐阜市				○		
40	市道本町2丁目支線(岐阜街道(御鯨街道))	Ba,Bb,Bc	岐阜市	景観重要道路			○		
41	市道鞠屋町線(岐阜街道(御鯨街道))	Ba,Bb,Bc	岐阜市	景観重要道路			○		
42	市道米屋町線(岐阜街道(御鯨街道))	Ba,Bb,Bc	岐阜市	景観重要道路			○		
43	市道白木町常盤町線(岐阜街道(御鯨街道))	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○		
44	市道中竹屋町中大桑町線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○		
45	市道松屋町米扇町線	Ba,Bb	岐阜市				○		
46	市道矢島町1丁目伊奈波通1丁目線	Ba,Bb	岐阜市	景観重要道路			○		
47	市道矢島町2丁目松屋町線	Ba	岐阜市				○		
48	市道矢島町2丁目若松町線	Ba,Bb	岐阜市				○		
49	市道矢島町2丁目西野町2丁目線	Ba	岐阜市	景観重要道路			○		
50	市道堀江町本町6丁目線	Ba,Bb	岐阜市				○		
51	市道矢島町1丁目末広町線	Ba	岐阜市	景観重要道路			○		
52	市道伊奈波通1丁目本町1丁目線	Ba	岐阜市	景観重要道路			○		
53	市道万力町線	Ba	岐阜市				○		
54	市道万力町支線	Ba	岐阜市				○		
55	市道伊奈波通1丁目白木町線	Ba,Bb	岐阜市				○		

表 4-1 文化的景観の重要な構成要素一覧 (3/4)

No.	名 称	詳細 種別	所有者等	文化財等 指定状況	所在する地区				
					長良川 地区	金華山 地区	旧城下 町地区	川原町 地区	鶺鴒屋 地区
56	市道白木町線	Ba	岐阜市				○		
57	市道水ノ手支線(金華山登山道)	Bb	岐阜市			○			
58	市道百曲支線(金華山登山道)	Bb	岐阜市			○			
59	市道金華山登山本線(金華山登山道)	Bb	岐阜市			○			
60	市道七曲支線(金華山登山道)	Bb	岐阜市			○			
61	市道達目線(金華山登山道)	Bb	岐阜市			○			
62	鼻高ハイキングコース(金華山登山道)	Bb	岐阜市			○			
種別:C 水路等 (図 4-3)									
1	忠節放水路(湊コミュニティ水路)	Ca	岐阜市	景観重要水路				○	
2	今泉排水路(総構堀跡)	Cb	岐阜市				○		
3	梶川堀跡	Cb	岐阜市				○		
種別:D 建築物 (図 4-4)									
1	岐阜公園三重塔	Db	岐阜市	登録有形文化財		○			
2	岐阜城復興天守	Db	岐阜市			○			
3	鏡岩水源地旧エンジン室	Db	岐阜市	登録有形文化財				○	
4	鏡岩水源地旧ポンプ室	Db	岐阜市	登録有形文化財				○	
5	旧櫻井銘木店(重要な家屋)	Da	民間	登録有形文化財 / 都市景観重要建築物				○	
6	旧松喜仏壇店(重要な家屋)	Da	民間	登録有形文化財			○		
7	空穂屋(重要な家屋)	Da	民間				○		
8	近藤家(重要な家屋)	Da	民間					○	
9	丹羽家(重要な家屋)	Da	民間				○		
10	旧麩兵(重要な家屋)	Da	民間				○		
11	山下鞆匠家(マルイチ)(重要な家屋)	Dc	民間						○
12	杉山鞆匠家(マルワ)(重要な家屋)	Dc	民間						○
13	杉山鞆匠家(ワチガイ)(重要な家屋)	Dc	民間						○
14	山下鞆匠家(マルヤマ)(重要な家屋)	Dc	民間						○
15	杉山鞆匠家(ヤマジョウ)(重要な家屋)	Dc	民間						○
16	杉山鞆匠家(マルヨ)(重要な家屋)	Dc	民間						○
17	徳廣別館(重要な家屋)	Da	民間				○		
18	後楽荘(重要な家屋)	Da	民間				○		
19	川原町屋(重要な家屋)	Da	民間					○	
種別:D・F 建築物・敷地 (図 4-4)									
20	神明神社	Dc,Fc	宗教法人						○
21	庚申堂	Db,Fb	宗教法人					○	

表 4-1 文化的景観の重要な構成要素一覧 (4/4)

No.	名称	詳細種別	所有者等	文化財等指定状況	所在する地区				
					長良川地区	金華山地区	旧城下町地区	川原町地区	鶯飼屋地区
22	青面山般若寺	Db,Fb	宗教法人				○		
23	教圓山地蔵寺	Db,Fb	宗教法人				○		
24	金鳳山正法寺	Db,Fb	宗教法人				○		
25	鶯林山常在寺	Db,Fb	宗教法人				○		
26	三光山妙照寺	Db,Fb	宗教法人	市重要文化財			○		
27	鳳堆山法蓮寺	Db,Fb	宗教法人				○		
28	大雄山妙覚院誓願寺	Db,Fb	宗教法人				○		
29	善光寺安乘院	Db,Fb	宗教法人				○		
種別:E 工作物 (図 4-4)									
1	折戸橋	Ea,Eb	岐阜市					○	
2	霞橋	Ea,Eb	岐阜市					○	
3	美登里橋	Ea,Eb	岐阜市					○	

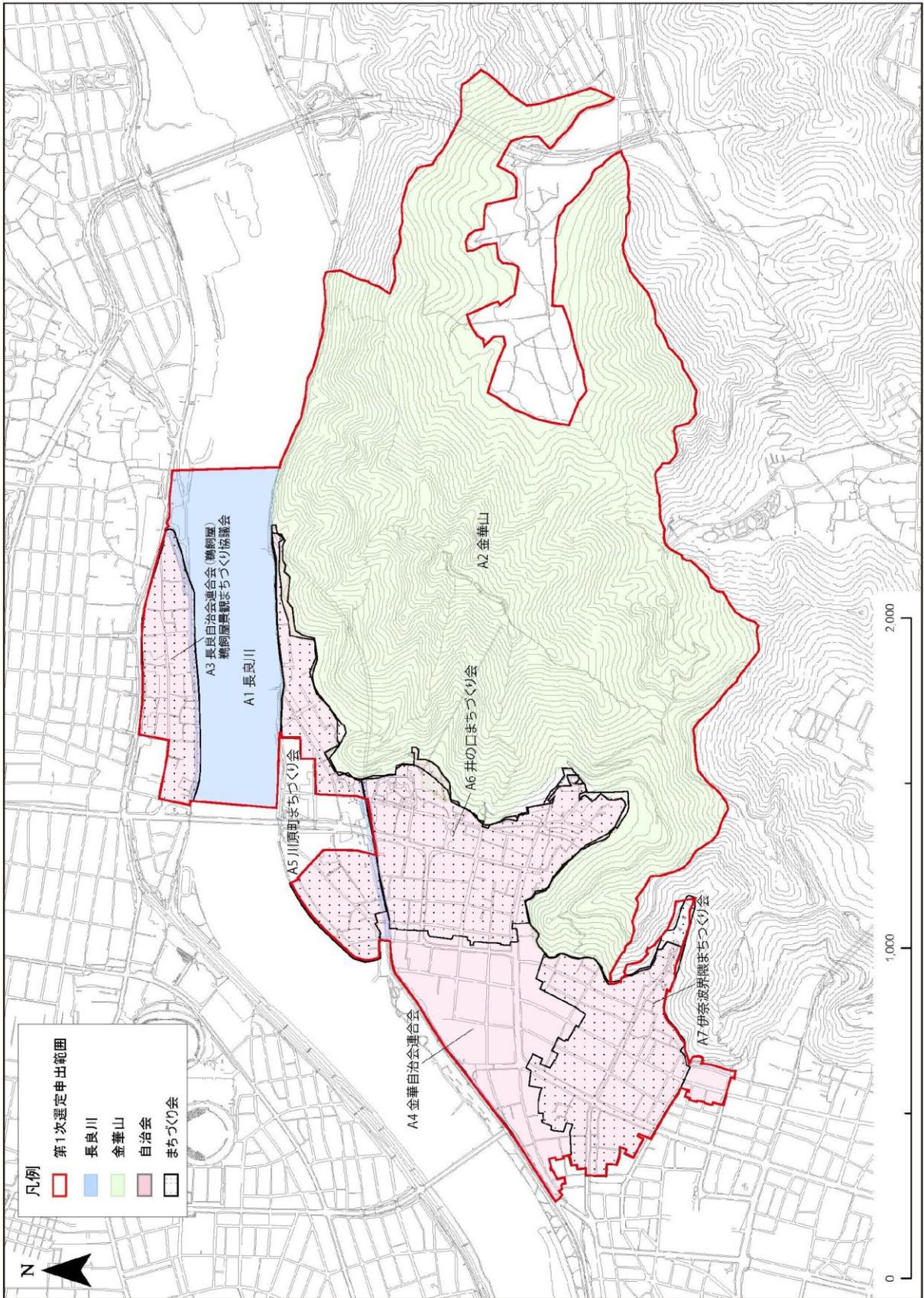


図 4-2 重要な構成要素位置図 (種別A)

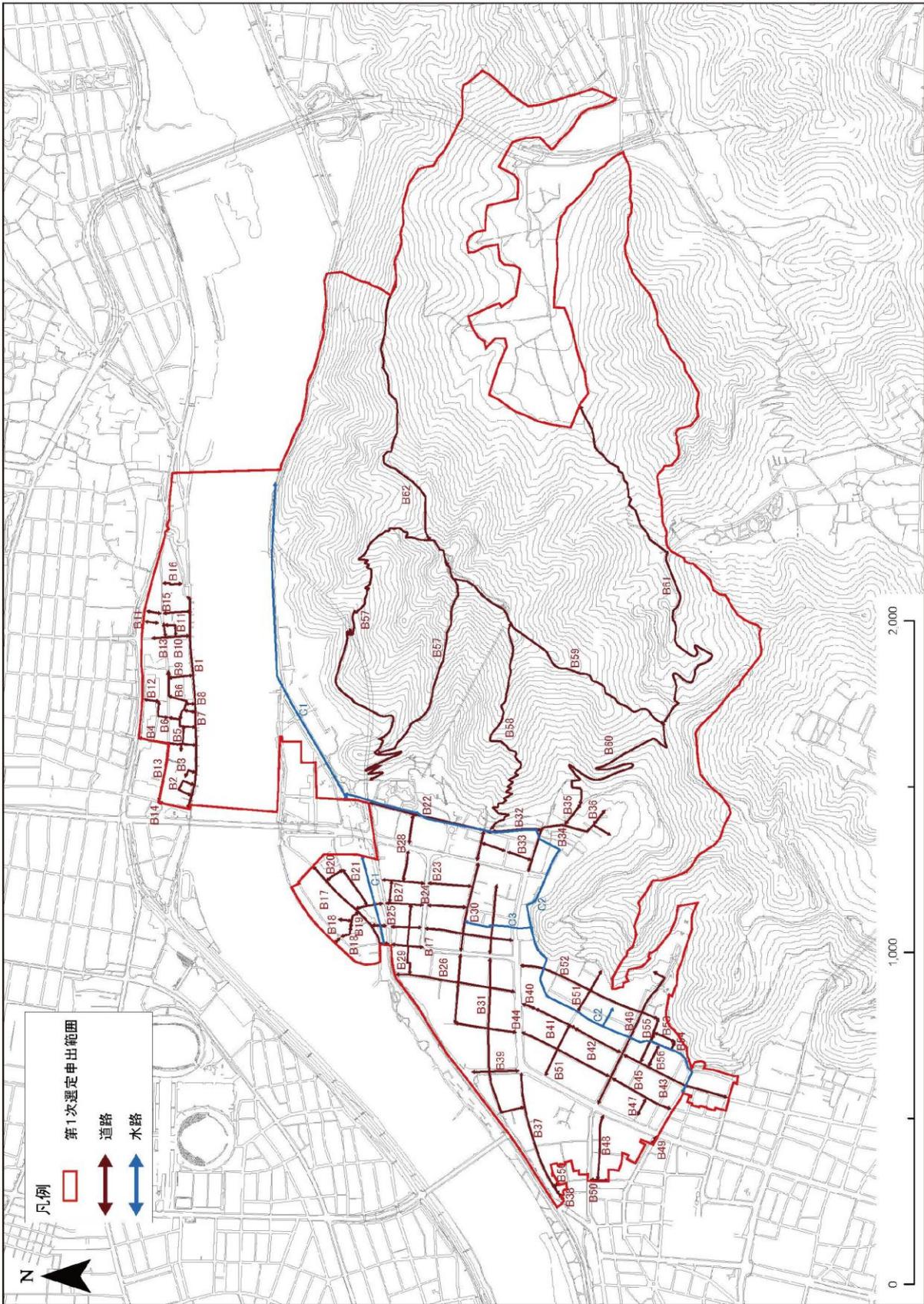


图 4-3 重要な構成要素位置図（種別 B・C）

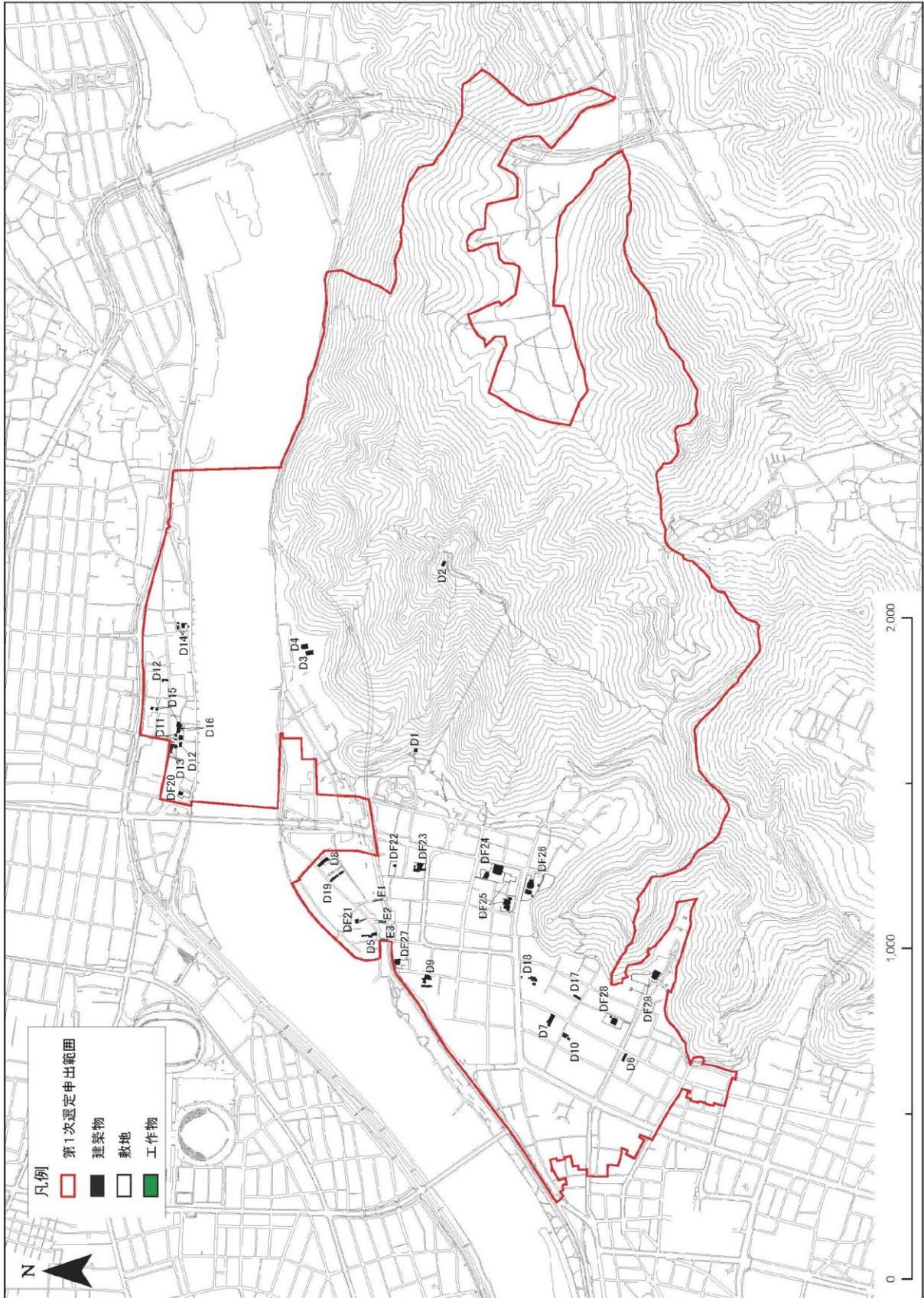


図 4-4 重要な構成要素位置図 (種別 D・E・F)

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (1/24)

種別:A 区域 (図 4-2)					
No.	1	名称	長良川	種別	A(Aa, Ac)
地区	長良川地区			所有者等	国土交通省
写真			文化的景観 における価値	近代に至るまで当地域における流通往来の主軸として機能し、川原町地区・旧城下町地区の繁栄をもたらした。鮎の生息に適した自然豊かな河川環境が維持され、長良川鵜飼の良好な漁場として、また水浴場としての親水の環境として今日に継承されている。	
			保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・流路、水質 ・円礫の河床 ・魚種の多様性 ・鵜飼の漁場としての機能 	
No.	2	名称	金華山	種別	A(Ab)
地区	金華山地区			所有者等	林野庁
写真			文化的景観 における価値	長良川河畔に険峻な山容を突出する岐阜市のランドマークである。古代以来の信仰の対象であり、戦国時代には斎藤道三・織田信長等の居城となった。城跡としての地形や遺構が良好に保存されるとともに、近世の入山規制及び近代以降の管理により自然度の高い樹林環境を継承している。	
			保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡岐阜城跡としての価値 ・植生及び生態系の多様性 ・長良川鵜飼の背景となる山容 	

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (2/24)

種別:A 区域 (図 4-2)					
No.	3	名称	長良自治会連合会範囲 鵜飼屋景観まちづくり協 議会範囲(一部)	種別	A(Ad,Ae,Af)
地区	鵜飼屋地区(岐阜市長良)			所有者等	民間
写真			文化的景観 における価値	長良川の堤外地に立地し、自治会活動及び鵜飼漁に関連する構造が継承されている。	
			保存すべき 事項	・地区における建築物の新築や修景について定めた「鵜飼屋地区景観協定」「鵜飼屋地区景観協定細則」の内容	
No.	4	名称	金華自治会連合会範囲	種別	A(Ad,Ae,Af)
地区	旧城下町地区(岐阜市大宮町ほか)			所有者等	民間
写真			文化的景観 における価値	中世以降に整備された道路などの基盤、両側町の町割りが継承されている範囲。また、遅くとも近世には形成されていたと考えられる自治活動が、町割りを基盤とし、現在も行われている。	
			保存すべき 事項	・両側町の町割りを基盤とした自治組織の継承による、統一感の感じられる町並み	

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (3/24)

種別:A 区域 (図 4-2)					
No.	5	名称	川原町まちづくり会範囲 (一部)	種別	A(Ad,Ae,Af)
地区	川原町地区(岐阜市玉井町、元浜町ほか)			所有者等	民間
写真			文化的景観 における価値	長良川の堤外地に立地し、川湊の周辺において、問屋業(材木、和紙)を中心に繁栄した地区の構造が継承されている。	
			保存すべき 事項	・地区における建築物の新築や修景について定めた「川原町まちづくり協定」及び「川原町まちづくり協定細則」の内容	
No.	6	名称	井の口まちづくり会範囲	種別	A(Ad,Ae,Af)
地区	旧城下町地区(岐阜市大宮町ほか)			所有者等	民間
写真			文化的景観 における価値	金華山の西麓に位置し、戦国時代に整備された基盤、近世・近代以降の問屋業(副蚕糸業など)の構造が継承されている。	
			保存すべき 事項	・まちづくり会が独自に行う「歴史的建造物認定制度(仮称)」	

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (4/24)

種別:A 区域 (図 4-2)					
No.	7	名称	伊奈波界限まちづくり会 範囲	種別	A (Ad,Ae,Af)
地区	旧城下町地区(岐阜市伊奈波通ほか)			所有者等	民間
写真			文化的景観 における価値	旧城下町地区の南部、伊奈波神社の周辺に展開し、寺院が集中する地区。また近世・近代以降の間屋業・製造業などの構造が継承されている。	
			保存すべき 事項	・地区における建築物の新築や修景について定めた「伊奈波界限まちづくり協定」の内容	

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (5/24)

種別: B 道路(鶺飼屋地区) (図 4-3)			
No.	1、2、3、4、6、7、8、9、10、15、16		
種別	B(Bb,Bc)	所有者等	岐阜市
写真	2 	文化的景観 における価値	鶺飼屋地区に構築された細い道路。鶺匠をはじめ、地区に暮らす人々と長良川をつなぐ。江戸時代の絵図及び明治21年の字絵図において確認でき、現在までその位置を継承している。
	9 	保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の位置 ・道路の幅
No.	1、5、11、12、13、14		
種別	B(Bb)	所有者等	岐阜市
写真	11 	文化的景観 における価値	鶺飼屋地区に構築された道路。江戸時代の絵図及び明治21年の字絵図において確認でき、現在までその位置を継承している。No.14は、流通・往来の主軸となった旧高富街道。
	13 	保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の位置 ・道路の幅

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (6/24)

種別: B 道路(川原町地区) (図 4-3)			
No.	17、18、19		
種別	B(Ba,Bb)	所有者等	岐阜市
写真	17 	文化的景観 における価値	川原町地区に構築された道路。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」に描かれる。戦国時代にはすでに整備されていた可能性が考えられ、現在までその位置を継承している。No.17は、長良川と繋がる流通・往来の主軸となった旧高富街道。No.18,19は、鶉飼屋地区と同じ、川へのアクセスのための道路か。
	18 	保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の位置 ・道路の幅
No.	20、21		
種別	B(Ba)	所有者等	岐阜市
写真	20 	文化的景観 における価値	川原町地区に構築された道路。明治21年の字絵図において確認できる。明治初期までに整備されていた可能性が考えられ、現在までその位置を継承している。
	21 	保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の位置 ・道路の幅

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (7/24)

種別: B 道路(旧城下町地区) (図 4-3)			
No.	17、22、23、24、25、26、28、29、30、31、32、35、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、48、50、51(西)、55		
種別	B(Ba,Bb)	所有者等	岐阜市
写真	17 	文化的景観における価値	旧城下町地区に構築された道路。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」、もしくは元文元年(1736)の「岐阜御山并惣山 今泉沖早田沖絵図」(徳川林政史研究所)に描かれており、戦国時代にはすでに整備されていた可能性が考えられる。近代には流通往来の主軸となり、現在もその位置を継承している。
	30 	保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の位置 ・道路の幅
No.	27、33、34、36、47、49、51(東)、52、53、54、56		
種別	B(Ba)	所有者等	岐阜市
写真	51 東 	文化的景観における価値	旧城下町地区に構築された道路。明治21年の字絵図において確認できる。明治初期までに整備され、流通往来の機能を担っていたと考えられ、現在までその位置を継承している。
	52 	保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の位置 ・道路の幅

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (8/24)

種別: B 道路(金華山地区) (図 4-3)			
No.	57、58、59、60、61、62		
種別	B(Bb)	所有者等	岐阜市
写真	59 	文化的景観 における価値	金華山に構築された登山道。No.57～62 は、承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」に描かれ、戦国時代における岐阜城の登城路の可能性が考えられる。
	61 	保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の位置 ・道路の幅
種別: C 水路等(川原町地区) (図 4-3)			
No.	1	名称	忠節放水路(湊コミュニティ水路)
種別	C(Ca)	所有者等	岐阜市
写真		文化的景観 における価値	治水の歴史に係わる水路。昭和7年(1932)に鏡岩から元浜町に至って掘られた導水路。湊コミュニティ水路として整備され、現在までその位置を継承している。
		保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・水路の位置 ・水路の幅

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (9/24)

種別:C 水路等(旧城下町地区) (図 4-3)			
No.	2	名称	今泉排水路(総構え堀跡)
種別	C(Cb)	所有者等	岐阜市
写真		文化的景観 における価値	戦国時代以降の都市構造を継承する水路。戦国時代に構築されたと考えられる岐阜城下町の総構え跡や、近世の岐阜奉行所の堀跡により構成され、現在までその位置を継承している。
		保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・水路の位置 ・水路の幅
No.	3	名称	梶川堀跡
種別	C(Cb)	所有者等	岐阜市
写真		文化的景観 における価値	戦国時代以降の都市構造を継承する水路。織田信長が岐阜城下町を経営する際、この堀を境に東側に家臣団を、西側に町人を住ませたと云われる。また近世には、堀を境に東側を地方(古屋敷村)、西側を町方と区分した。一部暗渠化しているが、現在までその位置を継承している。
		保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・水路の位置 ・水路の幅

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (10/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)					
No.	1	名称	岐阜公園三重塔	写真	
地区	金華山地区(槻谷 13-2)				
種別	D(Db)	所有者等	岐阜市		
文化的景観における価値	<p>大正6年(1917)建築。河合玉堂の助言を得て位置を決め、旧長良橋の廃材を活用し、大正天皇御大典記念事業として建築された。 西側からの眺望において、岐阜城復興天守と並ぶシンボリックな建築物である。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外観 ・建築物の位置 				
No.	2	名称	岐阜城復興天守	写真	
地区	金華山地区(金華山 5)				
種別	D(Db)	所有者等	岐阜市		
文化的景観における価値	<p>明治43年(1910)建築。日本で初めて建設されたと考えられる復興天守である。昭和18年(1943)に焼失するが、昭和31年(1956)により復興された。金華山の頂上に建ち、360° いずれの方向からも見ることができる。また、明治から昭和初期に金華地区に建てられた家屋のほとんどは、この復興天守が見える位置に本座敷をつくるほど、市民にとってシンボリックな建築物である。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外観 ・建築物の位置 ・資料館としての機能 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (11/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)					
No.	3	名称	鏡岩水源地 旧エンジン室	写真	
地区	川原町地区(鏡岩 408-2 他)				
種別	D(Db)	所有者等	岐阜市		
文化的景観 における価値	昭和5年(1930)に建築され、昭和47年ごろまで使用された。鉄骨造りの平屋建てで、切妻屋根には棧瓦が葺かれる。外壁には長良川の川原石で埋め尽くされ、丸窓と方形窓が規則的に配置されている。現在は、水道への理解を深めてもらうことを目的とした「水の資料館」として公開・活用される。				
保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外観 ・建築物の位置 ・資料館としての機能 				
No.	4	名称	鏡岩水源地 旧ポンプ室	写真	
地区	川原町地区(鏡岩 408-2 他)				
種別	D(Db)	所有者等	岐阜市		
文化的景観 における価値	昭和5年(1930)に建築され、昭和47年ごろまで使用された。鉄骨造りの平屋建てで、切妻屋根には棧瓦が葺かれる。外壁には長良川の川原石で埋め尽くされ、丸窓と方形窓が規則的に配置されている。現在は、水と自然との関わりを体験し、水の様々な要素を理解してもらうことを目的とした「水の体験学習館」として公開・活用される。				
保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外観 ・建築物の位置 ・資料館としての機能 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (12/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)					
No.	5	名称	旧櫻井銘木店	写真	
地区	川原町地区(元浜町 30-1)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観における価値	<p>明治 35 年(1902)に初代が購入しており、それ以前の建築と考えられる。敷地内には店舗兼住宅と土蔵がある。店舗は間口一杯に接道する。木造二階建、切妻造、平入。蔵は土蔵造、切妻造。現代まで銘木商の生業を支えてきた建築物である。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(主屋、土蔵)の外観 ・建築物の位置及び配置 				
No.	6	名称	旧松喜仏壇店	写真	
地区	旧城下町地区(白木町 96)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観における価値	<p>明治 44 年(1911)の建築。敷地内には店舗兼主屋があり、店舗は岐阜街道(御鯨街道)に東面する。店舗は間口一杯に接道し、木造二階建、切妻造、平入。現代まで仏壇店の生業を支えてきた建築物である。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(主屋)の外観 ・建築物の位置及び配置 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (13/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)					
No.	7	名称	空穂屋	写真	
地区	旧城下町地区(靱屋町 38 他)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観における価値	<p>明治 25 年(1892)に建築されたと考えられ、昭和 6 年(1931)に増築している。敷地内には店舗兼主屋、土蔵、倉庫がある。店舗は間口一杯に接道し、木造二階建、切妻造、平入。蔵は土蔵造、切妻造。現代まで紙問屋の生業を支えてきた建築物である。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(主屋、土蔵)の外観 ・建築物の位置及び配置 				
No.	8	名称	近藤家	写真	
地区	川原町地区(湊町 28 他)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観における価値	<p>近藤邸は、町家建築および洋風建築の2軒から成る。 町家建築の年代は不明であるが、川原町地区は明治 24 年の濃尾大震災による延焼がなかったと伝えられ、それ以前の可能性もある。主屋は間口一杯に接道し、木造二階建、切妻造、平入。敷地の奥に倉庫を備える。 洋風建築は、木造三階建。主屋の外壁には幾何学模様のレリーフが施される。主屋の奥に土蔵がある。薬局の生業を支えてきた建築物である。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(主屋(洋風建築および町家建築))の外観 ・建築物の位置及び配置 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (14/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)					
No.	9	名称	丹羽家	写真	
地区	旧城下町地区(西材木町 41)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観における価値	<p>主屋には大正13年の棟札が残るが、木蔵の梁には明治36年の墨書があるため、大正時代に建て替えがあったと考えられる。主屋は木造二階建、切妻造、平入。南側に庭があり、茶室や路地を備える。蔵は3棟あり、土蔵造、切妻造。敷地は長良川の堤防に接する。当主は代々材木商を営み、近代頃までは、川から木場までレールを敷き、材木を直接運び入れていた。現代まで材木商の生業を支えてきた建築物である。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(主屋、土蔵)の外観 ・建築物の位置及び配置 				
No.	10	名称	旧麩兵	写真	
地区	旧城下町地区(大和町 7 他)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観における価値	<p>麩兵は、天保7年に創業した麩製造の店である。 建築物は明治初期に建てられ、昭和初期に改築をしていると考えられる。敷地内には旧店舗兼主屋、土蔵がある。店舗は間口一杯に接道し、木造二階建、切妻造、平入。蔵は土蔵造、切妻造。 現代まで麩製造の生業を支えてきた建築物である。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(主屋、土蔵)の外観 ・建築物の位置及び配置 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (15/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)					
No.	11	名称	 山下鶺匠家 (マルイチ)	写真	
地区	鶺飼屋地区(長良 94-10 他)				
種別	D(Dc)	所有者等	民間		
No.	12	名称	 杉山鶺匠家 (マルワ)	写真	
地区	鶺飼屋地区(長良 100-7 他)				
種別	D(Dc)	所有者等	民間		
No.	13	名称	 杉山鶺匠家 (ワチガイ)	写真	
地区	鶺飼屋地区(長良 100-1 他)				
種別	D(Dc)	所有者等	民間		
No.	14	名称	 山下鶺匠家 (マルヤマ)	写真	
地区	鶺飼屋地区(長良 35-1 他)				
種別	D(Dc)	所有者等	民間		
No.	15	名称	 杉山鶺匠家 (ヤマジヨウ)	写真	
地区	鶺飼屋地区(長良 94-2 他)				
種別	D(Dc)	所有者等	民間		
No.	16	名称	 杉山鶺匠家 (マルヨ)	写真	
地区	鶺飼屋地区(長良 94-2-2 他)				
種別	D(Dc)	所有者等	民間		
文化的景観における価値	<p>No.13、14 は江戸時代の建築と推定され、鶺匠は、遅くとも近世には鶺飼屋地区に居住していたと考えられる。鶺匠家の敷地内には、主屋のほかに、鶺飼漁を維持するための施設(鳥屋、水場、松小屋)が配置されている。鳥屋は、鶺の飼育及び健康管理をする施設で、かつて主屋の土間に設置されていたが、戦後、屋外に建てられるようになった。水場は、鶺が水浴びをする施設で、かつては川で行われていたため必要なかったが、昭和 30~40 年代頃から敷地内に設置された。松小屋は、篝火に用いる一年分の松割木等を保管する施設である。また、No.14 は川に面した場所に立地しているため、建物の基礎に人頭大以上の大きさの川原石を用いた石積みを構築し、洪水に備えている。鶺飼漁の期間中、鶺匠は川へつながる細い道路を利用し、出漁の準備を行う。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(主屋等)の外観 ・鶺飼漁にかかわる設備(鳥屋、水場、松小屋)の維持 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (16/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)					
No.	17	名称	徳廣別館	写真	
地区	旧城下町地区(末広町 68)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観における価値	<p>徳廣の建築物は、材木商が大正末期に建築したとされる。 敷地内には店舗兼主屋と奥に4畳半の離れがある。店舗は間口一杯に接道し、木造二階建、切妻造、平入。蔵は土蔵造、切妻造。 戦前より料亭として用いられ、当初の建具や内装がよく残しつつ現代に至っている。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(主屋)の外観 ・建築物の位置及び配置 				
No.	18	名称	後楽荘	写真	
地区	旧城下町地区(本町1丁目 31 他)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観における価値	<p>後楽荘の建築物は、蠟燭・油商の隠居所として、本邸の裏手に建てられた屋敷建築である。主屋は明治末年から7年間かけて建設されたとされ、門は大正期に建設された。主屋は木造平屋、蔵は土蔵造、切妻造。 庭園は茶の湯を強く意識した造作で、旧茅葺きの「寸休庵」が建つ。また庭園の東奥に金華山及び岐阜城復興天守を望むことができる。 昭和23年より料亭として用いられ、現代に至っている。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(主屋、土蔵)の外観 ・建築物の位置及び配置 ・庭園および金華山への眺望 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (17/24)

種別:D 建築物 (図 4-4)					
No.	19	名称	川原町屋	写真	
地区	川原町地区(玉井町 28)				
種別	D(Da)	所有者等	民間		
文化的景観における価値	<p>町家建築の年代は不明であるが、川原町地区は明治 24 年の濃尾大震災による延焼がなかったと伝えられ、それ以前の可能性もある。主屋は間口一杯に接道し、木造二階建、切妻造、平入。敷地の奥の蔵は、土蔵造、切妻造。</p> <p>現代に至るまで、紙の原料を扱う問屋の生業を支えてきた建築物である。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(主屋、土蔵)の外観 ・建築物の位置及び配置 				
No.	20	名称	神明神社	写真	
地区	鶺鴒屋地区(長良 119 他)				
種別	D(Dc) F(Fc)	所有者等	宗教法人		
文化的景観における価値	<p>江戸時代の絵図において確認できる。毎年 7 月 16 日に「川祭り」および「鮎供養」が行われ、鶺鴒 6 名も、鶺鴒装束にて祈願もしくは供養に参加する。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(本殿)の外観 ・境内地の形状 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (18/24)

種別:D・F 建築物・敷地 (図 4-4)					
No.	21	名称	庚申堂	写真	
地区	川原町地区(元浜町 13)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観における価値	<p>中世末に斎藤義龍により美濃国の禅宗寺院の寺統権を与えられた伝燈寺の末と云われる。元文元年(1736)の「岐阜御山并惣山 今泉沖早田沖絵図」(徳川林政史研究所)に描かれ、現在までその境内地を継承している。</p> <p>また、般若寺・地藏寺と共に「三庚申」として、庚申参り等の活動を行っている。敷地内の建築物の中では本堂が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(本堂)の外観 ・境内地の形状 				
No.	22	名称	青面山般若寺	写真	
地区	旧城下町地区(木挽町 4 他)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観における価値	<p>明暦3(1657)美江寺5世盛純の弟子、盛哲和尚が創建したと伝わる。寛永6年(1794)の写しである「岐阜町絵図」(岐阜市歴史博物館)に描かれ、現在までその境内地を継承している。</p> <p>また、庚申堂・地藏寺と共に「三庚申」として、庚申参り等の活動を行っている。敷地内の建築物の中では本堂が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。天台宗。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(本堂)の外観 ・境内地の形状 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (19/24)

種別:D・F 建築物・敷地 (図 4-4)					
No.	23	名称	教圓山地蔵寺	写真	
地区	旧城下町地区(木挽町 15 他)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観における価値	<p>享保 13(1728)年開基したと伝わる。寛永6年(1794)の写しである「岐阜町絵図」(岐阜市歴史博物館)に描かれ、現在までその境内地を継承している。また、庚申堂・般若寺と共に「三庚申」として、庚申参り等の活動を行っている。</p> <p>敷地内の建築物の中では本堂・庫裡・書院・茶室が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。臨済宗妙心寺派。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(本堂、庫裏、書院、茶室)の外観 ・境内地(墓地を含む)の形状 				
No.	24	名称	金鳳山正法寺	写真	
地区	旧城下町地区(大仏町 8 他)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観における価値	<p>天和3年(1683)に開かれたと伝えられ、籠大仏は 38 年の歳月を費やし、天保3年(1832)に完成した。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」(蓬左文庫)に描かれ、現在までその境内地を継承している。</p> <p>敷地内の建築物の中では本堂・庫裡が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。また、同敷地内に墓地を設けている。黄檗宗。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(本堂、庫裏)の外観 ・境内地(墓地を含む)の形状 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (20/24)

種別:D・F 建築物・敷地 (図 4-4)					
No.	25	名称	鷲林山常在寺	写真	
地区	旧城下町地区(梶川町 9 他)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観における価値	<p>土岐家の守護代斎藤妙椿が宝徳2年(1450)に建立した。斎藤道三以後、斎藤家三代の菩提寺であり、現在までその境内地を継承している。</p> <p>敷地内の建築物の中では本堂・庫裏・妙見堂が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。また、東の敷地に墓地を設けている。日蓮宗。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(本堂、庫裏、妙見堂)の外観 ・境内地(墓地を含む)の形状 				
No.	26	名称	三光山妙照寺	写真	
地区	旧城下町地区(梶川町 14 他)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観における価値	<p>慶長5年(1600)に織田秀信が竹下半兵衛の屋敷跡を寄進し、明暦2年(1656)に厚見郡今泉より現在地に移転したと伝わる。本堂は寛文2年(1662)に建築で、現在までその境内地を継承している。</p> <p>敷地内の建築物の中では本堂・庫裏・妙見堂・鐘楼・門が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。また、同敷地内に墓地を設けている。日蓮宗。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(本堂、庫裏、妙見堂、鐘楼、門)の外観 ・境内地(庭園、墓地を含む)の形状 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (21/24)

種別:D・F 建築物・敷地 (図 4-4)					
No.	27	名称	鳳堆山法運寺	写真	
地区	旧城下町地区(西材木町9他)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観における価値	<p>斎藤家家臣四天王のひとり堀重行が、顕如上人に帰依し、鳳運坊と鳳堆寺の名をいただき創建、正保2年(1645)に斎藤国斎屋敷跡の現地に本堂を再建したと伝わる。明治21年の字絵図に示され、現在までその境内地を継承している。</p> <p>敷地内の建築物の中では本堂が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。真宗大谷派。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(本堂)の外観 ・境内地の形状 				
No.	28	名称	大雄山妙覚院誓願寺	写真	
地区	旧城下町地区(伊奈波通1丁目43他)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観における価値	<p>織田信長の岐阜入城とともに尾張より、今泉村に移転し、さらに天正10年(1582)に善光寺大門付近に移ったと伝わる。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」(蓬左文庫)に描かれ、現在までその境内地を継承している。</p> <p>敷地内の建築物の中では本堂・庫裡が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。また、同敷地内に墓地を設けている。浄土宗西山禅林寺派。</p>				
保存すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(本堂、鐘楼)の外観 ・境内地(墓地を含む)の形状 				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (22/24)

種別:D・F 建築物・敷地 (図 4-4)					
No.	29	名称	善光寺安乗院		写真
地区	旧城下町地区(伊奈波通1丁目8)				
種別	D(Db) F(Fb)	所有者等	宗教法人		
文化的景観 における価値	<p>織田信長が信州善光寺本尊を岐阜に請来したのが前身。織田秀信により稲葉善光寺堂が建立された。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」(蓬左文庫)に描かれ、現在までその境内地を継承している。</p> <p>敷地内の建築物の中では本堂が古く、本寺の信仰の場としての機能を支えている。また、北西の敷地に墓地を設けている。真言宗醍醐派。</p>				
保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物(本堂)の外観 ・境内地(墓地を含む)の形状 				



表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (23/24)

種別:E 工作物・土木構造物 (図 4-4)					
No.	1	名称	折戸橋	写真	
地区	川原町地区				
種別	E(Ea,Eb)	所有者等	岐阜市		
文化的景観における価値	<p>堤外地の川原町地区と堤内地の旧城下町地区を繋ぐ3本の橋のうち、最も東側(上流側)のもの。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」(蓬左文庫)に道として描かれているため、遅くとも近世には往来が可能であったと考えられる。</p>				
保存すべき事項	<p>・橋の位置</p>				
No.	2	名称	霞橋	写真	
地区	川原町地区				
種別	E(Ea,Eb)	所有者等	岐阜市		
文化的景観における価値	<p>堤外地の川原町地区と堤内地の旧城下町地区を繋ぐ3本の橋のうち、中央のもの。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」(蓬左文庫)に道として描かれているため、遅くとも近世には往来が可能であったと考えられる。</p>				
保存すべき事項	<p>・橋の位置</p>				

表 4-2 文化的景観の重要な構成要素の解説一覧 (24/24)

種別:E 工作物・土木構造物 (図 4-4)					
No.	3	名称	美登里橋	写真	
地区	川原町地区				
種別	E(Ea,Eb)	所有者等	岐阜市		
文化的景観における価値	<p>堤外地の川原町地区と堤内地の旧城下町地区を繋ぐ3本の橋のうち、最も西側(下流側)のもの。承応3年(1654)の「濃州厚見郡岐阜図」(蓬左文庫)に道として描かれているため、遅くとも近世には往来が可能であったと考えられる。</p>				
保存すべき事項	<p>・橋の位置</p>				

(4) 現状変更等の取扱い

特定された文化的景観の重要な構成要素について、その滅失又はき損、現状変更等に対する取扱いの基準を示す。

1) 滅失又はき損、現状変更等の考え方

文化的景観の重要な構成要素は、滅失又はき損及び現状変更届の対象となる。このため、文化財保護法第 136 条及び第 139 条に基づき、所有者又は権限に基づく占有者（以下、「所有者等」という）は文化庁長官に対して届出を行うものである（届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、法第 203 条に基づき、5 万円以下の過料が課せられる）（表 4-3 参照）^{※1}。また、文化庁への届出の対象としない要素についても、法第 140 条に基づき、所有者等は、現状又は管理若しくは復旧の状況について報告を求められることがある。

表 4-3 文化庁への届出が必要な行為

届出の種類	届出が必要な場合	届出日
滅失・き損 文化財保護法第 136 条に基づく	重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したとき。ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合 ^{※2} は、この限りでない。	滅失・き損を知った日から 10 日以内。
現状変更等 文化財保護法第 139 条に基づく	重要文化的景観に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為。 ただし、維持の措置 ^{※3} 若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。	現状変更しようとする日の 30 日前まで。

※1) 「滅失」とは、文化財としての価値が消失する程度の破損を指す。「き損」とは、文化財としての価値を著しく減じる程度の破損を指す。重要文化的景観において行なわれる以下の行為の結果、重要文化的景観の形状の変更が生じたとしても、重要文化的景観の文化財としての価値を消失させたり、又は、大幅に影響を及ぼすものとは考えられないことから、「滅失又はき損」の届出を必要としない。また、「現状変更又は保存に影響を及ぼす行為」とは、重要文化的景観の文化財としての価値を著しく変化させる程度の行為を指し、以下の行為は、重要文化的景観において通常行われる行為であることから、文化的景観の現状変更に当たらず届出を必要としない。なお、省令第 4 条に掲げる行為についても届出を必要としない。

- ・通常の農林水産業の生産活動に係る行為
- ・農林水産業を営むために通常必要となる行為
- ・農林水産業の生産活動の維持・増進を図るために必要な行為
- ・公共施設の管理行為全般

(平成 17 年 3 月 28 日 16 庁財第 413 号、文化庁次長通知)

したがって、重要文化的景観の文化財としての価値を消失させ、又は大幅に影響を及ぼす場合には、上記の限りではない。

※2) 文部科学省令（重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則）で定める場合（第 4 条）は、以下の行為。

- 一 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為

- 二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法に規定する認定電気通信事業をいう。）、有線放送電話業務、放送事業若しくは有線テレビジョン放送業務の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。）
 - 三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に規定する歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為
 - 四 都市緑地法に規定する緑地保全地域、特別緑地保全地区、市民緑地内において緑地の保全に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為
- ※ 3) 維持の措置は、以下の行為。（文部科学省令「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」第 7 条）
- 一 重要文化的景観がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該重要文化的景観をその選定当時の原状（選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
 - 二 重要文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。
 - 三 重要文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

2) 重要文化的景観における現状変更の取り扱い

文化的景観の重要な構成要素に係る表 4-4 の行為は現状変更であり、所有者等は岐阜市教育委員会と事前協議、調整を行なうこととし、やむを得ず保存に影響が及ぶ場合には、現状変更届の対象とする。

また、重要文化的景観の重要な構成要素以外で、選定範囲内において岐阜市景観計画のほか、既存法令による届出等があったものについては、各担当部局から文化的景観部局へ照会等を行う等連携し、調整することとする。

表 4-4 重要文化的景観の現状変更行為一覧

(本表は文化財保護法第 139 条に準ずるものである)

種 別		該当*1 要素 No.	重要文化的景観の現状変更行為
A 区域	長良川 (重要文化的景観の文化財としての価値を消失させ、又は大幅に影響を及ぼす場合)	A1	a 工作物・土木構造物の新築、改築、除去等
	金華山 (重要文化的景観の文化財としての価値を消失させ、又は大幅に影響を及ぼす場合)	A2	a 建築物・工作物の新築、増築、改築、移転又は除去
	都市部	A3～A7	a 街区の形状の変更*2
B 道路	市道 (重要文化的景観の文化財としての価値を消失させ、又は大幅に影響を及ぼす場合)	B1～B62	a 土地の掘削、盛土、切土等の形状変更 b 付け替え、廃止、延伸、幅員の変更 c 舗装の素材や色彩等の変更 d 工作物の新築、増築、改築、移転又は除去
C 水路等	水路及び堀跡 (重要文化的景観の文化財としての価値を消失させ、又は大幅に影響を及ぼす場合)	C1～C3	a 土地の掘削、盛土、切土、護岸等の形状変更 b 付け替え、廃止、延伸、幅員の変更 c 水路の暗渠化や埋立て
D 建築物	建築物	D1～D19 D・F20～D・F29	a 新築、増築、改築、移転又は除去 b 外観修繕となる修繕・模様替え c 色彩の変更
E 工作物	橋 梁	E1～E3	a 改築、移転又は除去 b 色彩の変更
F 敷地	社寺境内地	D・F20～D・F29	a 敷地の変更 b 施設機能の移転

*1：表 4-1、4-2 の No. と対応する。

*2 小規模な開発行為の場合を除く。

4-3 文化的景観における伝統的な生活・生業に関する事項

(1) 文化的景観において営まれる伝統的な生活・生業の分類

文化的景観の価値を高め、その保存を図る上で欠かすことの出来ない地域固有の技術や行為・信仰等の無形の構成要素について、その適正な継承を図るため、表 4-5 に示す要素の種別分類を行った。

表 4-5 文化的景観において営まれる伝統的な生活・生業の分類

要素分類	要素名
長良川鵜飼	鵜飼、鵜飼観覧船事業
長良川における鵜飼以外の生活・生業文化	長良川における水浴
伝統工芸	岐阜提灯、岐阜団扇、油紙製造
伝統行事	川まつり、岐阜まつり
市民活動	自治会活動、水防団活動、まちづくり活動 等



長良川鵜飼と鵜飼観覧
(長良川地区長良橋上流側)



鵜飼観覧船の造船
(長良川地区)



鵜飼観覧船の操船
(長良川地区)



長良川水浴場
(長良川地区長良橋上流側)



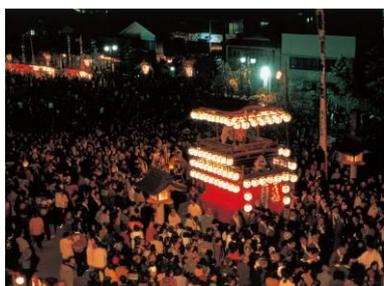
岐阜提灯の製造
(旧城下町地区)



岐阜団扇
(川原町地区)



川まつり
(川原町地区・長良川地区)



岐阜まつり
(旧城下町地区伊奈波神社他)

(2) 文化的景観において営まれる伝統的な生活・生業における課題

1) 長良川鵜飼における課題

- ・鵜飼漁を支える船頭、船大工、道具の製作者について、後継者育成およびそれらの技術の維持・継承が困難な状況にある。また、鵜飼漁で使用する鵜舟や道具類の材料の確保についても困難な状況にある。
- ・鵜飼漁は鮎漁を基本としているが、その漁獲量は減少傾向にある。鵜飼漁の存続のため、長良川における河川環境および鮎の生育環境の保全が課題である。
- ・鵜飼観覧船の造船について、船大工の高齢化などから後継者の育成が課題となる。また、使用する道具類の調達が困難であること、工程における一部機械化などの変化や省略などにより、技術の維持・継承が困難な状況にある。
- ・鵜飼観覧船の操船について、船頭の就業や雇用形態の特異性から、特に若い世代の確保が困難な状況にある。また船頭には、安全運航を最優先とした操船が求められることから、河川状況の見極めや技術の習得に時間を要する。

2) 長良川における鵜飼以外の生活・生業文化の課題

- ・鵜飼以外の伝統的な川漁について、鵜飼漁同様、漁獲量が減少傾向にあるため、長良川における河川環境および鮎の生育環境の保全が課題である。
- ・長良川は、水浴場として市民に利用されるが、近年、水上バイクなどによる川での娯楽の変化により、水浴を楽しむ人々の安全確保が課題となっている。

3) 伝統工芸における課題

- ・伝統工芸について、より安価で便利な製品の登場により、需要が減少傾向にある。また、後継者の育成、材料調達が困難な状況にある。

4) 伝統行事・市民活動における課題

- ・地域における伝統行事や市民活動について、住民の就業形態や生活様式の変化、人口の減少や少子高齢化などの要因により、若年層の参加が希薄化傾向にある。これにより、伝統文化の維持や自治活動が困難になり、さらに地域への愛着心が薄れていくことが予想される。

(3) 文化的景観において営まれる伝統的な生活・生業の継承のための方針

1) 長良川鵜飼の継承のための方針

- ・長良川鵜飼は、岐阜市が世界に誇る伝統的かつ高度な漁法、かつ、近代以降における岐阜市の観光の中核をなすものであり、岐阜市は今後も国・県と連携し、その伝統的な漁法や習俗の継承に努める。
- ・鵜飼観覧船事業は、長良川における中世以来の鵜飼観覧の伝統を継承するとともに、近代以降の岐阜市の観光の中核をなすものであり、伝統的な観覧船の造船や操船技術の継承を図りながら、岐阜市の観光の核として後世に継承する。
- ・長良川鵜飼や鵜飼観覧の習俗等に関する調査および文化財指定を進め、長良川鵜飼文化の魅

力を積極的に市民に発信し、理解の増進と意識の醸成を図る。

- ・持続可能な保護の仕組みづくりを推進するため、長良川鵜飼の国指定無形民俗文化財としての指定、さらにはユネスコ無形文化遺産代表リスト記載を目指す。また、観覧船の操船を始めとする鵜飼観覧文化についても、文化財としての保護を図る。

2) 長良川における鵜飼以外の生活・生業文化の継承方針

- ・鵜飼以外の伝統的な川漁は、その継承・復活を促進するため、後継者育成を図るとともに、長良川の川魚を伝統的な食材として市民への普及啓発に取り組み、流通促進を図る。
- ・長良川における水浴の伝統を継承する。広域的な連携に基づく水質の保全向上を推進するとともに、関係諸団体と調整を図り、市民への普及啓発、安全への配慮などの対策を講じる。
- ・長良川鵜飼とその観覧、鵜飼以外の伝統漁、伝統的な渡船場の継承を目的として、岐阜市は関連諸団体と連携し、漁法や操船方法、川舟を始めとする用具製造などに関連する後継者を育成するための対策を講じるとともに、継承が危ぶまれる技術等については、将来に継承されるよう積極的に映像等による記録を図る。

3) 伝統工芸の継承のための方針

- ・岐阜提灯、岐阜団扇、油紙などの伝統工芸は、技術の永続的な保障、流通促進のために関連諸団体との調整を図り対策を講じるとともに、継承が危ぶまれる技術等については、将来に継承されるよう積極的に映像等による記録を図る。
- ・伝統工芸は、文化的景観の魅力を高める資産として広く情報発信を行う。

4) 伝統行事の継承のための方針

- ・川まつり、岐阜まつり等の地域固有の神事や祭礼は、コミュニティの結束を強める地域住民の祭りとして、次世代に継承されるよう、関連諸団体との調整を図り対策を講じる。
- ・地域固有の神事や祭礼は、文化的景観の魅力を高める資産として広く情報発信を行う。

5) 市民活動の継承のための方針

- ・遅くとも近世初頭には成立していたと考えられる、町を単位とした重層的な自治組織及び自治会活動、もしくは水防団活動等の活動は、コミュニティの結束を強める地域住民の活動として次世代に継承されるよう、関連諸団体との調整を図り、必要に応じて対策を講じる。
- ・文化的景観に対する市民の愛着や誇りを次世代に継承するために、長良川や金華山における環境保全や、旧城下町地区、川原町地区、鵜飼屋地区におけるまちづくり等に関する市民の活動を積極的に支援する。
- ・まちにおける新たな自治活動であるまちづくり会（鵜飼屋まちづくり協議会、川原町まちづくり会、井の口まちづくり会、伊奈波界隈まちづくり会）について、その活動の根幹となるまちづくり協定の継承に努める。また、会が推進する歴史的な町並みの保存・活用を図る活動を積極的に支援する。

第5章 文化的景観における行為規制について

5-1 行為規制の概要

当文化的景観の選定申出範囲には、土地利用や景観形成等に関する既存の法令等により、文化的景観としての価値の保存に有効な行為規制が定められている（表5-1）。

したがって、文化的景観としての価値の保存に有効な土地利用や景観形成に関する行為規制について、これを遵守するものとする。

表5-1 土地利用等における行為規制の一覧(1/4)

行為規制の内容		根拠法令	行為規制範囲	許可・届出等	賞罰規定
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域における敷地面積 1000㎡以上の開発行為 市街化調整区域における原則すべての開発行為 	都市計画法	都市計画区域 (全市域) ※図5-1参照	許可	懲役 又は 罰金
建築物の新築・改築等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の新築、改築等 	都市計画法 建築基準法	都市計画区域 用途地域 防火指定 高度地区 特別用途地区 (観光地区) 都市計画施設の区域内における建築の制限 ※図5-1、5-2参照	申請	懲役 又は 罰金
	<ul style="list-style-type: none"> 土地の区画形質の変更 建築物の建築 その他政令で定める行為 ※表5-2に建築物等に関する制限を示す。	都市計画法 (岐阜市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例)	伊奈波地区 地区整備計画区域 ※図5-1参照	届出	罰金
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物、工作物の新築、改築、増築又は移転 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 木竹の伐採 土石の類の採取 水面の埋立て又は干拓 建築物等の色彩の変更 屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積 ※表5-3に許可基準(一部抜粋)を示す。	都市計画法 (岐阜市風致地区条例)	金華山・長良川風致地区 (第1種風致地区 第2種風致地区) ※図5-2参照	許可	罰金

表 5-1 土地利用等における行為規制の一覧(2/4)

行為規制の内容		根拠法令	行為規制範囲	許可・届出等	賞罰規定
建築物の新築・改築等	<ul style="list-style-type: none"> 大規模建築物等の新築、増築、改築、移転、外観変更となる修繕・模様替、色彩の変更 【大規模建築物等】 建築物：5階、高さ20m、延べ面積3,000㎡のいずれかを越えるもの等 工作物：高さ20m、築造面積3,000㎡のいずれかを越えるもの等	景観法 (岐阜市景観条例)	景観計画重要区域 (金華山・長良川区域) ※図 5-6 参照	届出	罰金
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物・工作物の新築、増築、改築、移転、外観変更となる修繕・模様替、色彩の変更 		景観計画重要区域 (金華山・長良川区域のうち、「B,C地区」) ※図 5-6 参照	届出	罰金
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物・工作物の新築、増築、改築、移転、外観変更となる修繕・模様替、色彩の変更 		景観計画重要区域 (金華区域) ※図 5-6 参照	届出	罰金
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物、工作物の新築、改築、増築又は移転 建築物等の色彩の変更 		風致地区	届出	罰金
都市公園における行為	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園の損傷又は汚損 竹木の伐採又は植物の採取 土地の形質の変更 鳥獣及び魚類の捕獲又は殺傷 はり紙又ははり札 立入禁止区域への立入 その他都市公園の利用及び管理に支障のある行為 	都市公園法 (岐阜市都市公園条例)	都市公園区域 ※図 5-2 参照	禁止	過料
	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設による占用 			許可	懲役又は罰金
道路における行為	<ul style="list-style-type: none"> 電柱、広告塔等の工作物の占用、変更 水道管等の埋設物の占用、変更 鉄道等の施設の占用、変更 地下街、通路、浄化槽等の施設の占用、変更 露店等の施設の占用、変更等 	道路法	国道、県道、市道	許可	懲役又は罰金
河川における行為	<ul style="list-style-type: none"> 河川の流水の占用 土地の占用 土石や土石以外の河川の産出物の採取 工作物の新築、改築、又は除去 土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為 竹木の栽植若しくは伐採 	河川法	河川区域 ※図 5-3 参照	許可	懲役又は罰金
	<ul style="list-style-type: none"> 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 工作物の新築又は改築 		河川保全区域 ※図 5-3 参照	許可	懲役又は罰金

表 5-1 土地利用等における行為規制の一覧(3/4)

行為規制の内容	根拠法令	行為規制範囲	許可・届出等	賞罰規定
<ul style="list-style-type: none"> ・立木・立竹の伐採 ・立木の損傷 ・家畜の放牧 ・下草、落葉若しくは落枝を採取 ・土石若しくは樹根の採掘 ・開墾その他の土地の形質を変更する行為 	森林法	保安林 ※図 5-3 参照	許可	懲役 又は 罰金
<ul style="list-style-type: none"> ・砂防設備の損傷 ・砂防指定地内の河川、水路等への土石、砂れき、竹木、じんあいその他の物件をたい積、又は投棄 ・土石又は砂れきの採取 	砂防法 (岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例)	砂防指定地 ※図 5-3 参照	禁止	懲役 禁錮 又は 罰金
<ul style="list-style-type: none"> ・砂防設備の使用 ・工作物の新築、改築又は除却 ・竹木の伐採(樹根の採取を含む)、又は滑下若しくは地引きによる運搬 ・土石、砂れき、竹木、じんあいその他の物件のたい積、又は投棄 ・土地の掘さく、盛土、開墾その他土地の形状の変更 ・土石若しくは砂れきの採取、又は鉱物の採掘 			許可	懲役 禁錮 又は 罰金
<p>宅地以外の土地を宅地にするため、又は宅地において行う土地の形質の変更で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ2メートルをこえる「がけ」ができる切土 ・高さ1メートルをこえる「がけ」ができる盛土 ・切土と盛土による「がけ」が2mをこえるもの ・切土または盛土をする土地の面積が、500平方メートルをこえるもの 	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 ※図 5-3 参照	許可	懲役 又は 罰金
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物の新築、増築、改築 ・水面の埋め立て又は干拓 ・木竹の伐採 	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区 ※図 5-3 参照	許可	懲役 又は 罰金
<p>広告物に関する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告物の表示、又は掲出物件の設置 	屋外広告物法 (岐阜市屋外広告物条例)	禁止地域 (第1・2種低層住居専用地域、風致地区や都市公園、保安林、指定文化財周辺など)	禁止 (適用除外あり)	罰金
		広告物規制地区 (金華地区、金華山・長良川地区) ※禁止地域等を除く	許可	

表 5-1 土地利用等における行為規制の一覧(4/4)

行為規制の内容		根拠法令	行為規制範囲	許可・届出等	賞罰規定
文化財に関する行為	【史跡】 ・現状を変更する行為及び保存に影響を及ぼす行為	文化財保護法	史跡岐阜城跡	許可	懲役 禁錮 又は 罰金
	【埋蔵文化財】 ・埋蔵文化財の調査のため土地を発掘しようとする場合 ・埋蔵文化財の調査以外の目的で土地を発掘しようとする場合		周知の埋蔵文化財包蔵地 ※図 5-4 参照	届出	
	【登録有形文化財】 ・滅失若しくはき損、又は亡失、盗難 ・輸出 ・現状を変更する行為		登録有形文化財(建造物)	届出	過料
	【市重要文化財】 ・現状を変更する行為及び保存に影響を及ぼす行為	文化財保護法 (岐阜市文化財保護条例)	岐阜市重要文化財	許可	
	【市重要文化財】 ・滅失若しくはき損、又は亡失、盗難、 ・所在場所変更			届出	

表 5-2 地区整備計画における建築物等に関する制限

地区名	制限される用途	最高高さ	形態・意匠	
			色彩・照明	屋外広告物
伊奈波地区 地区整備計画区域	風俗施設、遊戯施設、 運動施設、倉庫業倉庫、 工場、危険物の貯蔵・ 処理施設	20m	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は派手な原色を避ける ・ネオンサイン、サーチライト等の制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・派手な原色を避け、周囲の景観との調和 ・夜間照明への配慮 ・華美なネオン・点滅灯の制限

表 5-3 風致地区内行為における許可基準（一部抜粋）

種別	高さ	建ぺい率	外壁の後退距離		緑地率 (緑被率)	切土又は盛土の高さ
			道路に接する敷地の境界線	その他の敷地の境界線		
第1種風致地区	8m	10分の2	3m	1.5m	10分の5	3m
第2種風致地区	10m	10分の4	2m	1m	10分の3	5m

以上、文化的景観の選定申出範囲における既存の行為規制について整理した。川原町地区・旧城下町地区・鶯飼屋地区については、開発および建築物の新築・改築等といった現状を変更する行為に対し、その規制について都市計画法や景観法もしくは、岐阜県・岐阜市の条例により定められている。また、長良川地区については河川法、金華山地区については森林法・砂防法・鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律により、土砂の採取、木竹の伐採、建築物・工作物の伐採などの行為に対し、禁止および許可する事項を定めている。

岐阜市景観計画においては、市域全体が景観計画区域とされているが、当文化的景観の一次申出範囲に該当する部分は、景観計画重要区域（「金華区域」、「金華山・長良川区域」）として、景観保全のためより厳しい行為規制が定められている。

長良川については、「木曾川水系河川整備計画」において、河川の総合的な保全と利用の中に、流域の歴史、文化及び河川環境等の保全に配慮することが謳われている。金華山については、「長良川国有林の地域別森林計画書」や「長良川森林計画区 国有林野施業実施計画書」等において「自然観察教育林」として位置づけられ、実際の施業においては、景観に配慮した常緑樹の整理、見通しの良い落葉樹林を主とした林分への修景施業を行うこととしている。

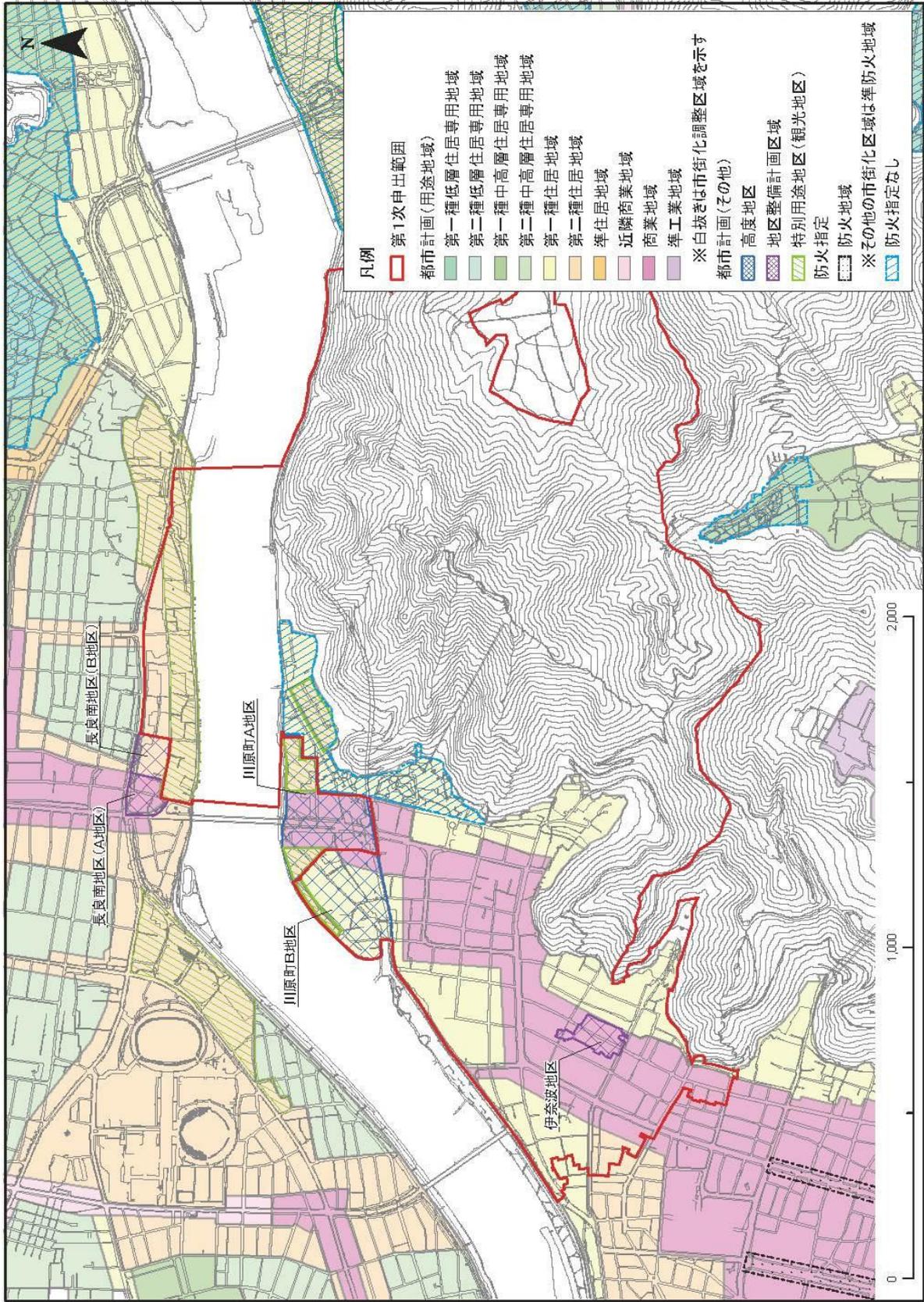


図 5-1 第 1 次選定申出範囲における土地利用規制状況① (都市計画法・建築基準法等)

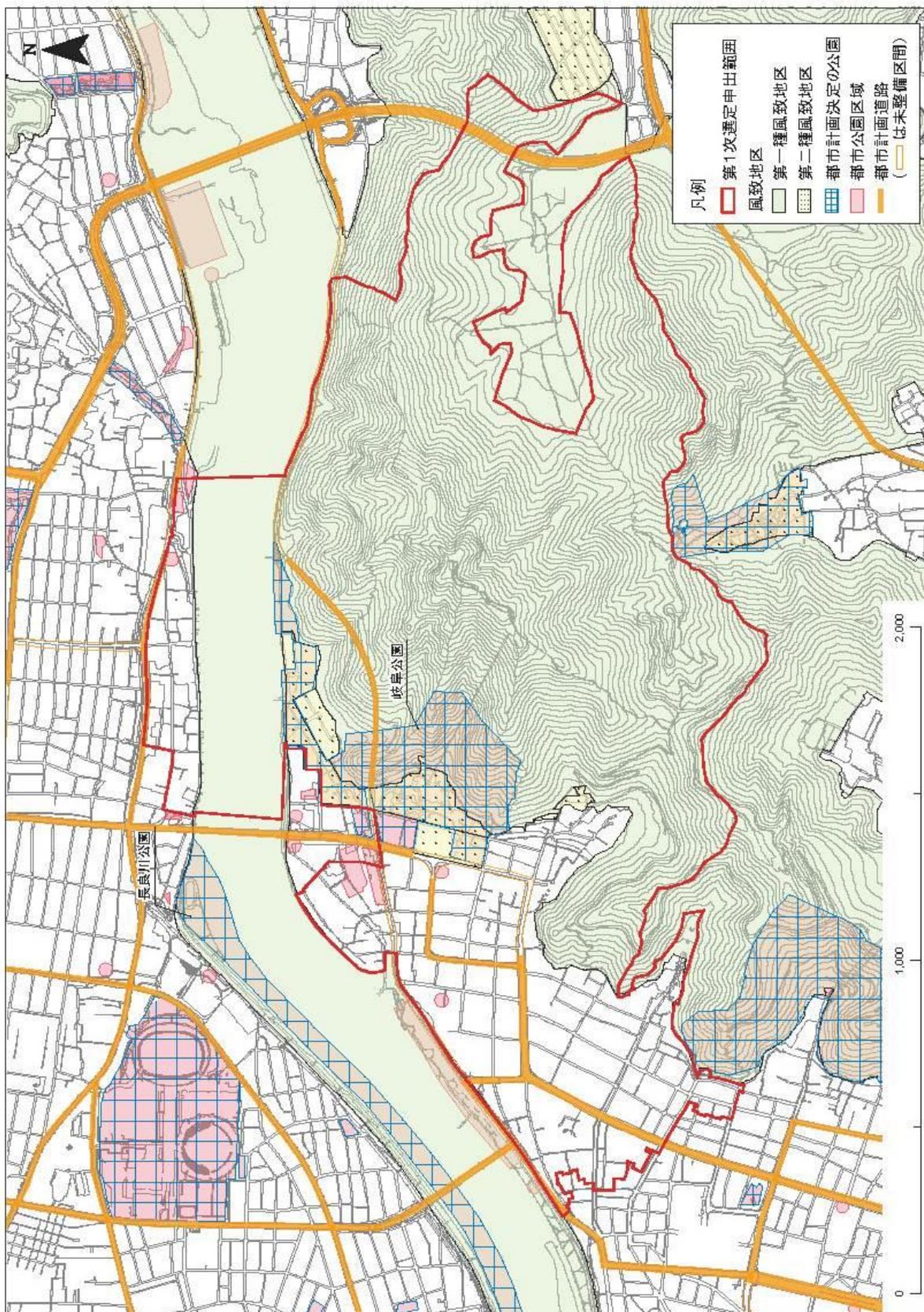


図 5-2 第 1 次選定申出範囲における土地利用規制状況 ② (風致地区・都市計画施設等)

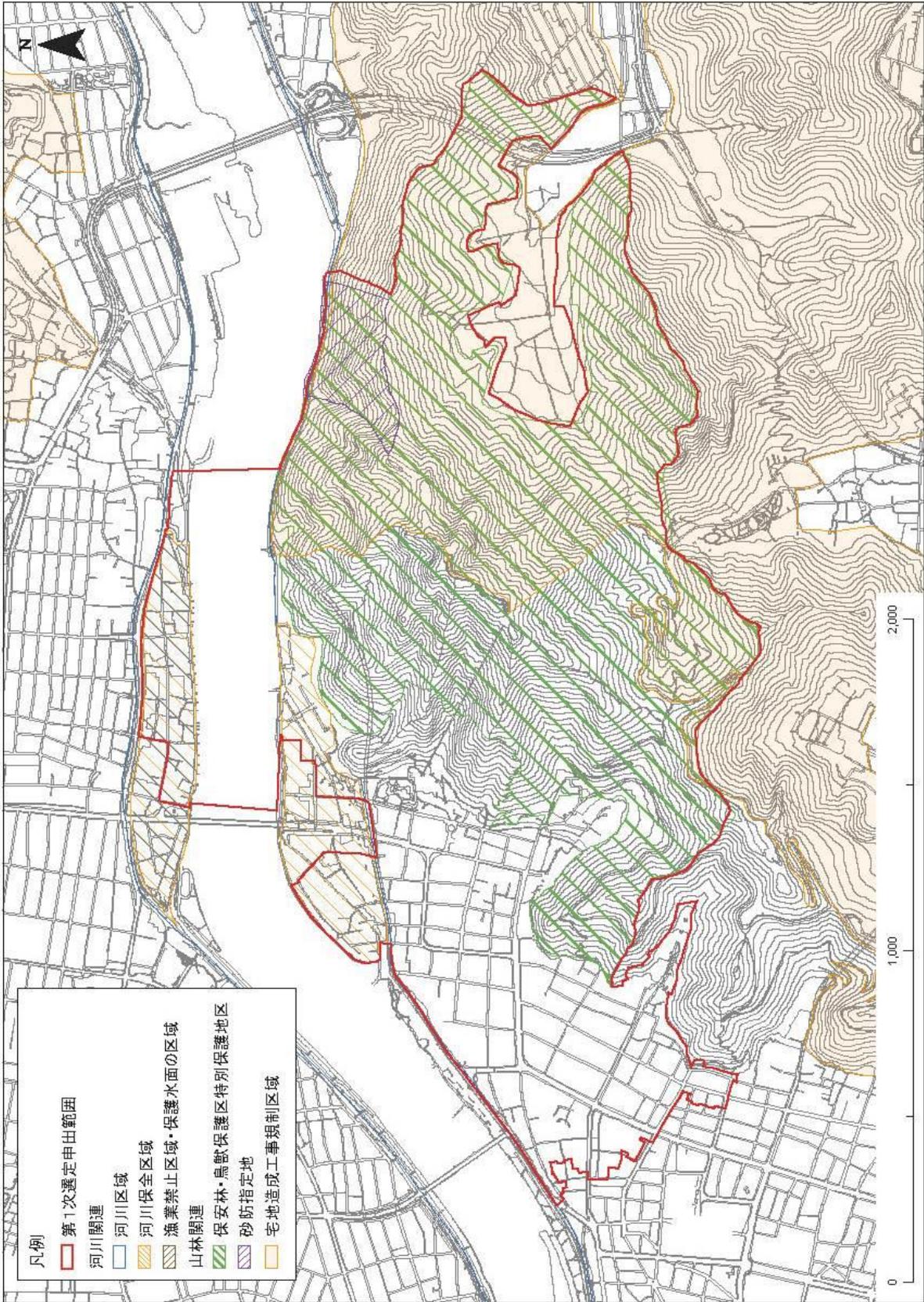


図 5-3 第 1 次選定申出範囲における土地利用規制状況 ③ (河川法・森林法関連等)

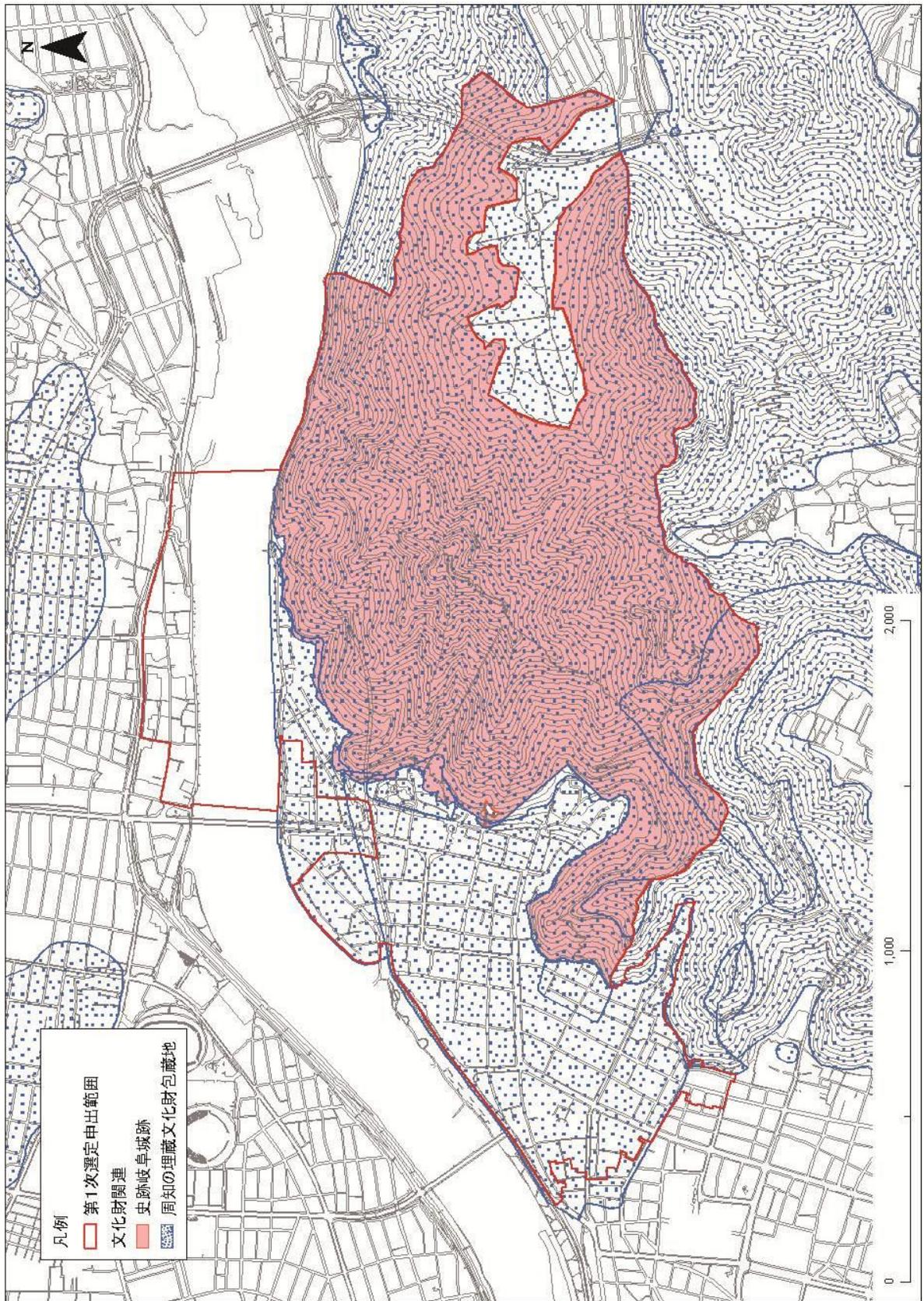


图 5-4 第 1 次選定申出範囲における土地利用規制状況 ④ (文化財保護法関連)

5-2 岐阜市景観計画の概要

当文化的景観の土地利用等における行為規制に関連し、文化的景観における景観形成の基本となるものとして、平成21年度から施行され、平成24年に変更された「岐阜市景観計画」が挙げられる。

「岐阜市景観計画」では、「**「美を愛で、美に和み、美に潤う岐阜のまち」**～自然と都市を調和させ、歴史と未来をつなぐ景観を創り出す～」を基本理念として、市域全域に共通する5つの基本方針のもと、景観形成を図る区域の設定や、建築行為等における景観形成の方針や行為制限に関する事項を定めることにより景観形成に取り組んでいる。

- 基本方針1 豊かな自然の景観を創る。
- 基本方針2 城下町の歴史的な景観を創る。
- 基本方針3 近過去の懐かしい景観を創る
- 基本方針4 未来へ発展する現代的な景観を創る
- 基本方針5 安全で快適な暮らしと周辺環境に調和した景観を創る

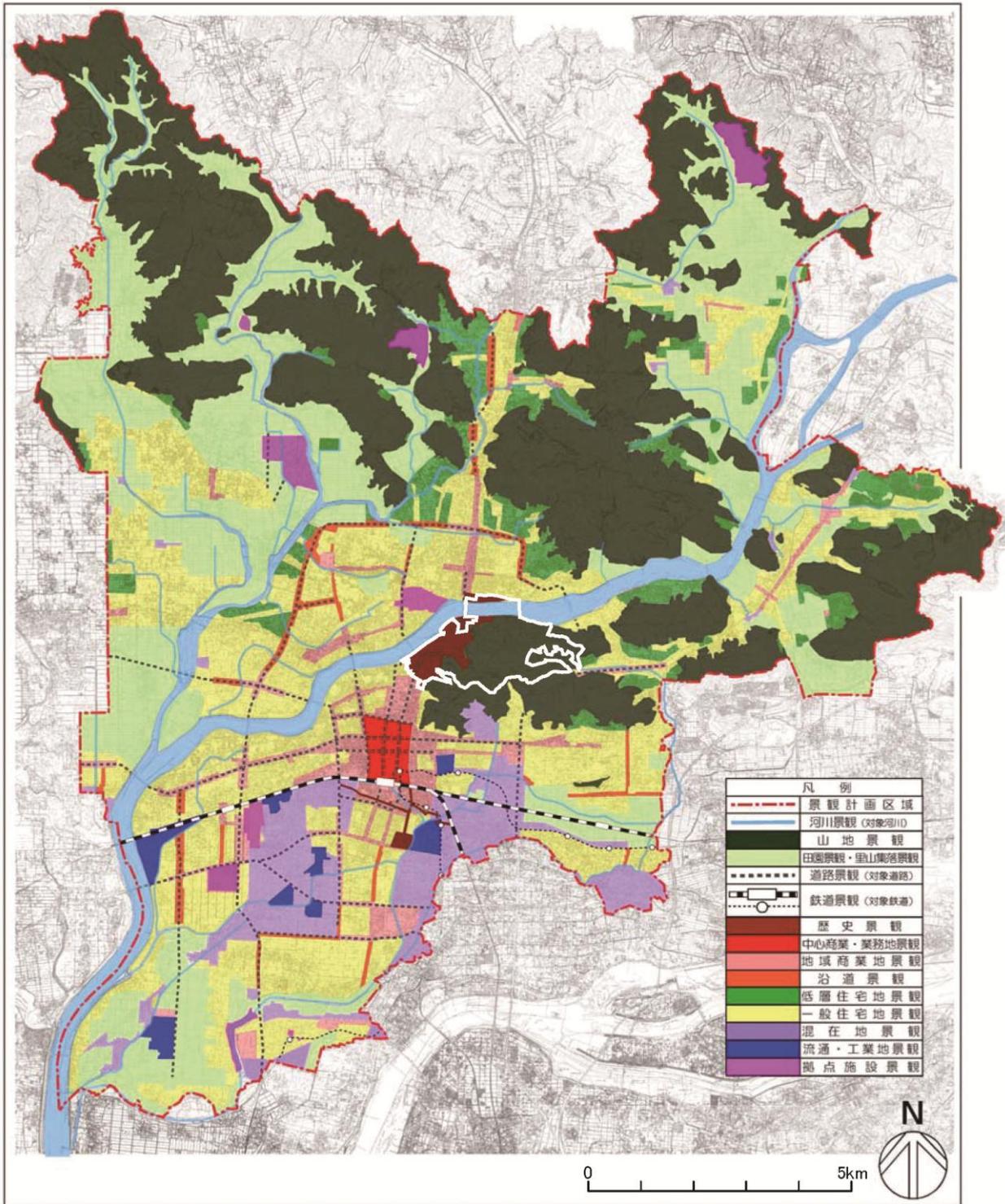
「岐阜市景観計画」では、市域全域を景観計画区域とし、景観形成の方針と景観形成基準を定めるとともに、景観特性に基づく類型別景観計画区域を区分し、各々の景観特性に応じた景観形成方針を定めている。

また、景観計画区域のうち、岐阜らしい景観を形成していくために特に重要な区域を「景観計画重要区域」として位置づけ、「金華区域」と「金華山・長良川区域」の2区域を定め、区域ごとにより詳細な方針や基準を定めている。

重要文化的景観として選定申出を行う範囲は、類型別景観計画区域では、「河川景観」、「山地景観」、「歴史景観」に該当するとともに、景観計画重要区域の「金華区域」と「金華山・長良川区域」の2区域に概ね内包される（表5-4、図5-5、図5-6参照）。

表5-4 選定申出範囲の地区と岐阜市景観計画における区域の位置付け

選定申出範囲	景観計画	
	類型別景観計画区域	景観計画重要区域
長良川地区	河川景観	金華山・長良川区域
金華山地区	山地景観	
旧城下町地区	歴史景観	金華区域
川原町地区		
鵜飼屋地区		金華山・長良川区域



【備考】類型別景観計画区域が重複する場合には、各景観形成方針を併せて適用する。

図 5-5 類型別景観計画区域図（「岐阜市景観計画」より転載、一部加筆）

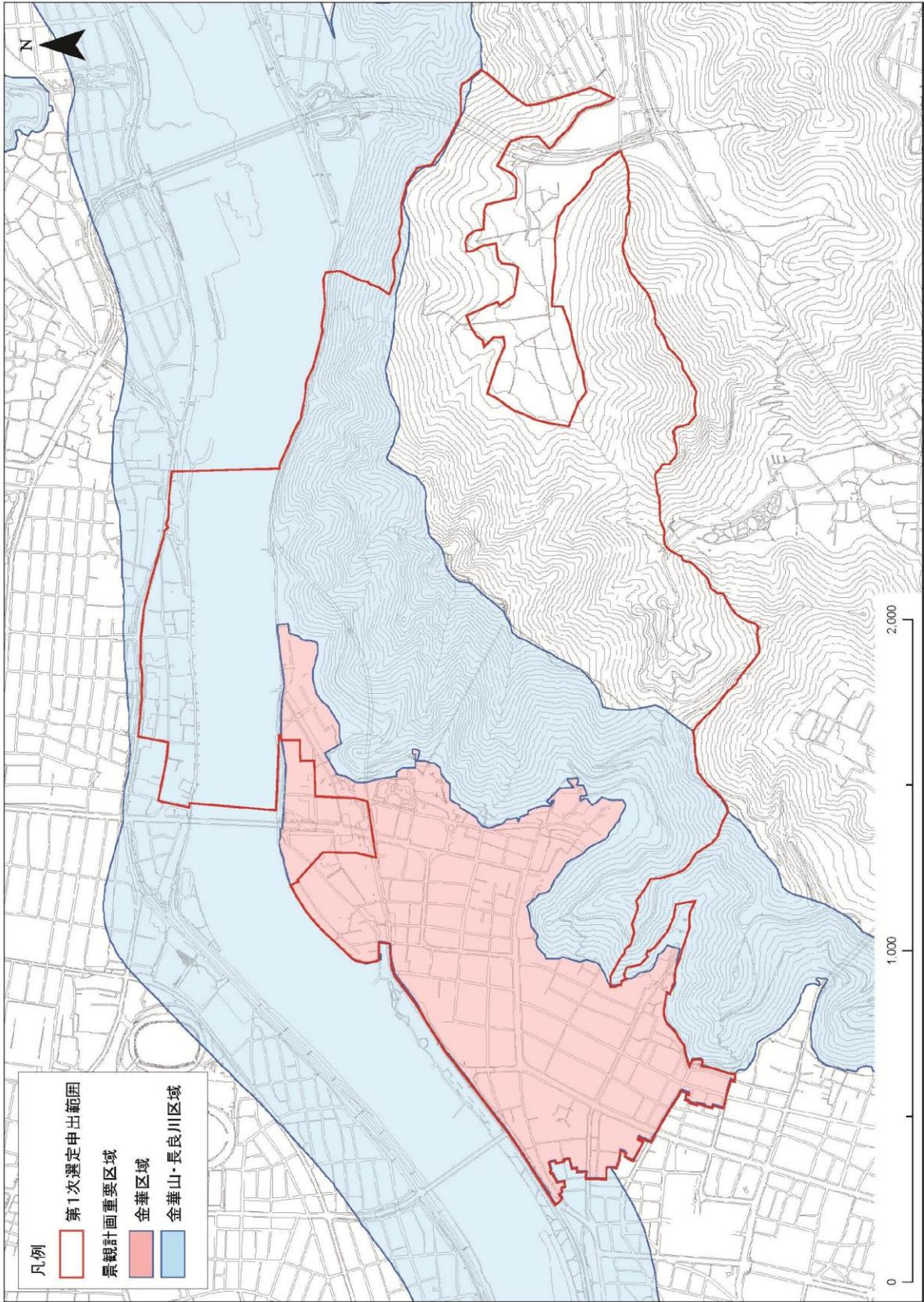


圖 5-6 景觀計畫重要区域範圍 (選定申出範圍周邊)

表 5-5 類型別景観計画区域（河川景観、山地景観、歴史景観）における景観形成方針

河川景観（長良川については概ね長良川及び堤防天端の中心より 200mの区域）

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。 ・対岸からの眺望等に配慮し、水辺に顔を向けた建築物の形態意匠、配置とする。 ・主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色数は、できる限り少なくする。 ・木材や石材等の自然素材のような落ち着いた色彩を基調とする。
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> ・セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。 ・広がりのある河川景観を創出するため、オープンスペースを確保する。 ・塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・木材や石材等の自然素材を積極的に利用する。 ・擁壁の仕上げは自然石又はこれに類するものとする。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。 ・周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。 ・擁壁の前面、上部には緑化等を行う。 ・駐車場は、周辺の自然景観と調和するよう、緑化により修景を行う。

山地景観（風致地区内の山地）

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・後背の山なみを意識し、極力勾配屋根とする。 ・過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。 ・主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色数は、できる限り少なくする。 ・木材や石材等の自然素材のような落ち着いた色彩を基調とする。
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> ・セットバック等により圧迫感を軽減させるとともに、緑化やオープンスペースの確保などにより開放感を創出する。 ・塀、柵等を設置する場合は、圧迫感を与えない形態意匠、高さとする。
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・木材や石材等の自然素材を積極的に利用する。 ・擁壁の仕上げは自然石又はこれに類するものとする。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・塀、柵の生垣化や、緑化を組み合わせた塀、柵等の設置を行う。 ・周辺の街路樹や既存樹木との連続性に配慮し、緑を配置する。 ・擁壁の前面、上部には緑化等を行う。 ・駐車場は、周辺の自然景観と調和するよう、緑化により修景を行う。

歴史景観（金華区域、鶺鴒屋区域）

項目	景観形成方針
建築物・工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的まちなみの連続性に配慮し、極力勾配屋根とする。 ・過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。 ・開口部の格子や一階に庇を設けるなどにより、伝統的で格式ある形態意匠とする。 ・隣り合う建築物と軒高、壁面線、スカイライン等を整え、連続性を保つ。 ・主要な眺望点から、金華山や百々ヶ峰等の稜線や緑への見通しを極力確保できる高さ、配置とする。
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色数は、できる限り少なくする。 ・地域の伝統的な色彩を尊重し、落ち着いた色彩を基調とする。
配置・外構	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場については、まちなみの連続性に配慮し、塀、柵等を設置する。 ・自動販売機を設置する場合は、建築物等と一体化する等、周辺のまちなみと調和するよう工夫する。
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・木材や漆喰、石、日本瓦等の伝統的な素材を積極的に利用する。

1) 景観計画重要区域（金華区域）

【良好な景観の形成に関する方針】

- ・伊奈波神社や正法寺等の歴史的資源を保全するとともに、周辺においてはそれらと調和した景観を形成する。
- ・川原町及び久屋町等の歴史的風情を湛える町家が連なるまちなみや、岐阜らしい趣ある建築物により形成される歴史的まちなみ景観を保全、創出する。
- ・三重塔や伊奈波神社、正法寺等の歴史的資源への眺めや金華山、長良川と一体となったまちなみとが織りなす美しい眺望景観を保全、創出する。
- ・長良川鶉飼等の文化的景観の保全及びそれらと調和した景観を形成する。
- ・岐阜公園及びその周辺では、岐阜の歴史や自然を活かした景観を形成する。

表 5-6 景観計画重要区域における景観形成基準（指導助言基準）（1/2）

項 目		景観形成基準
基本事項	調和	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等が立地する場所の地形、歴史、文化的環境と安全で快適な環境づくりを踏まえ、中遠景や周辺のまちなみと調和した形態意匠、色彩、規模、配置とする。 ・個別の建築物等については、まとまりのある形態意匠とし、同一敷地内の複数の建築物等についても景観上の共通性、類似性を取り込んだまとまりのあるものとする。 ・公共公益施設や大規模な事業の実施にあたっては、周辺景観と調和し、本区域の魅力向上に寄与するような形態意匠、色彩とする。 ・歴史的まちなみや金華山、岐阜城、伊奈波神社、正法寺、三重塔への眺望景観と調和した高さとする。
	眺望等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の配置は、主要な眺望点*から眺める金華山、岐阜城、伊奈波神社、正法寺、三重塔への見通しを極力確保する。 ・建築物等の形態意匠、色彩は、主要な眺望点から金華山、岐阜城、伊奈波神社、正法寺、三重塔を眺める景色に調和させる。 ・特に外部設備や屋上設備等の建築設備や屋上階段等は、極力目立たない形態意匠、色彩、配置、又は目かくしにより眺望景観に配慮する。 <p>※主要な眺望点：図5(主要な眺望点位置図)</p>
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等を適正に維持管理する。
建築物・工作物の形態意匠	屋根形状	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的まちなみと調和した屋根形状とし、スカイラインの統一を図る。 ・歴史的まちなみの連続性に配慮し、極力勾配屋根とする。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な外壁面は、金華山や周辺の歴史的まちなみに調和するよう、適度に分節し、開口部の設置や壁面の段差等の変化、色彩の変化等により圧迫感を与えないようにする。
	誘目性	<ul style="list-style-type: none"> ・過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。 ・自動販売機には、過度に誘目性の高い外装部への絵、写真その他これらに類するものの書き込み、貼り付け等を行わないようにする。
	ファサード	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部への格子や1階に庇を設けるなどにより、伝統的で格式のある形態意匠とし、周辺の歴史的まちなみと調和させる。 ・外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の緑を配置することにより、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景する。 ・ベランダ等は、手摺壁の形態意匠等に工夫し、洗濯物等がなるべく通りから見えないようにする。
	壁面線 ・階層	<ul style="list-style-type: none"> ・隣り合う建築物等の軒高や壁面線、スカイライン等を整え、歴史的まちなみの連続性に配慮する。
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段やバルコニー等は、建築物等と一体的な形態意匠、色彩としたり、ルーバー等の目かくしにより修景する。
	外部設備	<ul style="list-style-type: none"> ・外部設備や屋上設備は露出しないようにする。やむを得ず露出する場合は、主要な通りや眺望点から容易に望見できないよう、配置を工夫したり、木製格子等による目かくし、緑化等により修景する。
	鉄柱・鉄塔	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話用アンテナ及びその柱等は集約化し、シンプルなものとするとともに、主要な通りや主要な眺望点から極力望見できない形態意匠、配置とする。
道路附帯施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停上屋(シェルター)、サイン等は、歴史的まちなみに調和した形態意匠とする。 	

表 5-6 景観計画重要区域における景観形成基準（指導助言基準）（2/2）

項目	景観形成基準
建築物・工作物の色彩	<p>基調色</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的まちなみとの調和を保つよう、基調となる色彩は、蛍光色は避け無彩色及び茶系統の彩度の低い、つやのない落ち着いた色彩とする。やむを得ず彩度の高い色彩を利用する場合は、面積を抑え、効果的な使い方をとする。 ・建築物の屋根は、低彩度及び低明度を基調とする。 ・市域全域で届出を要する行為の建築物等については、基調となる色彩は、色相がR、YR、Y系は彩度4、それ以外の色相は彩度2以下とし、その他の建築物等については、基調となる色彩は、彩度4以下とする。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分又は建築物の外壁面の20%未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。 ・送電又は送信のための鉄塔・鉄柱(建築物等に附属する携帯電話用アンテナは除く)については、空が背景となる場合は無彩色の明度5.5から8程度とし、金華山等の山が背景となる場合は、落ち着いたYR系の色相を用いる。 ・建築物等に附属する携帯電話用アンテナを外壁面に設置する場合は、外壁の色彩と調和させ、上空に突出する部分については、上記と同様とする。
	<p>アクセントカラー等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する色彩や量は相互に調和する配色となるようバランスをとる。 ・コーポレートカラーやイメージカラー等は、彩度の高い色彩を大きな面積で用いることを避ける。
	<p>色数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する色数はできる限り少なくする。
	<p>地域色・伝統色</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な色彩を尊重し、周辺のまちなみと色彩を調和させる。
	<p>配色調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する色彩は、敷地内の個々の建築物等と調和させ、バランスのとれた配色とする。
配置外構	<p>連続性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平面駐車場等について、まちなみの連続性に配慮し、門、塀等を設置する。
	<p>附属建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築設備や駐車場、駐輪場、ゴミ集積所等は、極力建築物と一体化した形態とし、通りやその他の公共の場所から見えないようにする。やむを得ず見える場所に配置する場合は、目かくし、緑化等により修景する。
	<p>自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機を設置する場合は、建築物等との一体化や周辺のまちなみと調和するよう工夫する。
素材	<p>耐久性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経年変化に耐え、汚れが目立たない素材を使用する。
	<p>維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃等の維持管理のしやすい素材を使用する。
	<p>質感</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材や漆喰、石、日本瓦等の伝統的な素材を積極的に利用する。 ・建具は木製又は落ち着いた色のカラーサッシ又はこれに類するものとする。
	<p>光沢性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観と調和させるようにする。
緑化	<p>全体構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹種、樹高、樹姿、緑量、植栽位置、植栽手法等について周辺に合わせた緑化とする。
	<p>配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内には、低・中・高木を適切に配置する。
	<p>緑量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域全域において届出対象行為となる建築物の敷地内には、原則として敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が10分の1以上となるよう緑地面積を確保する。
	<p>樹種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推奨種を用いる。 ・社寺林や保存樹、既存樹林等を保全する。
	<p>季節感</p> <ul style="list-style-type: none"> ・季節を感じることができるような植栽を行う。
照明	<p>光量・色彩・方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜城(金華山)、長良川の夜間景観を損なうような過度な明るさやげげばしい色彩の照明を用いない。 ・露出したネオン管、レーザー光線、LEDによる映像等の過度な照明は設置しない。
	<p>点滅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・華美なネオンやげげばしく点滅する照明は設置しない。
橋梁・水門等	<p>全体構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観に配慮した形態意匠、色彩とする。
	<p>設備管等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水管等は目立たない位置に設ける。 ・照明灯、欄干、ゲート、支柱、床仕上げ材等は、歴史的まちなみや自然景観、連続性に配慮した形態意匠、色彩とする。
<p>仮設物等</p>	<p>形態・色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮囲い等の工事用仮設物や仮設建築物などは、歩行者の安全に配慮するとともに、良好な景観を損なわないような、形態意匠、色彩、配置とする。

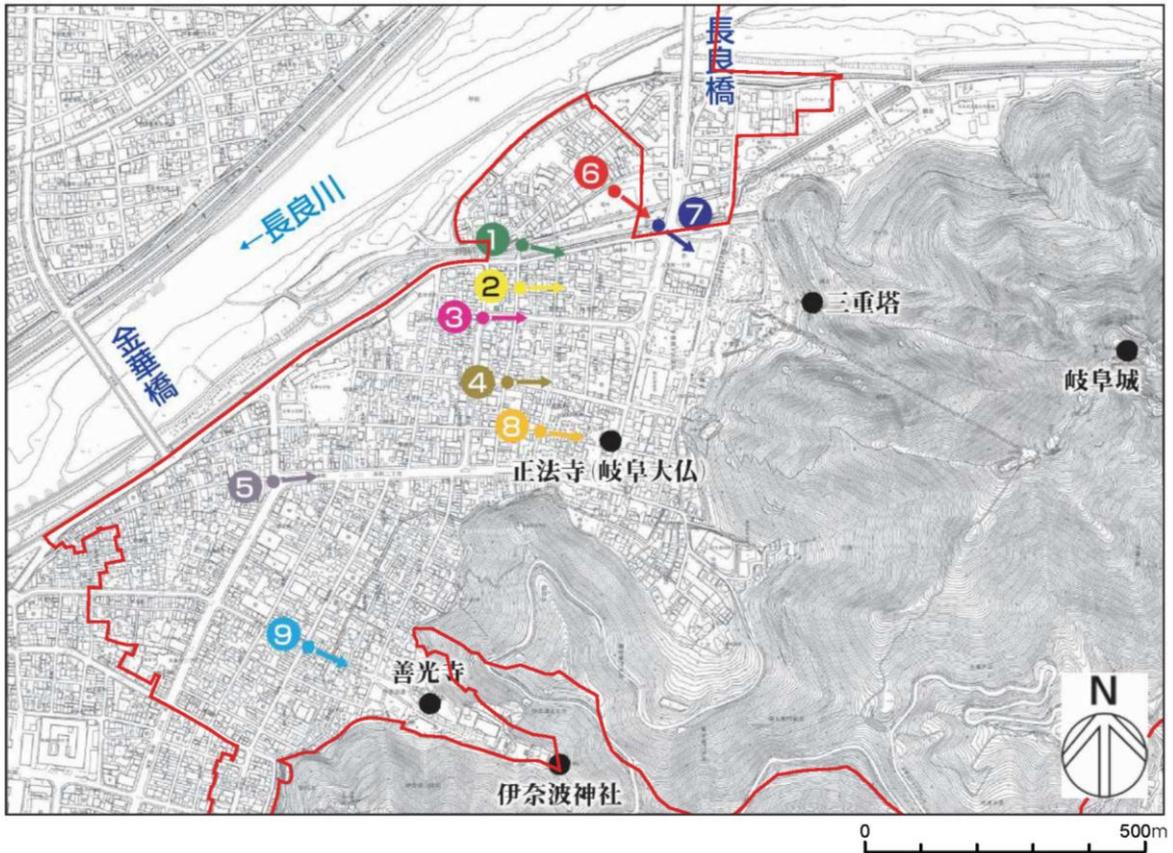


図 5-7 主要な眺望点位置図（「岐阜市景観計画」より転載、一部加筆）

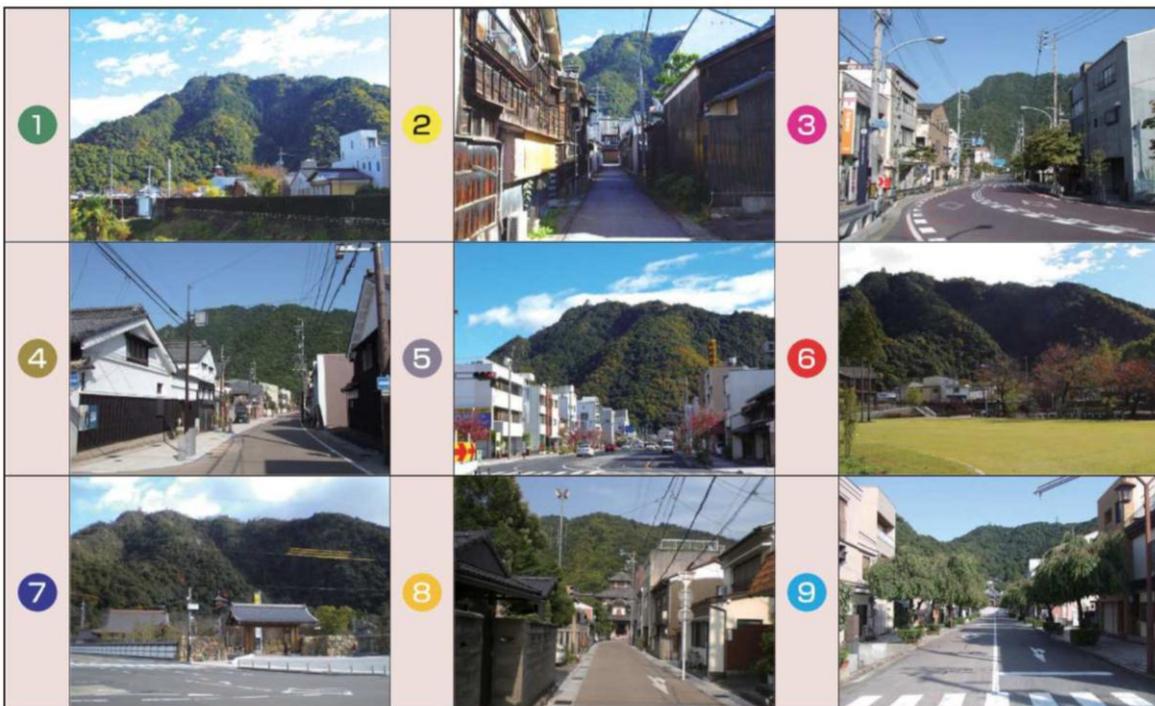


図 5-8 主要な眺望点からの眺め（「岐阜市景観計画」より転載）

表 5-7 景観計画重要区域における景観形成基準（勧告基準）（図 5-9 に示すゾーンごとに示す）

項目	景観形成基準		
地区名	A 地区	B 地区	C 地区
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物前面（道路側）において、異質な形態意匠、色彩、素材を用いる等、外壁のデザインの統一感を妨げ、不調和としたとき。 ・自然資源や歴史・文化的資源の近傍やその周辺において、異質な形態意匠、色彩、素材、規模、配置とする等、良好な眺望景観を阻害したとき。 ・きらびやかなネオンサイン、光源が点滅し、又は移動する照明、サーチライト、レーザー光線等過度に明るい照明設備を設置したとき。 		
建築物等の高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・高度地区の制限による。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の高さが 20m を超えるとき。ただし、敷地内において道路沿いに門等による修景整備がされ、道路境界までの距離が一定以上離れている建築物等（高さ 10 m 以下の建築物等は、除く）にあつては、市長が岐阜市景観審議会の意見を聴き、景観上配慮を行ったと認めた場合は、建築物等の高さが 25m を超えるときとする。上記について、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さは、2m までは、当該建築物の高さに参入しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区の制限による。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・地階を除く階数が 6 階以上若しくは地上からの高さが 20m を超える又は延べ面積（地階を除く各階の床面積の合計）が 3,000 m² を超える建築物の新築、増築、改築または移転をするとき、敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が 10 分の 1 未満となるとき。ただし、岐阜市景観審議会の意見を聴いて、市長が認めるときは、この限りでない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区の制限による。
備考			

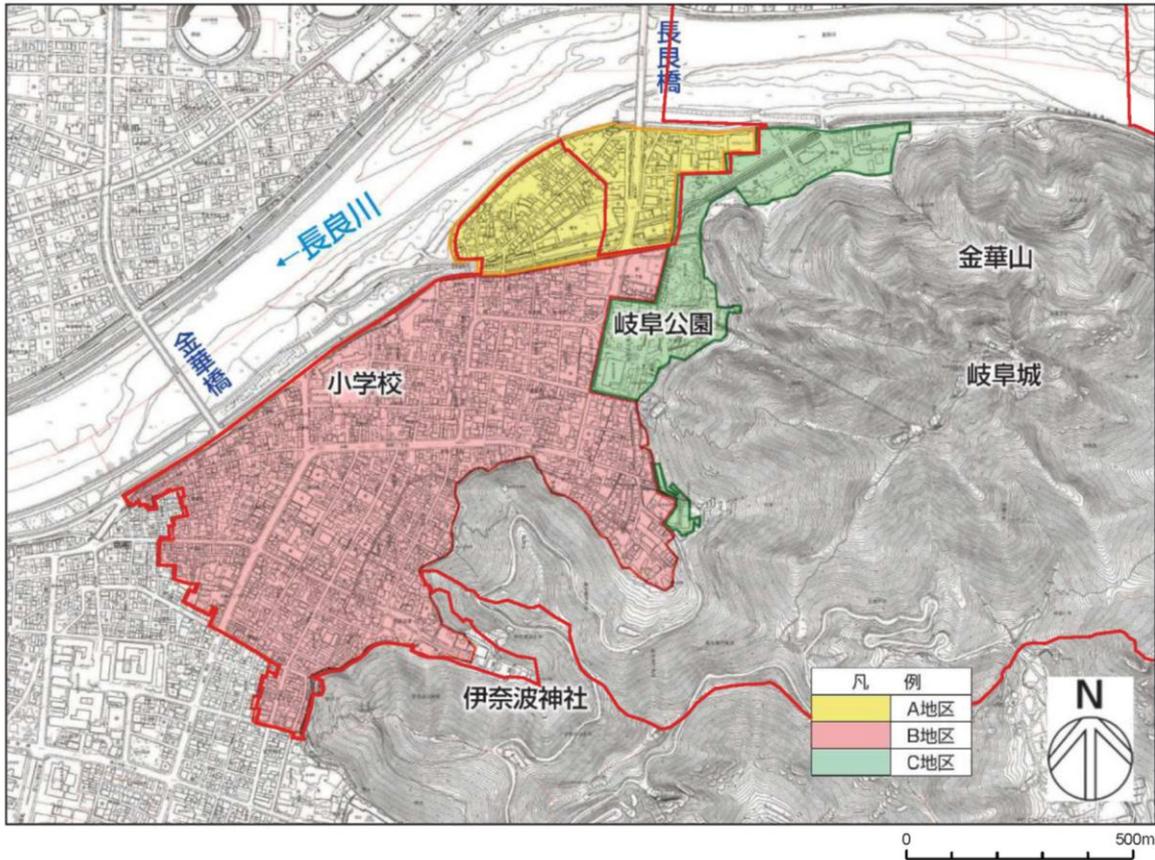


図 5-9 金華区域ゾーン図（「岐阜市景観計画」より転載、一部加筆）

表 5-8 景観計画重要区域における景観形成基準（変更命令基準）

項目	景観形成基準
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・市域全域で届出を要する行為の建築物等の基調となる色彩は、色相が R、Y R、Y 系は彩度 4、それ以外の色相は彩度 2 より高い場合、その他の建築物等の基調となる色彩は彩度 4 より高い場合。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分又は建築物の外壁面の 20% 未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。

2) 景観計画重要区域（金華山・長良川区域）

【良好な景観の形成に関する方針】

- ・金華山、百々ヶ峰等の山々や長良川の美しい自然景観を保全する。
- ・金華山、百々ヶ峰等の山々や長良川と市街地とが織りなす美しい眺望景観を保全する。
- ・長良川鶉飼等の文化的景観の保全及びそれらと調和した景観を形成する。
- ・自然と調和した落ち着いた雰囲気のみちなみ景観を保全・創出する。

表 5-9 景観計画重要区域における景観形成基準（指導助言基準）（1/2）

項 目		景観形成基準
基本事項	調和	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等が立地する場所の地形、歴史、文化的環境と安全で快適な環境づくりを踏まえ、中遠景や周辺のまちなみと調和した形態意匠、色彩、規模、配置とする。 ・個別の建築物等については、まとまりのある形態意匠とし、同一敷地内の複数の建築物等についても景観上の共通性、類似性を取り込んだまとまりのあるものとする。 ・公共施設や大規模な事業の実施にあたっては、周辺景観と調和し、本区域の魅力向上に寄与するような形態意匠、色彩とする。 ・長良川や金華山、百々ヶ峰の美しい自然景観を阻害しない高さとする。
	眺望等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の配置は、主要な眺望点*から眺める長良川、金華山、岐阜城、百々ヶ峰への見通しを極力確保する。 ・建築物等の形態意匠、色彩は、主要な眺望点から長良川、金華山、岐阜城、百々ヶ峰を眺める景色に調和させる。 ・外部設備や屋上設備等の建築設備や屋上階段等は、極力目立たない形態意匠、色彩、配置、又は目かくしにより眺望景観に配慮する。 <p>※主要な眺望点：図7(主要な眺望点位置図)</p>
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等を適正に維持管理する。
建築物・工作物の形態意匠	屋根形状	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観やまちなみと調和した屋根形状とし、スカイラインの統一を図る。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な外壁面は、長良川や金華山等周辺の景観に調和するよう、適度に分節し、開口部の設置や壁面の段差等の変化、色彩の変化等により圧迫感を与えないようにする。
	誘目性	<ul style="list-style-type: none"> ・過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。 ・自動販売機に過度に誘目性の高い外装部への絵、写真その他これらに類するものの書き込み、貼り付け等で周辺の景観やまちなみを乱さないようにする。
	ファサード	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の緑を配置することにより、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景する。 ・ベランダ等は、手摺壁の形態意匠等に工夫し、洗濯物等がなるべく通りから見えないようにする。
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段やバルコニー等は、建築物等と一体的な形態意匠、色彩に配慮したり、ルーバー等の目かくしにより修景する。
	外部設備	<ul style="list-style-type: none"> ・外部設備や屋上設備(空調室外機、水タンクなど)は露出しないようにする。やむを得ず露出する場合は、金華山等の眺望に配慮や配置を工夫したり、格子等による目かくしや緑化等により修景する。
	鉄柱・鉄塔	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話用アンテナ及びその柱等は集約化し、シンプルなものとするとともに、主要な通りや主要な眺望点から極力望見できない形態意匠、配置とする。
	道路附帯施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停上屋(シェルター)、サイン等は、周辺景観に調和した形態意匠とする。

表 5-9 景観計画重要区域における景観形成基準（指導助言基準）（2/2）

項目	景観形成基準
建築物・工作物の色彩	<p>基調色</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和を保つよう、基調となる色彩は、蛍光色は避け無彩色及び茶系統の彩度の低い、つやのない落ち着いた色彩とする。やむを得ず彩度の高い色彩を利用する場合は、面積を抑え、効果的な使い方をとする。 ・建築物の屋根は、低彩度及び低明度を基調とする。 ・基調となる色彩は、色相がR、YR、Y系は彩度4以下、それ以外の色相は彩度2以下とする。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分又は建築物の外壁面の20%未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。 ・送電又は送信のための鉄塔・鉄柱（建築物等に附属する携帯電話用アンテナは除く）については、空が背景となる場合は無彩色の明度5.5から8程度とし、金華山等の山が背景となる場合は、落ち着いたYR系の色相を用いる。 ・建築物等に附属する携帯電話用アンテナを外壁面に設置する場合は、外壁の色彩と調和させ、上空に突出する部分については、上記と同様とする。 ・その他工作物などについては、自然景観及び眺望景観に配慮し、周辺の景観に調和するものとする。
	<p>アクセントカラー等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する色彩や量は相互に調和する配色となるようバランスをとる。 ・コーポレートカラーやイメージカラー等は、彩度の高い色彩を大きな面積で用いることを避ける。
	<p>色数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する色数はできる限り少なくする。
	<p>配色調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する色彩は、敷地内の個々の建築物等と調和させ、バランスのとれた配色とする。
配置外構	<p>連続性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平面駐車場等について、まちなみの連続性に配慮し、門、塀等を設置する。
	<p>附属建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築設備や駐車場、駐輪場、ゴミ集積所等は、極力建築物と一体化した形態とし、通りやその他の公共の場所から見えないようにする。やむを得ず見える場所に配置する場合は、目くしや緑化等により修景する。
	<p>自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機を設置する場合は、建築物等との一体化や周辺の景観とまちなみに調和するよう工夫する。
素材	<p>耐久性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経年変化に耐え、汚れが目立たない素材を使用する。
	<p>維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃等の維持管理のしやすい素材を使用する。
	<p>質感</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材、石、日本瓦等の伝統的な素材及び格子などのデザインを積極的に取り入れる。 ・建具は木製又は落ち着いた色のカラーサッシ又はこれに類するものとする。
	<p>光沢性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観と調和させるようにする。
緑化	<p>全体構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹種、樹高、樹姿、緑量、植栽位置、植栽手法等について周辺に合わせた緑化とする。
	<p>配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内には、低・中・高木を適切に配置する。
	<p>緑量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域全域において届出対象行為となる建築物の敷地内には、原則として敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が10分の1以上となるよう緑地面積を確保する。
	<p>樹種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推奨種を用いる。 ・社寺林や保存樹、既存樹林等を保全する。
	<p>季節感</p> <ul style="list-style-type: none"> ・季節を感じることができるような植栽を行う。
	<p>維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の緑化推進、既存樹木の保存、育成及び適切な維持管理を行う。
照明	<p>光量・色彩・方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜城（金華山）、長良川の夜間景観を損なうような過度な明るさやげげばしい色彩の照明を用いない。 ・露出したネオン管、レーザー光線、LEDによる映像等の過度な照明は設置しない。 ・千鳥橋から金華橋までの長良川流域では、鶴飼実施の際、消灯、遮光する。
	<p>点滅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・華美なネオンやげげばしく点滅する照明は設置しない。
橋梁・水門等	<p>全体構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観に配慮した形態意匠、色彩とする。
	<p>設備管等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水管等は目立たない位置に設ける。 ・照明灯、欄干、ゲート、支柱、床仕上げ材等は、自然景観や連続性に配慮した形態意匠、色彩とする。
仮設物等	<p>形態・色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮囲い等の工事用仮設物や仮設建築物などは、歩行者の安全に配慮するとともに、良好な景観を損なわないような、形態意匠、色彩、配置とする。



図 5-10 主要な眺望点位置図（「岐阜市景観計画」より転載、一部加筆）

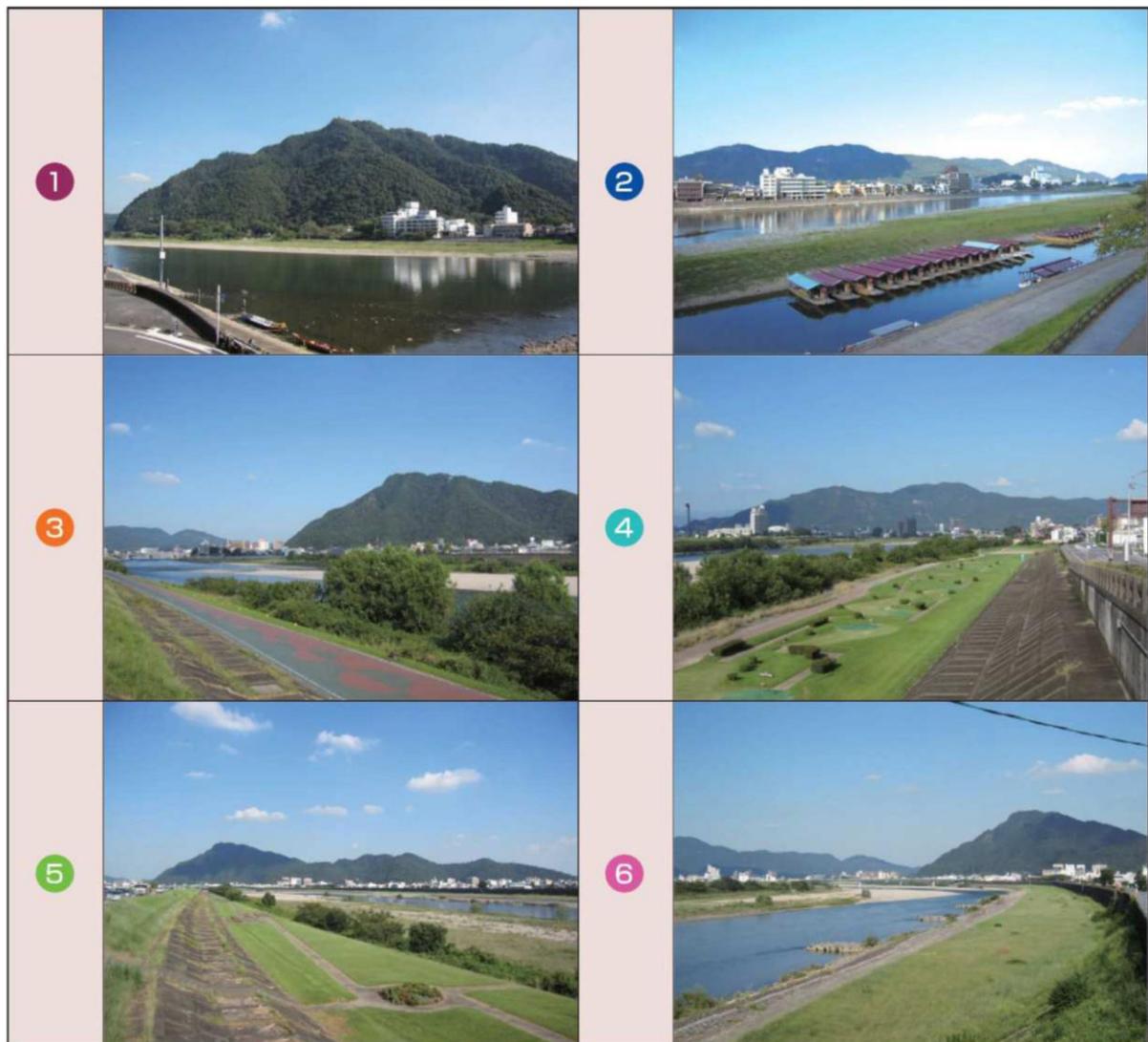


図 5-11 主要な眺望点からの眺め（「岐阜市景観計画」より転載）

表 5-10 景観計画重要区域における景観形成基準（勧告基準）（図 5-12 に示すゾーンごとに示す）

項目	景観形成基準					
	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物前面（道路側）において、異質な形態意匠、色彩、素材を用いる等、外壁のデザインの統一感を妨げ、不調和となるとき。 ・自然資源や歴史・文化的資源の近傍やその周辺において、異質な形態意匠、色彩、素材、規模、配置とする等、良好な眺望景観を阻害するとき。 ・きらびやかなネオンサイン、光源が点滅し、又は移動する照明、サーチライト、レーザー光線等過度に明るい照明設備を設置したとき。 					
建築物等の高さ	建築物等の高さが 34 m を超えるとき。 上記について、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さは、2m までは、当該建築物の高さに参入しない。 第 1 種低層住居専用地域内は、その制限による。	建築物等の高さが 20 m を超えるとき。	建築物等の高さが 10 m を超えるとき。	長良南町地区地区計画の制限による。	—	風致地区の制限による。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・地階を除く階数が 6 階以上若しくは地上からの高さが 20m を超える又は延べ面積（地階を除く各階の床面積の合計）が 3,000 m² を超える建築物の新築、増築、改築または移転をするとき、敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が 10 分の 1 未満となるとき。 ただし、岐阜市景観審議会の意見を聴いて、市長が認めるときは、この限りでない。					風致地区の制限による。
備考						

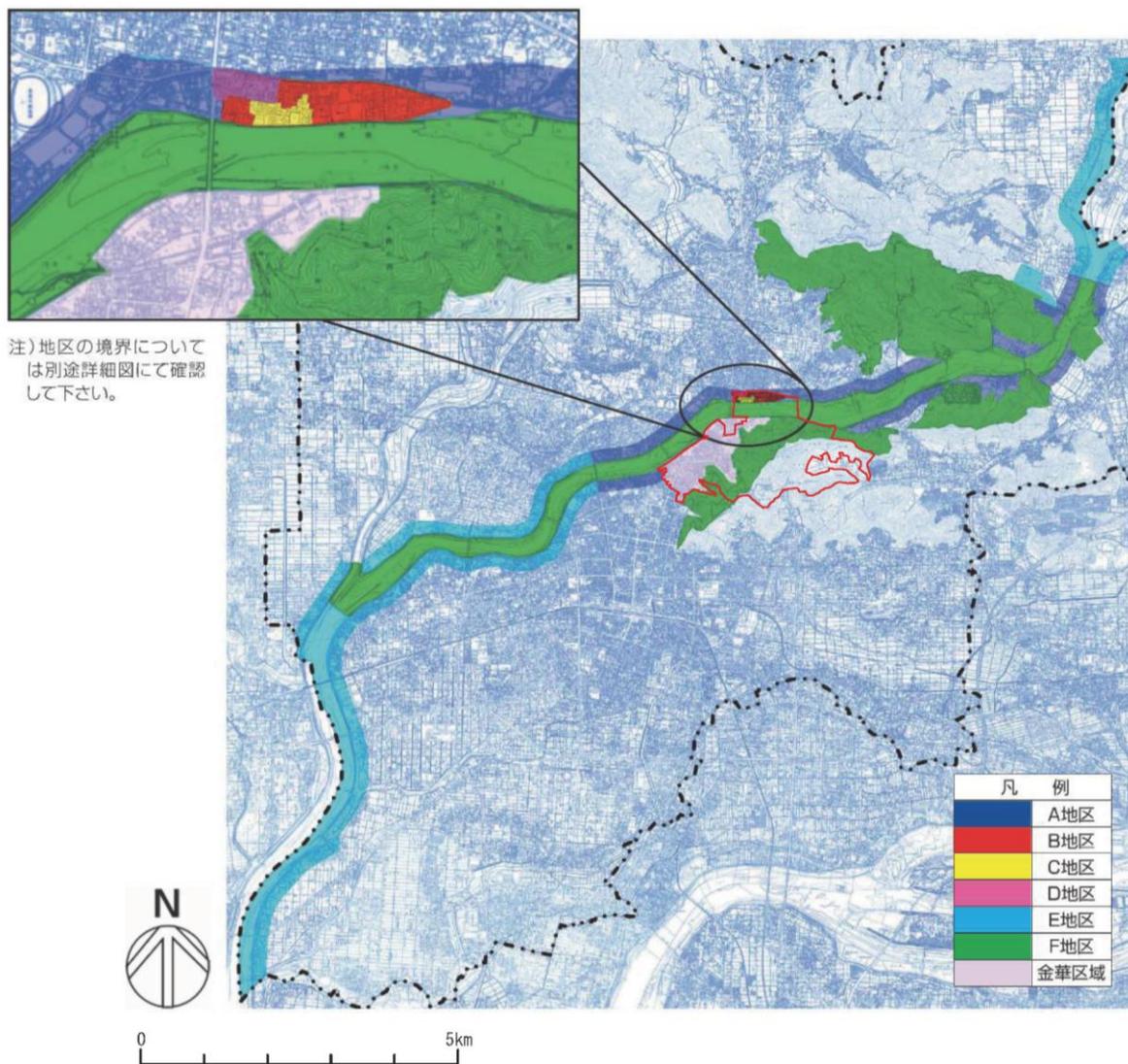


図 5-12 金華山・長良川区域ゾーン図（「岐阜市景観計画」より転載、一部加筆）

表 5-11 景観計画重要区域における景観形成基準（変更命令基準）

項目	景観形成基準
建築物・ 工作物の 色彩	・基調となる色彩が、色相がR、YR、Y系は彩度4、それ以外の色相は彩度2より高いとき。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分又は建築物の外壁面の20%未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。

5-3 文化的景観と他法令及び補助制度との関係

文化的景観の各地区及び重要な構成要素と、他法令及び補助制度との関係を表 5-11、図 5-13、図 5-14 に示す。

表 5-11 各地区における土地利用等の行為規制範囲 (1/2)

根拠法令	行為規制範囲	地区区分				
		長良川地区	金華山地区	旧城下町地区	川原町地区	鶺鴒屋地区
都市計画法	都市計画区域	全域	全域	全域	全域	全域
都市計画法 建築基準法	用途地域	(市街化調整区域)	(市街化調整区域)	第一種住居地域 第二種住居地域 商業地域	第一種住居地域 第二種住居地域 商業地域	第二種住居地域
	高度地区	—	—	—	全域 (川原町B地区)	—
	防火指定	—	—	準防火地域 (一部を除く)	準防火地域 (一部を除く)	準防火地域
	特別用途地区 (観光地区)	—	—	—	一部	一部
	都市計画施設の区域内における建築の制限	各地区における都市計画施設				
都市計画法 市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例	地区整備計画区域	—	—	一部 (伊奈波地区地区整備計画区域)	—	—
都市計画法 市風致地区条例	風致地区 (第1種・第2種)	全域 (第1種)	全域 (第1種)	一部 (第2種)	一部 (第2種)	—
景観法 市景観条例	景観計画区域	全域	全域	全域	全域	全域
	景観計画重要区域 金華山・長良川区域	全域	一部を除く 全域	—	—	全域
	景観計画重要区域 金華区域	—	—	全域	全域	—
都市公園法 市都市公園条例	都市公園区域	各地区における都市公園区域				
道路法	国道、県道、市道	一部	一部	一部	一部	一部
河川法	河川区域	全域	—	—	一部	一部
	河川保全区域	—	—	—	一部	一部
森林法	保安林	—	全域	—	—	—
砂防法 県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例	砂防指定地	—	一部	—	—	—

表 5-11 各地区における土地利用等の行為規制範囲 (1/2)

根拠法令	行為規制範囲	地区区分				
		長良川地区	金華山地区	旧城下町地区	川原町地区	鶉飼屋地区
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	—	一部	—	—	—
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	—	全域	—	—	—
屋外広告物法 市屋外広告物条例	禁止地域	全域 (風致地区)	全域 (風致地区)	一部 (岐阜公園)	一部 (岐阜公園)	—
	広告物規制地区	—	—	全域	全域	全域
文化財保護法	史跡岐阜城跡	—	一部を除く 全域	一部	—	—
	周知の埋蔵文化財 包蔵地	—	一部	全域	全域	—
	登録有形文化財 (建造物)	—	1件	3件	4件	—
市文化財保護条例	市重要文化財 (建造物)	—		3件	—	—

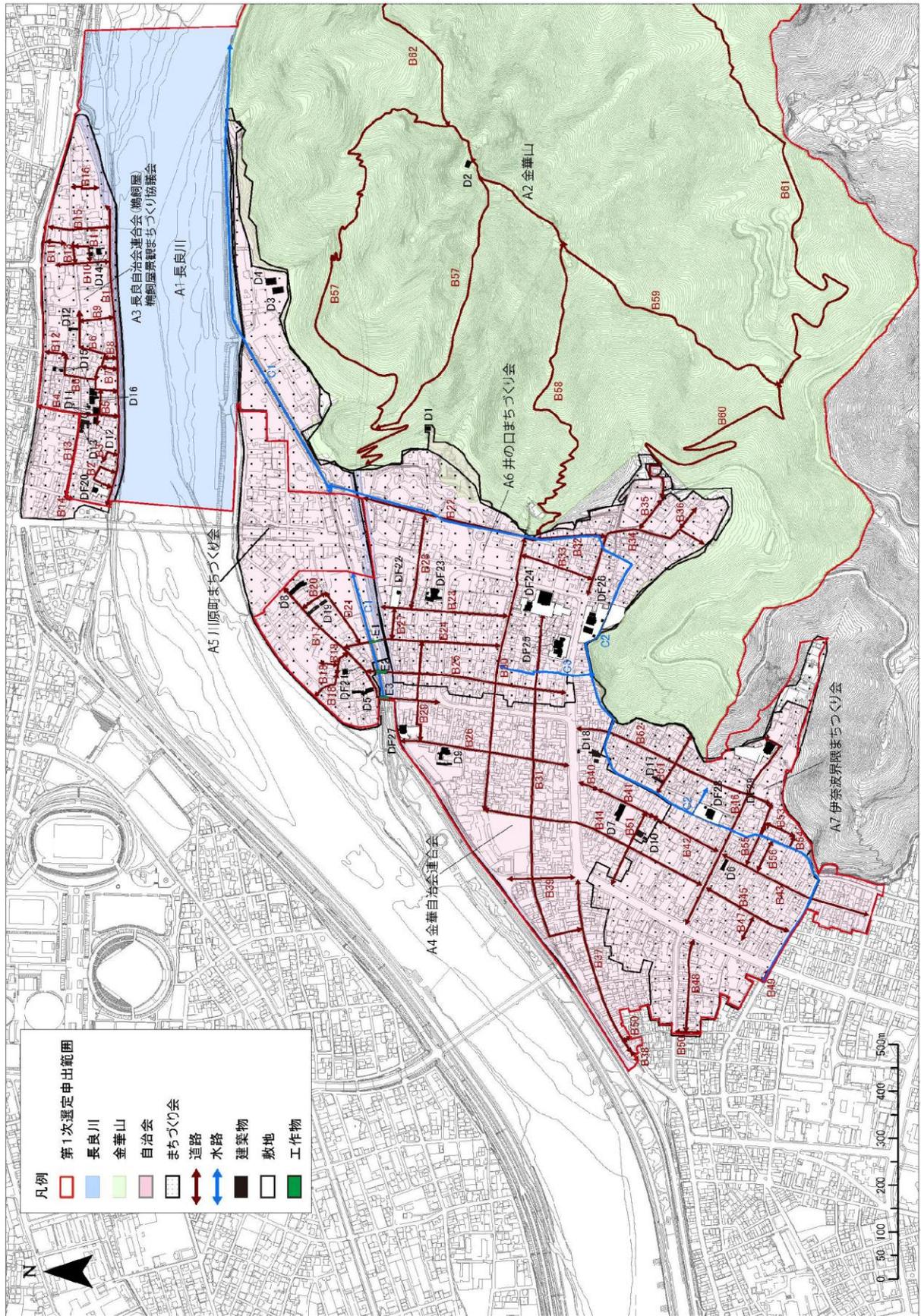


図 5-13 一次選定申出における重要な構成要素位置図

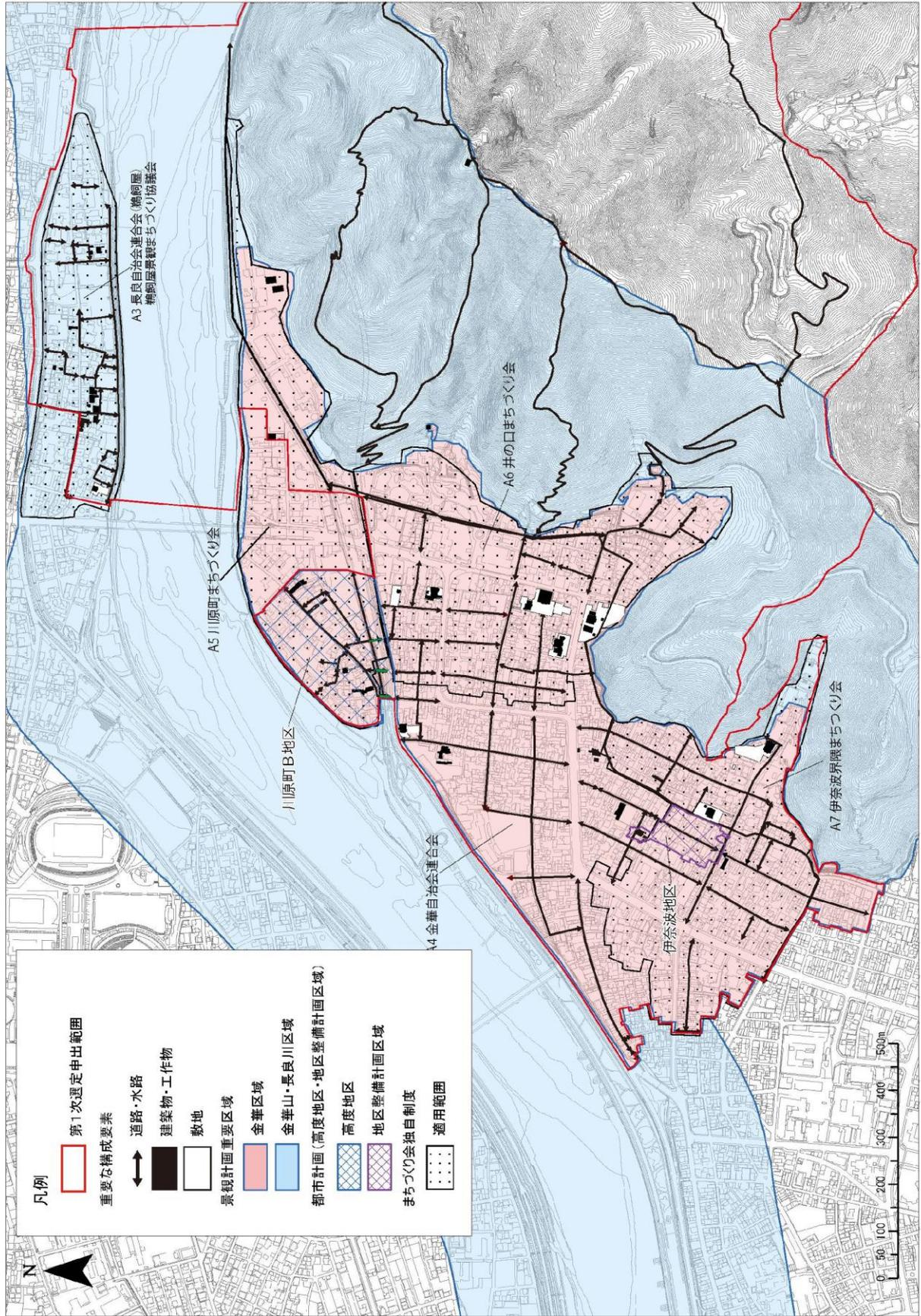
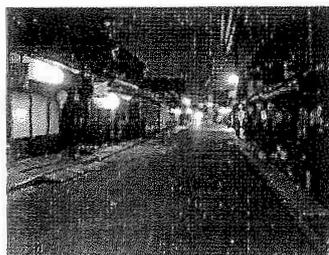
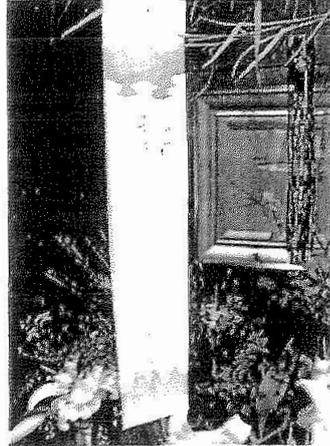
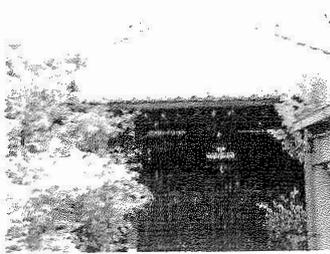
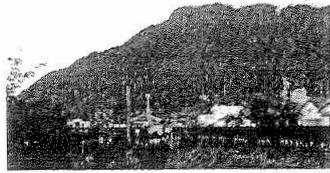
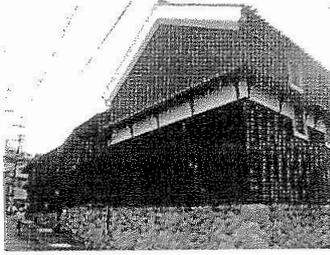


図 5-14 一次選定申出における重要な構成要素と他法令との関係図

【参考資料1】川原町まちづくり協定（平成16年4月施行）

川原町まちづくり協定



湊町・上材木町・御手洗・鏡岩自治会
玉井町自治会
元浜町自治会
川畔町自治会
川原町まちづくり会

2004年4月

「川原町まちづくり協定」の趣旨について

■ この協定のねらい

川原町（湊町、玉井町、元浜町、川畔町の各自治会の範囲）の中でも、長良橋西側の川原町筋（玉井町筋）には、明治時代や古くは江戸時代からの町家が軒や瓦屋根をそろえて立ち並んでいます。

このまちづくり協定の基準の内容は、こうした今も川原町にある家屋群の特徴を考えながらまとめたものですし、これからも守り、さらにより一層良い町並みにしていくために、住民が主体的に作っていくことを目指して提案するものです。

この協定は住民が自主的に決めていくルールですので、法律などによる拘束力はまだありませんが、紳士協定としてこの精神を守って行ければと思っています。家屋の修築などをされる場合にはこの基準を参考にして頂きたいですし、新築や建て替えの場合にも出来る限り配慮して頂きたい事柄です。

住民の合意によるこのまちづくり協定（案）と併せて、岐阜市の側での景観形成のための手続きを進めることができれば、国の「街なみ環境整備事業」等の指定を受けて、建物や公共施設の整備のための補助を受けることができるようにもなります。

■ ここまでの経過

まちづくり会の役員会として、平成15年度は市のまちづくり事業室や岐阜大学などの協力も得て協定案づくりを進めていくこととしました。これまで、金華まちづくり研究会の建築士の方々の案や、平成14年度「まちづくり総合支援事業」でのコンサルタントが作成した案を土台として比較しながら、さらに住民の手作りによる原案の検討とその現地確認を行ってきました。

原案は、地域の範囲、建物の高さや形態、街なみの連続性、空調室外機や広告看板、その他のことについて役員会として検討してまとめたものです。

なお、今回の原案では、玉井町筋（鶉飼乗船所から元浜町の西端まで）の両側で道路に接した部分とその奥行き部分についてのまちなみのルールを検討していますが、今後さらに川原町全体についても検討していくことを視野に入れています。

また、湊町・上材木町・御手洗・鏡岩自治会におきましては、平成13年10月に「湊町・上材木町・御手洗・鏡岩憲章」が作成されていますので、詳細が決定するまではこれを参照していただきたいと考えています。

■ これからの取組みについて

役員会としてまとめたこの原案について、さらにこれから住民の皆さんからご意見を頂いて議論を進め、合意ができるようになれば総会などを開いて「まちづくり協定」として決定したいと考えています。

前 文

私たちの住む川原町は岐阜市を代表する「鶴飼」の遊船乗り場を抱き、長良川のほとり、金華山の麓に位置する中世より川湊として栄えてきたところです。

江戸期には長良川役所が置かれ、紙問屋や材木商などが軒を連ねていた名残を現在の格子のある町家などに留めています。ここでは脈々と伝えられてきた歴史と文化が息づき、守られてきました。また川の匂いを感じ、山の緑を常に仰ぎ見るなど豊かな自然をも享受して参りました。

この育まれた歴史と文化を大事にし、大いなる長良川との共生に心を砕き、更には町並みの景観を継承するなど心掛けて、これからもより心地よく、安心して、また心躍らせて暮らせる魅力ある川原町にしたいと考えます。

そのため、ここに「まちづくり協定」を定め、心を一つにして、更なるまちづくりを進めて参ります。

平成16年4月22日

まちづくりの方針

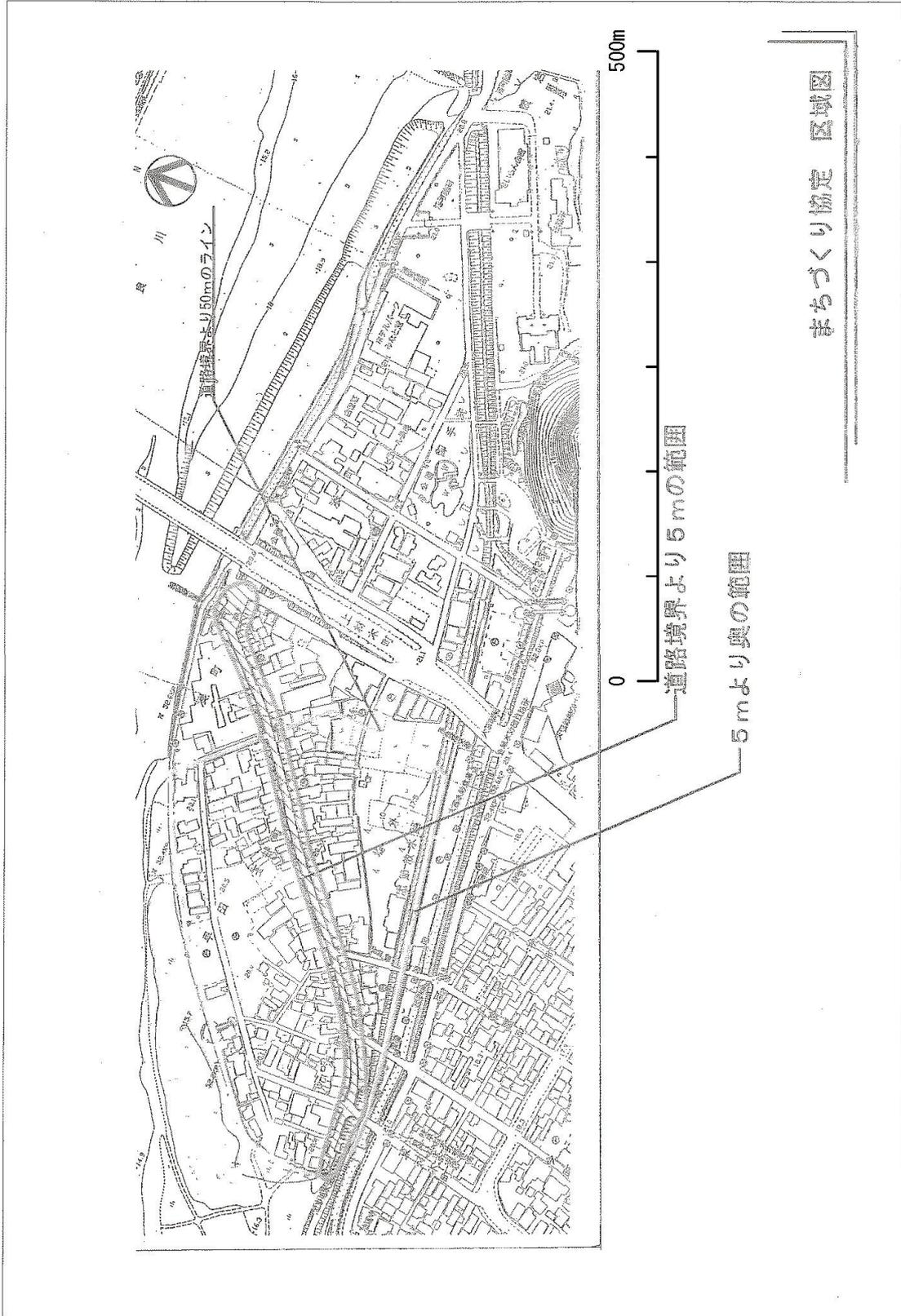
- ・安全で暮らしやすい住環境づくり。
- ・住民相互の連携のもとで、平穏で温かいまちづくり。
- ・自然環境と文化の調和がとれた住環境とまちなみ景観の保持。
- ・伝統的な町並み景観を活かした、歴史と文化の感じられるまちづくり。
- ・災害に強いまちづくり。

テーマ

- ・歴史ある町家の持つ良さを活かしつつ、社会の発展に応じた利便性を享受し、高齢者でも安心して住み続けられるような住宅と、それを取り巻く環境を整えます。
- ・本来このまちが持っていたいろいろな世代が住み、働き、お互いのぬくもりを感じながら未来に向かっていきいきと暮らす～自立するコミュニティー～を再構築します。
- ・金華山や長良川のもとで育まれてきた暮らしや産業の持つ価値を再発見し、次世代へつなぐ取り組みを進めます。
- ・玉井町筋の情緒あるまちなみや長良川沿いの水辺の風景が歩く人に川原町地区の良さを感じさせるような快適で安全な交通空間を整えていきます。
- ・水防、防火、防犯に積極的に取り組むことにより、不安を回避し、安心して暮らせるまちを整備します。

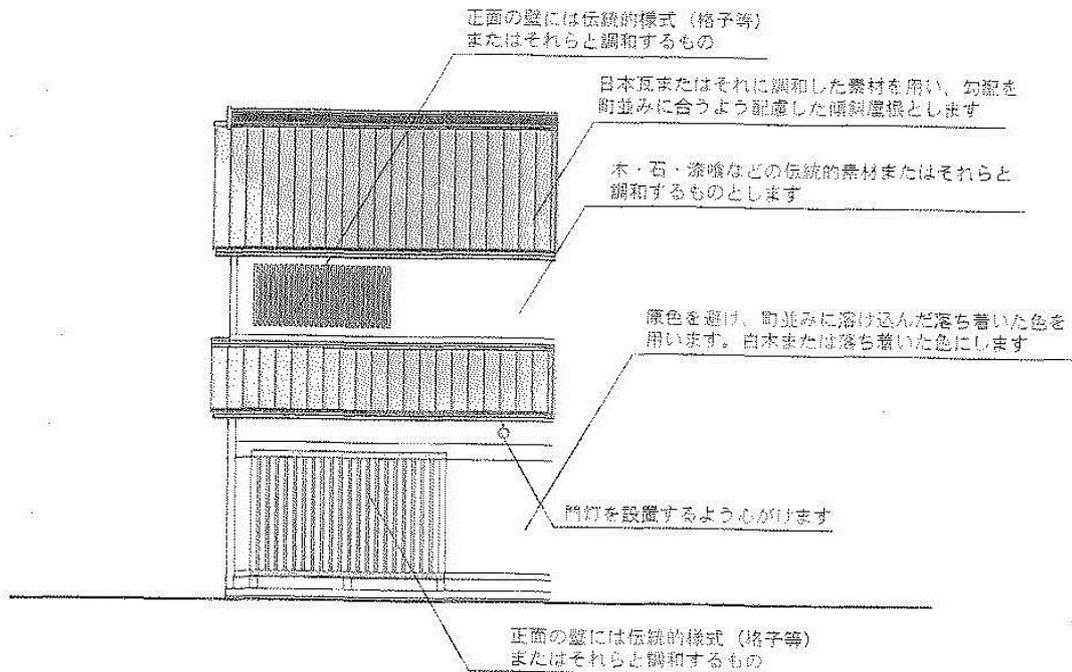
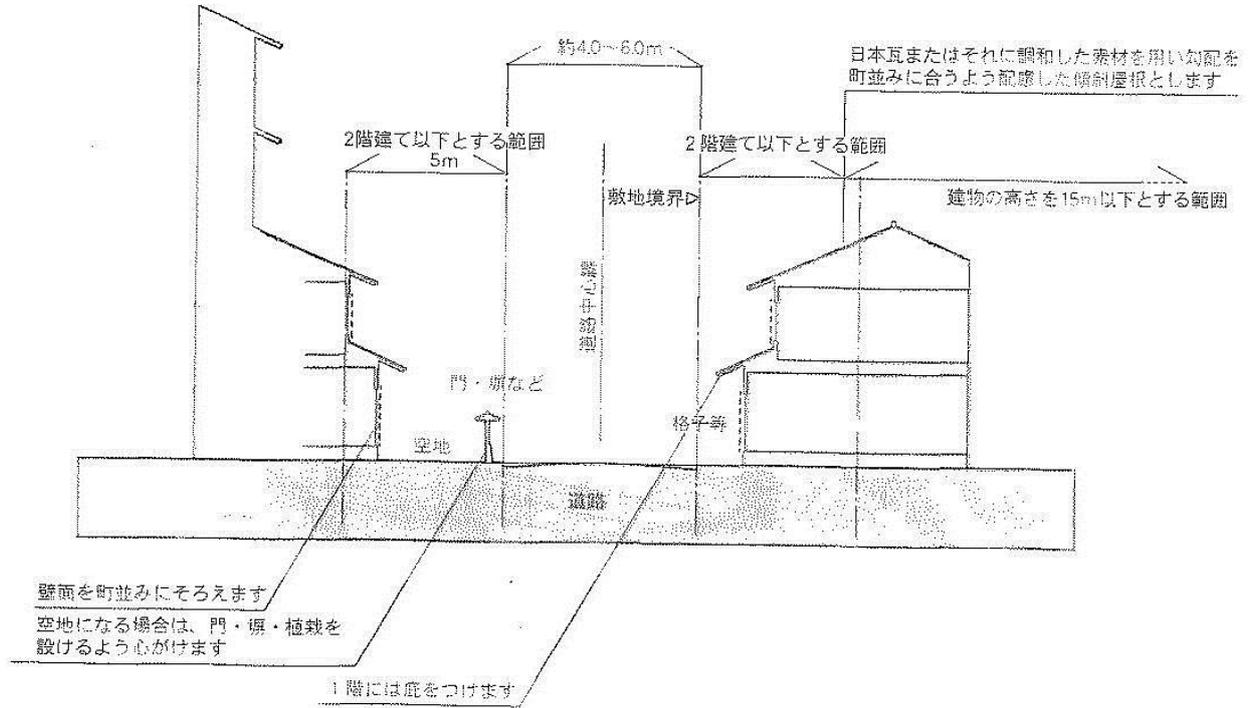
川原町まちづくり協定細則

地区の範囲	湊町、玉井町、元浜町地内で、川原町筋の鶴飼乗船所から元浜町西端までとします。	
建物の高さ	道路に立って見た目線から、町並みの景観が揃って見えるように、道路境界から5mまでは2階建て以下とします。 川原町一帯から、美しい金華山と長良川の眺望が保たれるように、それより奥の範囲も高さを15m以下にします。	
屋根	勾配・材料	日本瓦またはそれに調和した素材を用い、勾配を町並みに合うよう配慮した傾斜屋根とします。
	庇	1階には庇をつけます。
	門灯	町並みに合った門灯を設置するよう心がけます。
正面の壁	位置	壁面を町並みにそろえます。
	材料	木・石・漆喰などの伝統的素材またはそれらと調和するものとします。
	色彩	原色を避け、町並みに溶け込んだ落ち着いた色を用います。白木または落ち着いた色にします。
	デザイン	伝統的様式(格子等)またはそれらと調和するものとします。
側壁	隣地が道路や空き地となっており、建物の側壁が見える場合には、漆喰・石・木などの伝統的素材またはそれらと調和するものとします。 やむをえず金属板などで壁面を覆う際にも、黒漆喰や白漆喰に準じる色調とします。	
町並みの連続性を保ちます。	セットバック・駐車場・空地になる場合は、門・塀・植栽を設けるよう心がけます。	
空調室外機	建物前面には設置しないようにします。やむを得ず設置する場合は木格子等で覆います。	
広告看板	道路面に自家用看板を設ける場合は、町並みにふさわしいものにします。原色系の電飾看板は避けます。	
自動販売機	設置する場合は、町並みにあったものにするよう配慮します。	



※一部加筆

【基準内容のイメージ図】



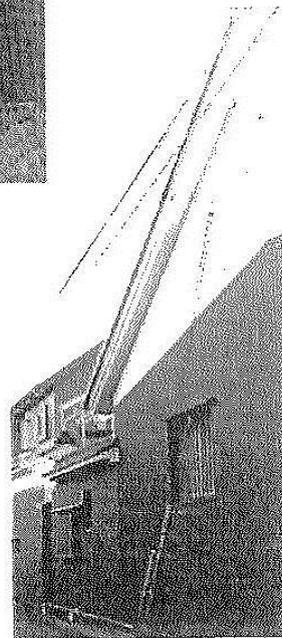
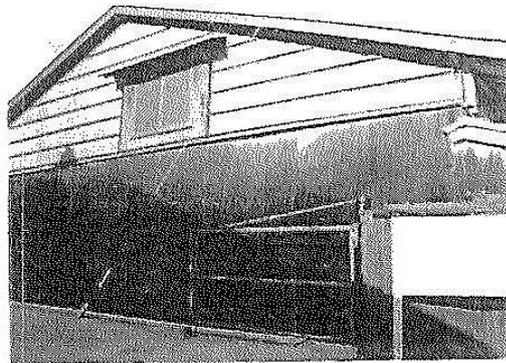
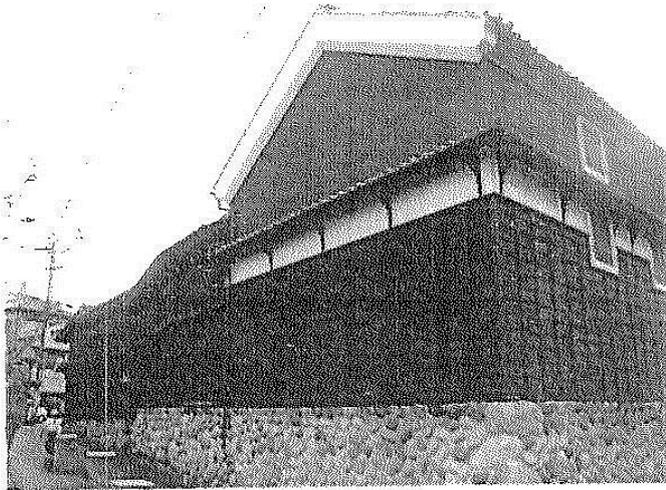
【まちづくり協定の基準内容】

屋根	勾配材料	日本瓦またはそれに調和した素材を用い、勾配を町並みに合うよう配慮した傾斜屋根とします。
	庇	1階には庇をつけます。
	門灯	町並みに合った門灯を設置するよう心がけます。
正面の壁	位置	壁面を町並みにそろえます。
	材料	木・石・漆喰などの伝統的素材またはそれらと調和するものとします。
	色彩	原色は避け、町並みに溶け込んだ落ち着いた色を用います。白木または落ち着いた色にします。
	デザイン	伝統的様式(格子等)またはそれらと調和するものとします。



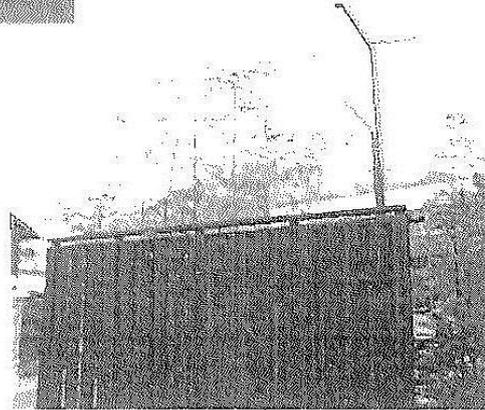
【まちづくり協定の基準内容】

側 壁	<p>隣地が道路や空き地となっており、建物の側壁が見える場合には、漆喰・石・木などの伝統的素材またはそれらと調和するものとします。</p> <p>やむをえず金属板などで壁面を覆う際にも、黒漆喰や白漆喰に準じる色調とします。</p>
-----	---



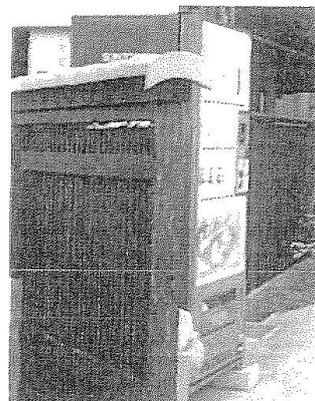
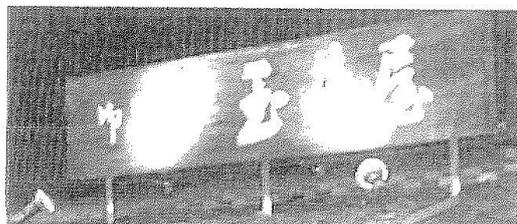
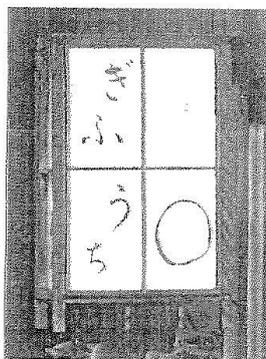
【まちづくり協定の基準内容】

<p>町並みの連続性を保ちます。</p>	<p>セットバック・駐車場・空地になる場合は、門・塀・植栽を設けるよう心がけます。</p>
----------------------	---



【まちづくり協定の基準内容】

空調室外機	建物前面には設置しないようにします。やむを得ず設置する場合は木格子等で覆います。
広告看板	道路面に自家用看板を設ける場合は、町並みにふさわしいものにします。原色系の電飾看板は避けます。
自動販売機	設置する場合は、町並みにあったものにするよう配慮します。



伊奈波界限まちづくり協定

伊奈波通1丁目自治会
伊奈波通2丁目自治会
伊奈波通3丁目自治会
末広町南組自治会
末広町北組自治会
末広町西組自治会
万力町自治会
新桜町自治会
米屋町自治会
白木町自治会
中竹屋町自治会
大和町自治会
松屋町自治会
栄扇町自治会
矢島町1丁目上組自治会
矢島町1丁目中組自治会
矢島町1丁目下組自治会
矢島町2丁目自治会
木造町東組自治会
木造町西組自治会

伊奈波界限まちづくり会

2005年7月24日締結
2005年7月24日施行

伊奈波界限まちづくり審議会事務局（伊奈波界限まちづくり会事務局内）

前文

私たちが住む伊奈波界限は、齋藤道三・織田信長の時代から伊奈波神社の門前町として栄え始め、江戸・明治・大正・昭和と時代を経るなかで、独自の歴史や文化を積み重ねてきました。その名残りは、いまでもなお、歴史的な景観や祭りなどの行事に色濃く残っています。

また、ここ伊奈波界限は、金華山のふもとに位置することから、自然が身近に感じられるまちでもあります。花や緑に囲まれた生活は、都心にあることを忘れさせるほどです。

このような歴史的・文化的な資源や自然環境に恵まれた伊奈波界限はわたしたちの生活に潤いを与えてきました。この界限に暮らすことをわたしたちは誇りに思い、ここでの落ち着いた、風情ある暮らしはわたしたちに安全と安心を与えてくれます。また、来訪者にも憩いの空間を提供しています。

私たちは、この誇るべき伊奈波界限を子々孫々にまで伝えていきたいと思えます。そのために、ここに「伊奈波界限まちづくり協定」を定め、これからも互いに協力し、話し合いながらまちづくりを進めて参ります。

本文

はじめに 旧岐阜町の歴史の中心として発展してきた伊奈波神社界隈において、地域を愛し、その活力を取り戻すために、地域の自然・まち・文化を守り、景観環境を活かした新たな発展と地域の活性のために、地区計画をめざして、ここに住む私たちみんなで作る「まちづくり協定」の遵守と育成を実現していくものです。

基本方針 (1) 伊奈波界隈の自然環境と、そこに伝わる歴史・文化を継承します。
 (2) 伊奈波界隈に住む私たちが誇りを感じ、界隈への来訪者にとっても魅力ある景観を形成します。
 (3) 安全で安心して暮らすことのできる住環境を創り出します。

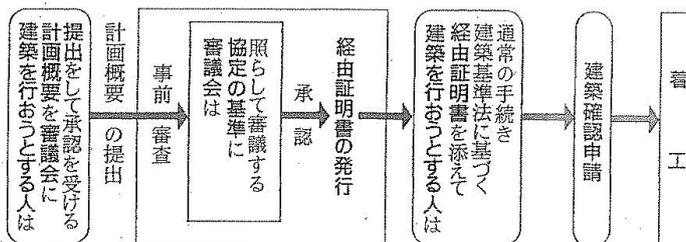
テーマ (1) 四季を感じられる花と緑のあふれるまちづくり。
 (2) 人情味あふれ、自然景観と調和した落ち着いた雰囲気のある昭和の原風景を残したまちづくり。
 (3) 祭り文化を活かしたまちづくり。

区域 伊奈波通1丁目、2丁目、3丁目、末広町南組・北組・西組、万力町、新桜町、米屋町、白木町、中竹屋町、松屋町、矢島町1丁目上組・中組・下組、2丁目、木造町東組・西組、栄扇町、大和町

運営組織 地域の運営に関する事項を処理するために、「伊奈波界隈まちづくり審議会」(以下審議会)を設置します。

運用 地域内において、建築物等の新築および建築物の外観・扉に関する増改築の行為を行おうとする人は、その行為の計画概要を「伊奈波界隈まちづくり審議会」に届け出て、事前審査を受けます。
 [審議会の仕組み] 審議会は、界隈に住む住民で組織し、関係機関や学識経験者と綿密な連携のもとに目的の達成に努めます。なお、審議会の運営基準は別途定めます。

[審議会の流れ図]



整備計画 用途の制限 (1) 風俗営業およびこれに類するもの。
 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、低照度の飲食店、麻雀屋、パチンコ店、スロットルマシーン、テレビゲーム店など、その他これらに類するもの。
 (2) 風俗営業法による宿泊休憩施設および物品販売業。
 ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップなど、その他これに類するもの。
 (3) 建築基準法によるボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場。
 (4) 建築基準法による工場および倉庫業を含む倉庫等をつくりません。

高さの制限 敷地地盤面からの建物の高さは、20m(6階建程度)以下とします。

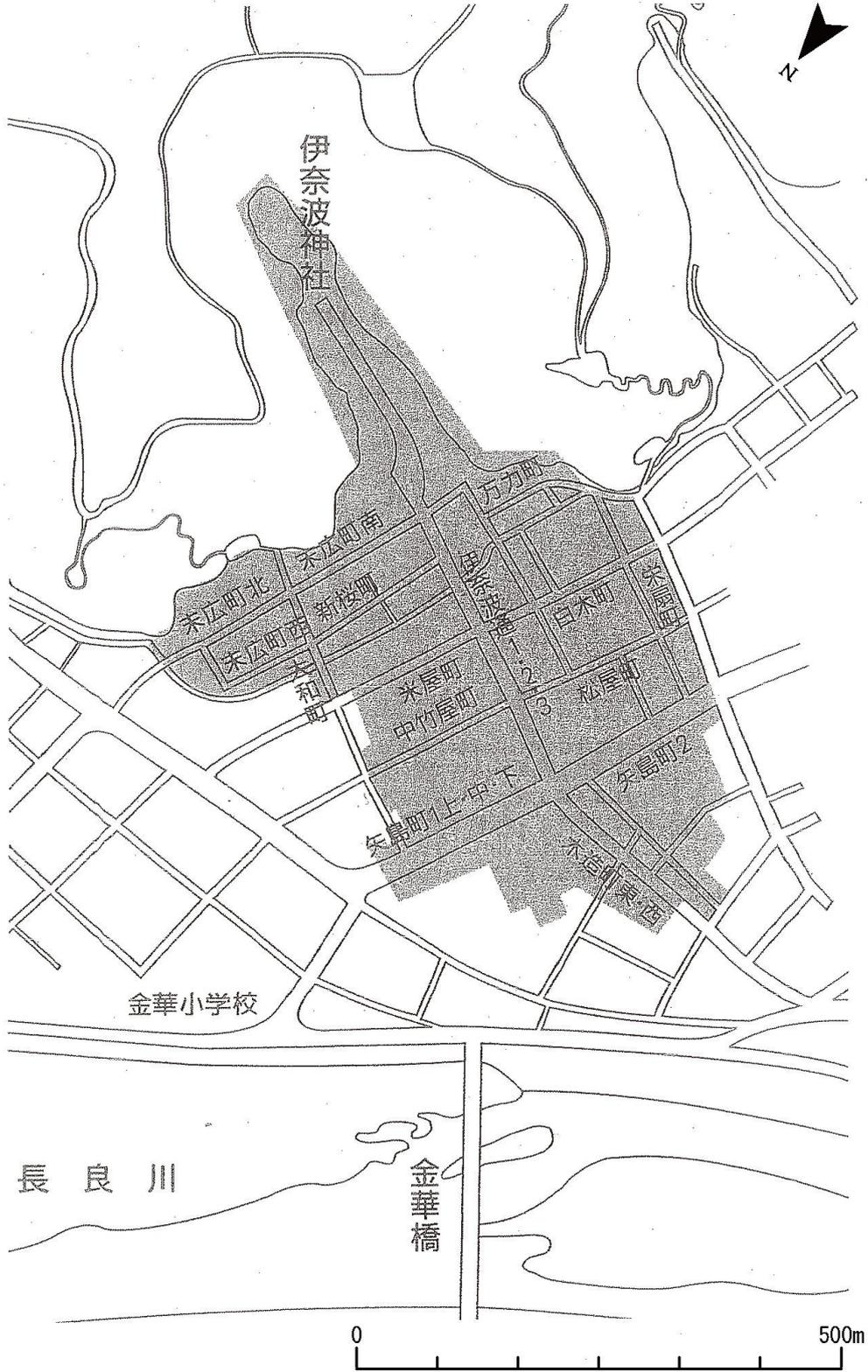
形態と意匠 (1) 建築物の外壁の色は、界隈の基本的な色調と調和し、屋根は、景観に相応しいものとし、できる限り日本瓦葺調を望みます。
 (2) 建築物の外観は、町並みとの調和に配慮します。
 (3) 垣とは、生垣、板垣、竹垣、土塀、石積をさし、防災および景観上好ましくないものをつくりません。

緑化 (1) 敷地内はもちろん界隈の桜や樹木の保存・育成・管理に努めます。
 (2) 建築物の周囲および駐車場、空き地の道路側の緑化に努め、潤いある空間づくりを進めます。

屋外広告物 (1) 自家用のみとし、独立広告物や有害看板等は禁止します。
 (2) 外壁面からの袖看板は、側溝の上にはみださないものにします。
 (3) 看板の色は、原色に近いようなきついものは設置しません。

附則 本協定は、平成17年7月24日より施行する。

協定区域概略図



※一部加筆

■伊奈波界限まちづくり協定による審議会運営基準

1. 本協定の適切な運用を図るため、「伊奈波界限まちづくり審議会」を設置する。
(以下審議会という)
 - ①審議会委員は、自治会連合会長と連合会推薦自治会長、当該自治会長、伊奈波界限まちづくり会の推薦する者で構成する。
 - ②審議会は、委員の互選により会長を選任し、伊奈波界限まちづくり会の会長が招集し、座長を務める。
2. 「審議会」は、次の事項を管掌する。
 - ①本協定の適用区域の決定、変更。
 - ②本区域において建築物等の新築および建築物等の外観・塀に関する増改築行為に関する事前協議および審査する。
 - ③審議会の運営については、伊奈波界限まちづくり会会則に沿って行う。
3. 審議会は、必要に応じて学識経験者・公共団体等関係機関の出席を求め、専門的・技術的意見を聞くことができる。
4. 岐阜市アドバイザー制度により、伊奈波界限まちづくり会のアドバイザーとして岐阜大学地域科学部・山崎仁朗助教授を総会に置いて承認。

【参考資料3】鵜飼屋地区景観協定（平成15年12月施行）

鵜飼屋地区景観協定

1. 協定の目的

長良川右岸にある鵜飼屋地区は、長良川と金華山の自然景観に恵まれ、それと河畔のまちなみが一体となって織りなす景観は、伝統的な鵜飼の営みと調和する、岐阜市を代表する優れた景勝地となっている。また、堤外という特殊な立地であり、歴史的に川と深く関わって発展してきた地区である。

本協定は、鵜飼屋地区の関係者（鵜飼屋景観まちづくり協議会会員及び地区内関係者）の景観まちづくりに対する意思統一を図り、地区の自然、歴史・文化や観光を大切に、鵜飼屋地区をさらに魅力的なまちにするため、景観まちづくりに関わる取り決めを定めるものである。

2. まちづくりの基本方針

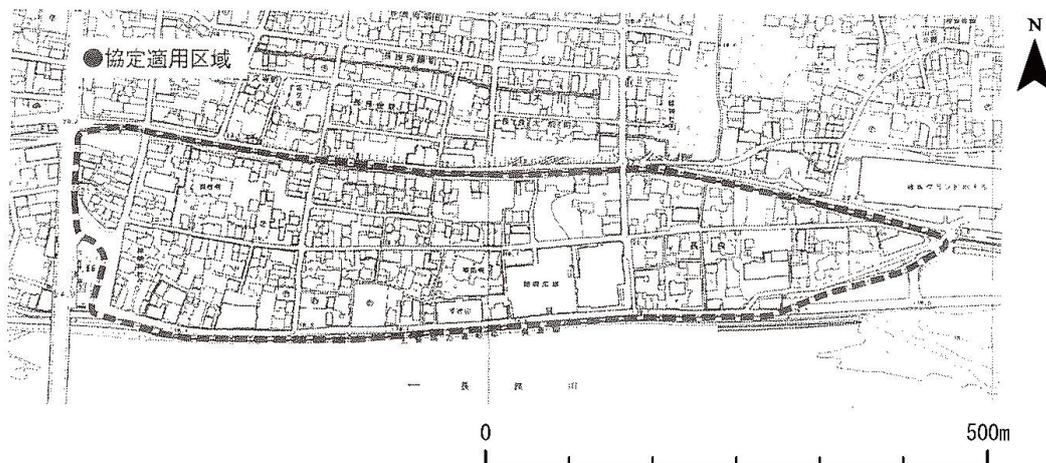
- (1)長良川・金華山の自然景観と伝統的な鵜飼をはじめとする歴史・文化を継承する。
- (2)鵜飼屋地区に住む人が誇りを感じ、地区を訪れる人にとっても魅力あるまちなみ景観を形成する。
- (3)安全で暮らしやすい住環境を創出する。
- (4)地域特性を生かして、広域的な集客交流拠点としての吸引力を高める。

3. まちなみ・まちづくりのテーマ

- (1)印象的で季節感のある花と緑のあふれるまちに
- (2)美しく、落ち着いた雰囲気のあるまちなみに
- (3)長良川・金華山等の自然景観と調和したまちに
- (4)長良川の川文化を生かしたまちに

4. 協定適用区域

本協定の適用区域は、以下に示す区域とする。



※一部加筆

5. 景観協定の運営組織

協定の運営に関する事項を処理するために、「景観協定運営委員会」を設置する。

6. 建築行為等の届出および事前協議

協定適用区域において以下に掲げる行為を行おうとする者は、その行為の計画概要を「景観協定運営委員会」に届け出て、事前協議・調整を行うものとする。（別図参照）

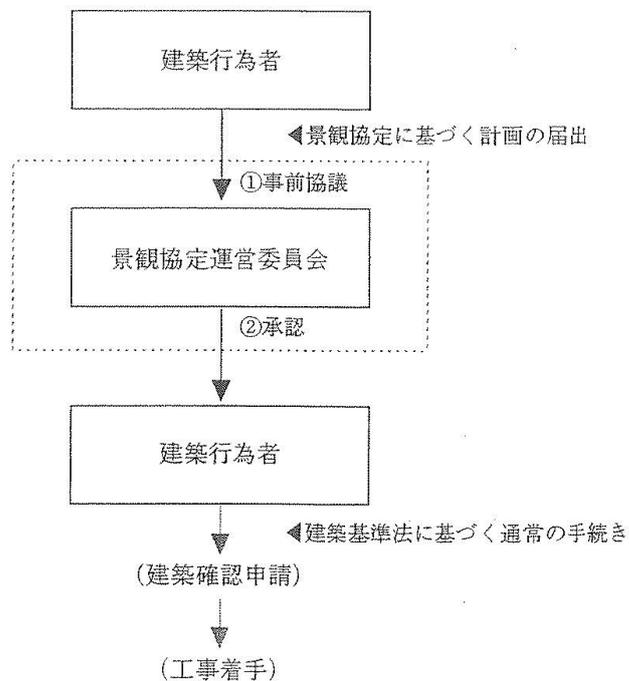
また、「景観協定運営委員会」は事前協議等に関し、必要に応じて公共団体等関係機関との連絡・調整を行うものとする。

- (1)建築物等の新築・増改築
- (2)建築物等の改修・改装

7. 協定の期間

本協定の期間は10年とし、その時点で継続、見直しを改めて協議する。

●別図



●協定のイメージ

建築物の高さ

・対岸や長良橋からの眺望景観に配慮して、建築物の高さは20m以下とする。
 ・鶺鴒の里周辺（中鶺鴒）については、伝統的環境を損なわないよう、建築物の高さを10m以下とする。

建築物の配置

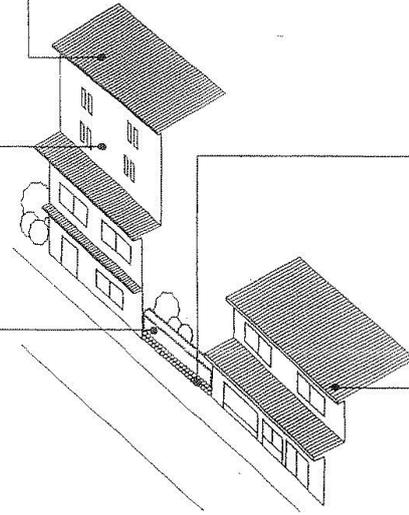
・新道に面する建築物は、道路から後退させるなどゆとりある道路環境とするよう配慮する。
 ・地区内道路に面する建築物の3階以上の部分が道路に圧迫感を与えないよう配慮する。

緑化

・建築物の周囲及び駐車場、空き地の接道部分は、花や緑を取り入れ、うるおいある空間づくりをはかる。
 ・敷地の緑化（立体・屋上緑化等含）をはかる。
 ・河畔に面する空地には高木の植栽に努める。

その他

・鶺鴒の実施時間帯は、長良川に面する窓は、減光、遮光に努めるとともに、広告物の照明は消灯に努める。



色彩・仕上げ

・建築物等の色彩は、周辺環境と調和する落ち着いたものとし、原色や彩度・明度の高いものは避ける。
 ・外観の仕上げは、周辺と調和する落ち着いたものとする。

玉石積み等

・新たに土地の造成及び建築行為等を行う場合、建物等の周囲に玉石積みのデザインを取り入れるなどの工夫をはかる。
 ・長良川沿いの大玉石積みは地区を代表する景観要素とし保存・継承に努める。

建物の形状

・建築物の屋根の形状、デザインは周辺と調和するように配慮する。
 ・店舗の外観はまちなみにぎわいづくりに配慮する。

屋外広告物

・自己用以外のものは掲出しない。
 ・建築物の屋根または屋根の上部等には掲出しない。
 ・建築物等の高さ制限を越える位置には掲出しない。

●鵜飼屋地区景観協定細則

建築物等の新築・増改築及び改修・改装に関する整備規準

建築物の高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・対岸や長良橋からの眺望景観に配慮して、建築物の高さは20m以下とする。 ・鵜飼の里周辺（中鵜飼）については、伝統的環境を損なわないよう、建築物の高さは10m以下とする。
建築物の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根の形状、デザインは周辺と調和するように配慮する。 ・店舗の外観はまちなみにぎわいづくりに配慮する。
建築物の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・新道に面する建築物は、道路から後退させるなどゆとりある道路環境とするよう配慮する。 ・地区内道路に面する建築物は、3階以上の部分が道路に圧迫感を与えないよう配慮する。
色彩・仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の色彩は、周辺環境と調和する落ち着いたものとし、原色や彩度・明度の高いものは避ける。 ・外観の仕上げは、周辺と調和する落ち着いたものとする。
玉石積み等	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに土地の造成及び建築行為等を行う場合、建物等の周囲に玉石積みのデザインを取り入れるなどの工夫をはかる。 ・長良川沿いの大玉石積みは地区を代表する景観要素として保存・継承に努める。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の周囲及び駐車場、空き地の接道部分は、花や緑を取り入れ、うるおいある空間づくりをはかる。 ・敷地の緑化（立体・屋上緑化等含）をはかる。 ・河畔に面する空地には高木の植栽に努める。
屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・自己用以外のものは掲出しない。 ・建築物の屋根または屋根の上部等には掲出しない。 ・建築物等の高さ制限を越える位置には掲出しない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・鵜飼の実施時間帯は、長良川に面する窓は、減光、遮光に努めるとともに、広告物の照明は消灯に努める。

附則

- 1 本協定は、平成15年12月1日より施行するものとする。
- 2 「景観協定運営委員会」（以下、委員会という。）の委員は、まちづくり協議会の会長、副会長、事務局及び各町内の自治会長を充て、任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会には委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によって定めるものとする。委員長は会務を総括して会議の議長となり、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 委員会は必要に応じて公共団体等関係機関の出席を求め、その意見を聴くことができるとともに、専門的・技術的検討を行う機関として下部組織を置くことができる。

建築計画経由証明書

1. 申請者住所氏名

住 所

氏 名

2. 建設場所

岐阜市

上記申請書に係る建築計画は、「鶴飼屋地区景観協定」に適合し、景観協定運営委員会を経由したことを証明します。

平成 年 月 日
経由証明第 号

鶴飼屋景観まちづくり協議会

第6章 文化的景観の整備・活用に関する事項

重要文化的景観として選定された後、整備及び活用のための計画の策定を行う。

整備及び活用のための計画は、整備活用に関する基本方針（第3章3-2）に示した「生活生業や地域社会の持続性の充実」、「市民の学びの場としての機能の向上」、「岐阜市観光の拠点としての魅力の向上」及び「本質的価値に配慮した統一感ある整備の推進」を実現するための事業の方向性を示すものである。

また、地域住民を始めとする市民や観光客の当文化的景観の価値に対する理解を深め、市民活動と岐阜市が行う事業の調和に留意することにより、まちづくり活動の継承や地域の活性化、観光地としての魅力の向上に、市民が主体的に関わることのできる計画の策定を目指す。

6-1 生活・生業や地域社会の持続性の充実に向けた整備・活用

当文化的景観は、長良川流域を生活・生業の場とする住民自身のものである。現在、生業の衰退、高齢化の進行などの課題がある中で、住民の生活・生業を持続可能にすることを目指した整備・活用が求められる。

鵜飼屋地区・川原町地区においては、河畔への動線となる細い道路が、旧城下町地区においては中世末期～近世に整備された流通・往来のための道路が現代に継承されている。今後においても、これら住民の生活・生業の基盤となる道路網の維持・向上を図る。

また、伝統のある自治組織及び自治活動、新たなコミュニティーが設立されているまちづくり会など、地域社会の活動の持続性を高めるための施設・サイン等の整備を検討する。

6-2 市民の学びの場としての機能の向上に向けた整備・活用

当文化的景観は、岐阜市固有の自然を維持する長良川と金華山、「岐阜市発祥の地」としての旧城下町地区・川原町地区、また鵜飼漁を営む鵜匠が暮らす鵜飼屋地区から成り、岐阜市の自然・歴史・文化の象徴として多くの市民に意識される区域である。

岐阜市は、市民を対象とし、これまで無意識に継承した文化的景観の価値を再認識することを目的とし、旧城下町地区の岐阜公園にある文化施設、もしくは川原町地区の鏡岩水源地にある旧水利施設などの充実を積極的に図る。

また、文化的景観の範囲内で営まれる生活・生業を体験する活動、もしくは「まち歩き」等の活動により、地域の魅力の普及に努める。

6-3 岐阜市観光の拠点としての魅力の向上に向けた整備・活用

当文化的景観は、長良川における鵜飼観覧、また斎藤道三・織田信長の拠点としての歴史を持つ金華山・岐阜公園を含み、岐阜県及び岐阜市の代表的な観光拠点として挙げることができる。

岐阜市は、今後もこれらの区域における観光地としての継承を目指し、新たな観光資源となり得る文化的景観の価値を普及することを目的とし、道路網などの基盤、公的施設、町並みなどの整備を積極的に図る。

また、岐阜市固有の魅力をより分かりやすく、かつ触れやすいものとして来訪者に提供するために、サイン・案内板・説明板等の設置を検討する。

6-4 文化的景観の本質的価値に配慮した統一感のある整備の推進

文化的景観の整備事業にあたっては、地域の自然特性、歴史の重層性、文化の継続性により形成された本質的価値を十分に認識し、またそれらを損なわないことが原則であり、その本質的価値に配慮した統一感のある整備及び活用事業の推進を目指す。

重要文化的景観は、景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観から選定されることとなっており、整備及び活用計画の策定にあたっては「岐阜市景観計画」との調整を図ることが重要である。特に建築物等の修理・修景の具体的な方向性は、景観計画重要区域における良好な景観の形成に関する方針及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等との整合を図る。さらに景観重要建造物の指定を推進しながら、現行の複数の助成制度（表 6-1）を活用し、所有者等との協議を適宜図ることにより、対象となる建築物等の歴史性や周辺の町並みと調和した修理・修景となるように努める。

また、文化的景観の本質的価値を表す伝統的な建造物が集積する地区については、所有者、地元自治会等との調整を図りながら、価値の維持とそれと一体となって形成されている景観の保存・活用に配慮するよう努める。

表6-1 文化的景観における修理・修景を助成する制度（平成25年7月現在）

助成メニュー	内 容
文化財保存助成制度	重要文化的景観における重要な構成要素に対しては、その復旧修理及び修景等の工事が国庫からの補助の対象となる。また、国、県、市により指定または登録された文化財に対し、その修理事業等に対する補助が行われる。
景観重要建造物助成制度	岐阜市景観条例の規定に基づき、市長が指定した景観上重要な建造物に対し、その保存のための技術的援助を行い、またはその保存に要する経費の一部を助成する。
川原町歴史的建造物助成制度	川原町ならではの素晴らしい景観を岐阜市の財産として後世に残していくため、町屋等の歴史的建造物の維持・保全や一般建造物を歴史的まちなみに調和させる修景工事を行う際に工事費の一部を助成する。（平成26年3月まで）
ぎふ景観まちづくりファンド	岐阜ならではの美しい歴史的まちなみを後世に守り伝えていくための基金であり、国や史からの資金拠出だけでなく、住民や企業からの寄付金を基金に積み立て、町屋などの歴史的な建物の保全や、変容してしまった町屋の再生、一般家屋などを歴史的まちなみに調査させる改修工事などへの助成を行う。 当面は景観計画重要区域の金華地区（当文化的景観の川原町地区及び旧城下町地区）を助成対象地域とする。

岐阜市は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、当文化的景観の範囲を重点区域（金華・鶯飼屋区域）に含む「岐阜市歴史的風致維持向上計画」の国による認定を受けた（平成25年4月11日）。整備及び活用計画の詳細については、この「岐阜市歴史的風致維持向上計画」と連携しつつ、今後範囲内で行う調査および地域で行うワークショップ等の成果をふまえ策定する予定である。

第7章 文化的景観の保存に必要な運営体制に関する事項

7-1 文化的景観に係る諸分野及び諸機関の連携体制

(1) 文化的景観における諸分野の事業を一体的に推進する体制の確立

岐阜市の文化財行政を所管する教育委員会事務局社会教育課では、文化財の保存・活用に関する業務全般を実施している。その中で、重要文化的景観選定範囲においては、文化的景観が文化財保護施策を面的に包括するものと位置付け、各分野で個別に展開されてきた歴史文化関連の諸施策を連携させ、景観計画、歴史的風致維持向上計画と協調してその保存と活用を図る。

重要文化的景観は、景観計画区域又は景観地区内の文化的景観から選定されることになっており、選定申出範囲は、景観計画重要区域範囲との調整を図ってきたものである。景観計画は、岐阜市の景観行政のアクションプランであり、文化的景観の保護活用のために、まちづくり景観課との連携を推進し、景観計画の円滑な運用を図る。

一方岐阜市では、当文化的景観に含まれる市街地を始め、歴史ある市街地におけるまちづくり関連の多方面の事業を専属的に推進する庁内組織として「歴史まちづくり課」を設置した。歴史まちづくり課では、「岐阜市歴史的風致維持向上計画」を策定し、事業を推進することを始め、当文化的景観における価値や構造と協調したまちづくりを総合的かつ統一的に展開することを目指している。

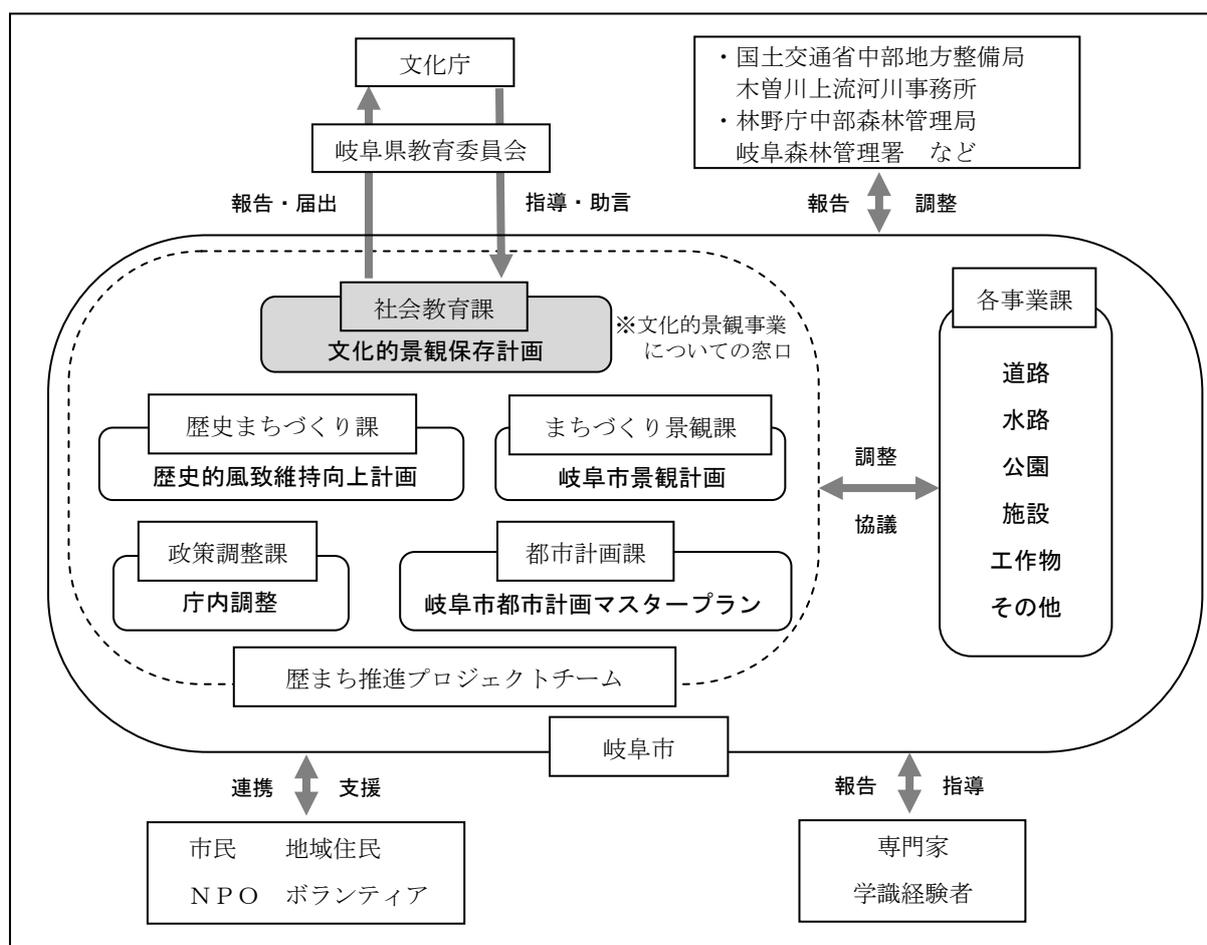


図 7-1 文化的景観保護の運営体制

7-2 市民を始めとする民間による積極的な活動の促進と支援の充実

当文化的景観の範囲においては、住民による自治活動、地域特有の文化資産等を核としたまちづくり会の活動が行われている。これまで岐阜市では、長良川地区や金華山地区の環境保全、川原町地区や旧城下町地区、鶺鴒屋地区の町並み保全、地域住民の自治活動やまちづくり活動に対し、表7-1の各制度により助成を行い協働のまちづくりを推進してきた。今後、当文化的景観の保護のため、それらの制度との連携を検討する。

市設置の一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社（景観整備機構に指定）は、市事業を補完的にを行い、市民活動、まちづくり活動を支え、豊かな個性あるまちづくりの実現及び市民の福祉増進に寄与すること等を目的とした中間支援組織である。その他、「NPO法人ぎふまちづくりセンター」や「NPO法人歴史文化建造物等保存会トラスト岐阜」、「NPO法人長良川環境レンジャー」「長良川文化フォーラム」「ぎふ町家情報バンク」等の民間組織も、当該地域における文化資産の保存と活用に資する事業を展開している。自治会やまちづくり会も含めたこれらの民間組織等と積極的に連携し、市民自らが岐阜市固有の自然、歴史、文化を再認識する機会とし、市民・事業者、NPO、公社、行政がまちづくりの目標や課題を共有し、それぞれの役割分担に基づく協働事業を検討する。

表7-1 市民活動等支援メニュー

支援メニュー	内容
都市景観形成市民団体助成事業 (岐阜市まちづくり推進部)	一定地域における良好な都市景観を形成することを目的として組織された団体を都市景観形成市民として認定し、良好な景観形成にかかる活動に向けた技術的支援と活動費の一部を助成する。 当該地域では、鶺鴒屋景観まちづくり協議会、川原町まちづくり会、伊奈波境界まちづくり会、井の口まちづくり会が助成を受け、地域の文化資産を核とした普及啓発事業を継続して行っている。
景観アドバイザー制度 (岐阜市まちづくり推進部)	市民、民間企業等からの求めに応じ、建築物、工作物などに関する景観の相談を受けるもので、建築意匠、デザイン・色彩、緑化の分野における専門家が、アドバイスをを行う制度。
まちづくりアドバイザー派遣 (一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社)	地域のまちづくり活動に取り組む団体に、まちづくりの専門家をアドバイザーとして派遣し、まちづくり活動への助言やまちづくりについての相談を行うことにより、地域住民の主体的なまちづくり活動の推進を図る。
市民活動支援事業 (岐阜市市民参画部)	協働のまちづくりを推進し、市民が誇りを持てる個性豊かな地域社会を実現するために、岐阜市内における地域社会の課題解決を目的とした「市民活動団体」が実施する市民による自主的かつ公益的な事業の支援を図る。 これまでに、まちづくり会のほか、長良川や金華山の環境を向上する活動を行う団体などへの支援を行っている。

7-3 国・県・他市町村との広域連携体制の推進

岐阜市内を中心とした当文化的景観に関連する行政諸機関や諸民間団体等との連携体制を早期に構築するのみならず、長良川の流域を対象とした広域的な連携体制の推進を図る。

岐阜市では、長良川流域の固有の川文化を再考し、流域 17 市町の一体感の醸成を図りつつ、21 世紀の新たな地域活性化につながる自治体、諸団体等との協力関係やネットワークの構築を図るものとして、平成 13 年度に「川文化ネット・ながら」として、アクションプランの作成、文化資源等の調査及びデータベースの作成、ポータルサイトの企画及びサイトの構築を行っており、これら広域連携基盤を活用した活動の推進体制を構築する必要がある。

第一に長良川流域の市町村ならびに河川管理者である国および岐阜県を始めとする行政の連携を図るとともに、「長良川文化フォーラム」を始めとする流域の自然、歴史、文化の継承に取り組む NPO や企業等の民間団体等、大学等の専門家との連携を密接に図ることを目指す。